

清掃事業概要

令和6年版（令和5年度実績）

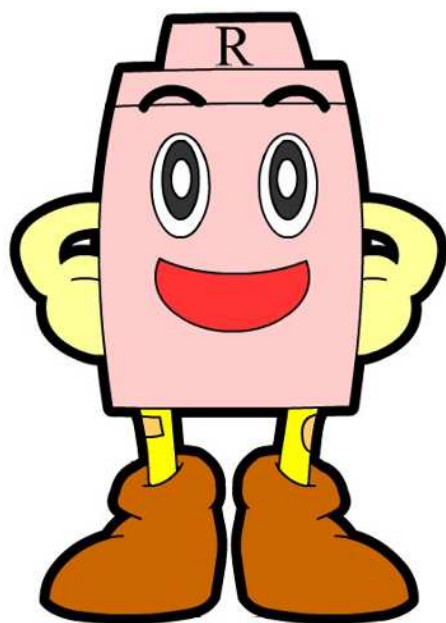


電気式ごみ収集車 及び
電気式ごみ収集車用電池ステーション

所沢市環境クリーン部

1人一日10グラムずつごみを減らすと、
年間で約8,800万円の経費削減につながります。

リックです。
よろしく！



リサイクル啓発キャラクター リック

目 次

I	市の概要	
1.	所沢市域図	1
2.	総説	2
3.	年度別行政区域内世帯数・人口の推移	2
II	機構の概要	
1.	組織図及び事務分掌	3
2.	清掃部門職名別人員配置表	4
III	予算・決算	
1.	令和5年度当初予算（一般会計・清掃費）	5
2.	令和6年度当初予算（一般会計・清掃費）	6
3.	年度別清掃費の推移	7
4.	年度別1世帯当たり・1人当たり・1トン当たりごみ処理原価	9
IV	ごみ処理編	
1.	ごみ量	10
(1)	令和5年度総ごみ量内訳	10
(2)	年度別総ごみ量・市民1人1日当たり排出量の推移	10
(3)	令和5年度ごみ処理量（収集・持込分）の内訳	11
(4)	年度別ごみ処理量（収集・持込分）の推移	11
(5)	年度別・月別「燃やせるごみ」処理量（収集・持込分）の推移	12
(6)	年度別・月別「粗大ごみ」処理量（収集・持込分）の推移	13
(7)	年度別・月別「破碎ごみ類」処理量（収集・持込分）の推移	13
(8)	年度別・月別「びん・かん・スプレー缶」処理量（収集・持込分）の推移	14
(9)	年度別・月別「容器包装プラスチック」処理量（収集・持込分）の推移	14
(10)	年度別・月別「ペットボトル」処理量（収集・持込分）の推移	15
(11)	年度別・月別「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」処理量（収集・持込分）の推移	15
(12)	年度別・月別「小型家電製品」処理量（収集・持込分）の推移	16
(13)	年度別・月別「古着・古布」処理量（収集分）の推移	16
(14)	年度別集団資源回収量の推移	17
(15)	年度別拠点回収量の推移	17
(16)	年度別事業活動から排出されるごみ量の推移	17
(17)	年度別・主体別総ごみ量の推移	18
(18)	令和5年度ごみ処理フロー	18
(19)	年度別「焼却処理量・焼却処理率」の推移	18
(20)	年度別「資源化量・リサイクル率」の推移	19
(21)	年度別「埋立て量・埋立て率」の推移	19
(22)	ごみ処理の指標	19
(23)	年度別資源化量の内訳	20

2. 減量・資源化	21
(1) ごみ減量、リサイクルの啓発	21
(2) リサイクルふれあい館（愛称「エコロ」）運営事業	21
(3) 総合学習資料の作成	22
(4) 市内事業者向けのごみ減量化等に関する呼びかけ	22
(5) 庁内古紙回収事業、古紙リサイクル事業	22
(6) 集団資源回収事業報償金交付制度	23
(7) 集団資源回収事業参加協力業者助成金交付制度	23
(8) 牛乳パックリサイクル事業	24
(9) 古着・陶磁器リサイクル事業	24
(10) 廃食用油リサイクル事業	24
(11) 単一素材プラスチック等リサイクル事業	24
(12) 食品ロスゼロのまち促進事業	25
(13) 生ごみ減量化・資源化推進奨励事業	25
(14) 生ごみ資源化推進事業	27
(15) 東所沢エコステーション（資源物の受入施設）	27
3. 分別・収集・運搬	28
●収集区域図	29
(1) 分別収集体系の変遷	30
●食品ロスとは？	31
(2) 年度別ごみ集積所（ステーション）設置数の推移	32
(3) 清掃車両台数	33
4. 中間処理	34
(1) 令和5年度のごみ処理のしくみ	35
(2) 一般廃棄物処理手数料の推移	36
(3) 施設の概要	37
(4) 年度別燃やせるごみ組成分析	42
(5) 年度別燃やせるごみ三成分	42
(6) 年度別破碎ごみ類組成分析	43
(7) 東・西クリーンセンターダイオキシン類測定データ	44
5. 最終処分	45
(1) 施設の概要	46

V し尿処理編

1. し尿処理の現状と課題	49
2. 施設の概要	50
3. 年度別水洗世帯数・浄化槽世帯数・くみ取り世帯数・総世帯数の推移	55
4. し尿・浄化槽汚泥処理	52
(1) 令和5年度月別し尿・浄化槽汚泥処理量の推移	52
(2) 年度別し尿収集量	52
(3) し尿処理量の推移	53
5. し尿・浄化槽汚泥汲み取り車両台数（委託業者・許可業者）	53
6. し尿処理手数料の推移	54
7. 所沢市衛生センターの放流水の水質測定結果	55
8. 所沢市衛生センターの敷地境界における悪臭測定結果	55

VI 資料編

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	56
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	68
所沢市廃棄物減量等推進審議会条例	75
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	77
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則	79
所沢市リサイクルふれあい館条例	81
所沢市クリーンセンター規則	82
所沢市浄化槽設置指導要綱	84
所沢市浄化槽整備事業補助金交付要綱	87
所沢市ごみ集積所設置基準	94
「粗大ごみ訪問運び出し収集」取扱基準	100
所沢市ふれあい収集実施要綱	101
所沢市一般廃棄物処理業許可取扱要綱	103
許可業者が事業系一般廃棄物を搬入する場合の搬入検査の実施、指導及び処分基準	108
所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化の推進に関する要綱	110
所沢市事業系古紙回収協力店登録制度実施要綱	112
所沢市生ごみ減量化・資源化を推進するための奨励に関する要綱	114
所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱	117
所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱	122
ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	125
浄化槽清掃業許可業者名簿	127
一般廃棄物処分業許可業者名簿	127
一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿	128
一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿（家電）	130

VII ごみ処理の変遷

ごみ処理の変遷	131
---------	-----

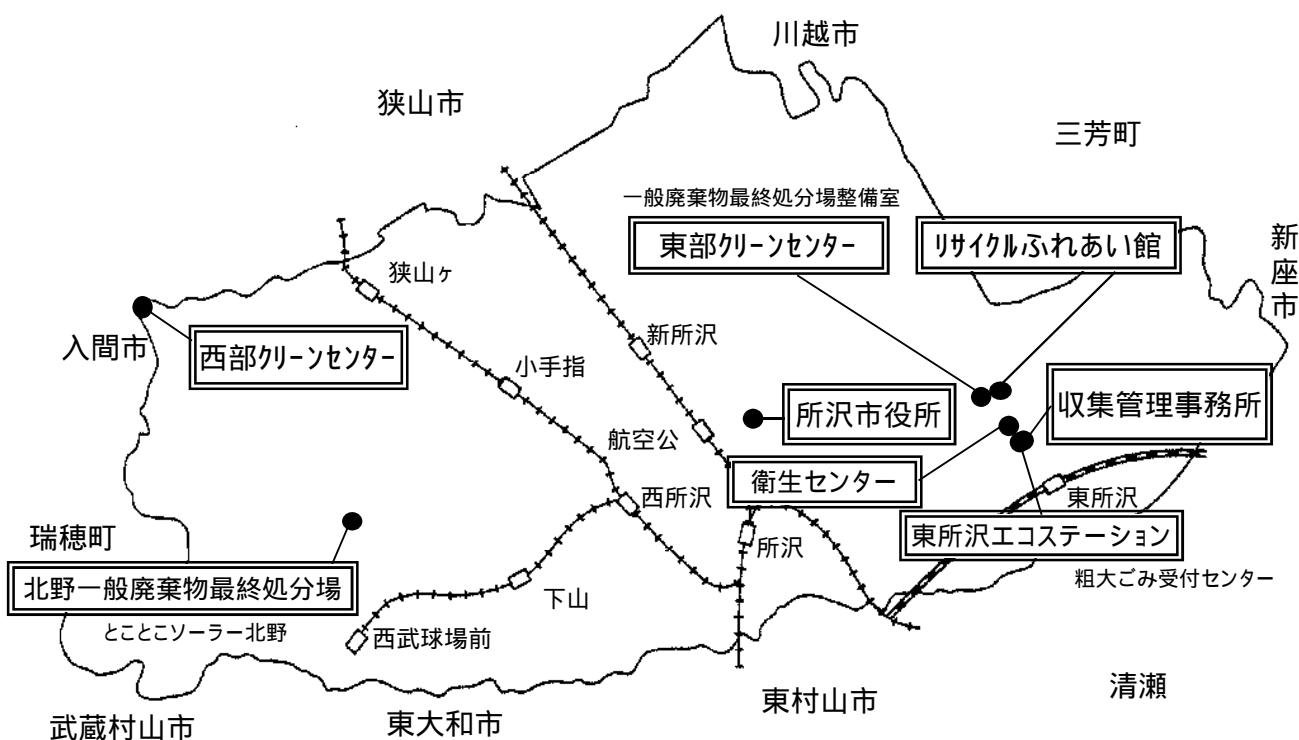
市の概要



市庁舎屋上から航空公園を望む

1. 所沢市域図

面積 72.11km²
 東端 東経139°23'
 西端 東経139°22'
 南端 北緯35°46'
 北端 北緯35°51'
 周囲 57.0km
 東西 15.1 km
 南北 8.9 km



2. 総 説

所沢市は、埼玉県の南西部に位置し、南は狭山丘陵の南寄りを東西に走る尾根及び柳瀬川を境に東京都と接し、北西は狭山市、入間市、北東は三芳町、東は新座市に接している。昭和18年に所沢町と近隣の松井、富岡、小手指、山口、吾妻の5村が合併し、昭和25年に埼玉県で8番目に市制を施行した。昭和30年には、三ヶ島、柳瀬の2村と合併し、現在の市域となった。

市制施行当時は、人口4万2千人余りで、畑、茶畑、水田、雑木林の広がる農業中心のまちであった。その後、昭和34年に現在の新所沢地区に住宅団地が建設され、また高度経済成長時代には都心への交通の利便性から市内各地で大規模な宅地開発が行われた。このように急激な人口増加と共に首都圏有数の住宅都市へと変貌し、平成19年には人口が34万人に達している。

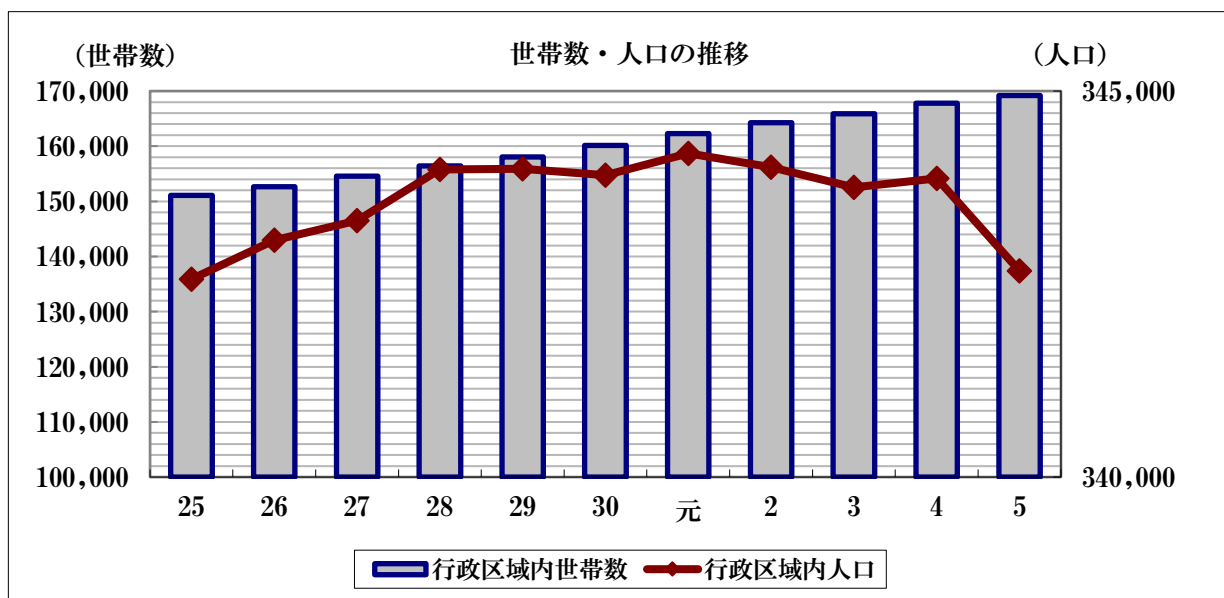
また、市の中心に位置する米軍所沢通信基地はこれまでに約7割が返還され、わが国の航空発祥の地を記念した航空記念公園や市民文化センターをはじめ、各種文教施設や福祉医療施設、官公署などが整備され本市の中心的な役割を担う地域となっている。

令和2年には市制施行70周年を迎え、県内はもとより首都圏でも有数の自然環境と人口規模を有する本市は、首都圏30kmに位置していることや都心へのアクセス、交通の要所という地理的好条件のもと、県南西部地域の中核都市としてさらなる発展が期待されている。

3. 年度別行政区域内世帯数・人口の推移

各年度末日現在

年度	行政区域内世帯数	前年度伸び率 (%)	行政区域内人口	前年度伸び率 (%)
25	151,090	0.82%	342,564	-0.13%
26	152,639	1.03%	343,067	0.15%
27	154,559	1.26%	343,321	0.07%
28	156,403	1.19%	343,986	0.19%
29	158,066	1.06%	343,993	0.00%
30	160,130	1.31%	343,912	-0.02%
元	162,263	1.33%	344,193	0.08%
2	164,287	1.25%	344,014	-0.05%
3	165,875	0.97%	343,752	-0.08%
4	167,820	1.17%	343,867	0.03%
5	169,186	0.81%	342,671	-0.35%



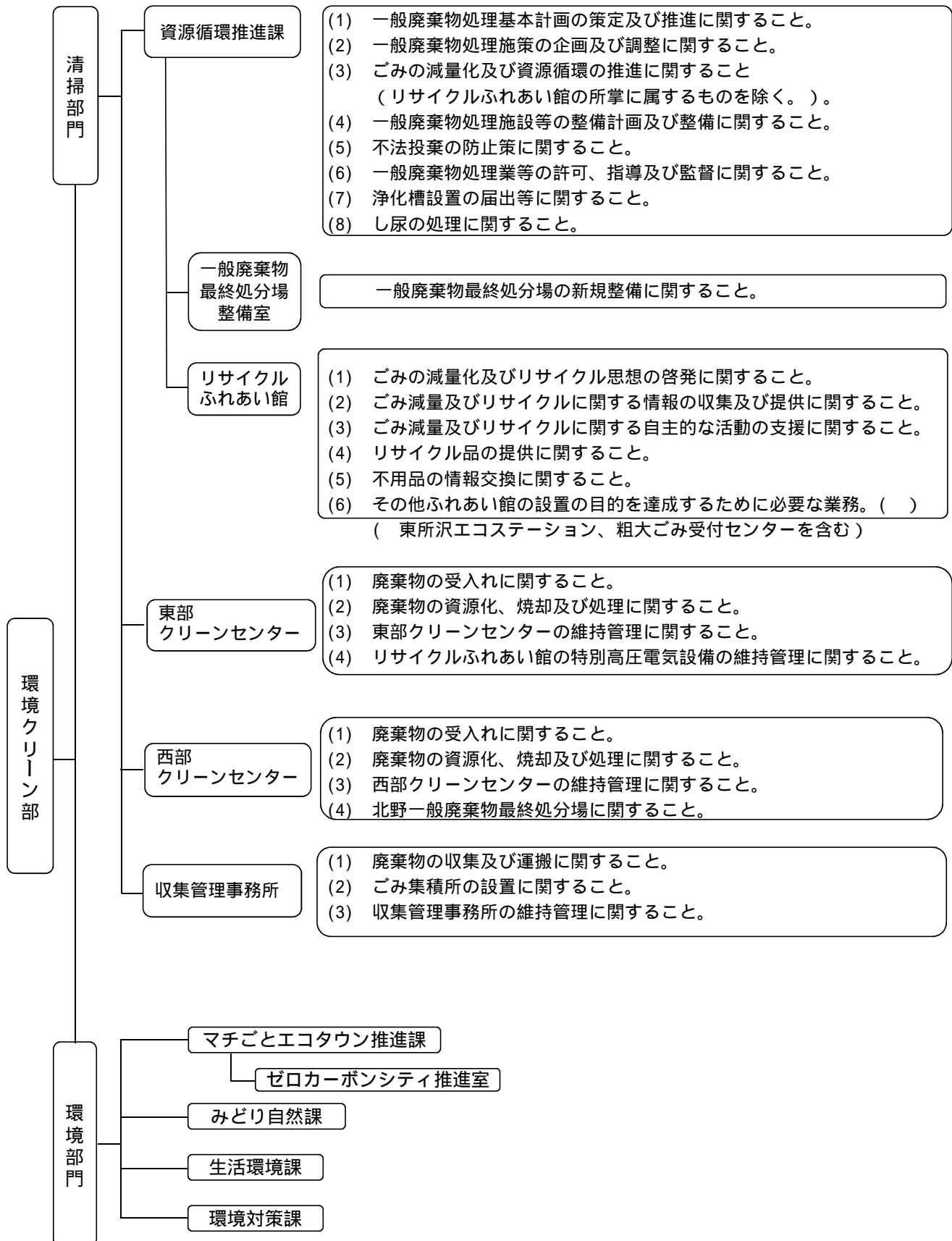
機構の概要



東部クリーンセンター前の電光掲示板

1. 組織図及び事務分掌

令和6年4月1日現在



2. 清掃部門職名別人員配置表

令和6年4月1日現在

課・担当	行政職					現業職				合計
	部長 次長 参事	課長 所長 室長 主幹 副主幹	主査	主任	主事 技師 汽缶手	自動車 運転手	機 械 操作員	衛生手	整備員	
総 括	2									2
資源循環推進課		2								2
総務担当			2	4	2					8
許可・指導担当			1	3	1					5
一般廃棄物最終処分場整備室		1	5	4	1					11
リサイクルふれあい館(粗大ごみ受付センター含む)			4	6		4				14
小 計		3	12	17	4	4				40
東部センター		2								2
総務担当			3							3
受入担当 <small>(1名は施設運営担当と兼務)</small>			3				5		1	9
施設運営担当			1	1	1					3
小 計		2	7	1	1		5		1	17
西部センター		1								1
総務担当			1							1
施設担当			3							3
受入担当			1							1
小 計		1	5						1	6
収集管理事務所		1								1
収集担当			4	6		33		16		59
総務担当			1	1						2
小 計		1	5	7		33		16		62
合 計	2	7	29	25	5	37	5	16	2	127

は再任用含む。

予算・決算

ごみ処理ってお金が
かかるから、ごみを
減量しよう！！

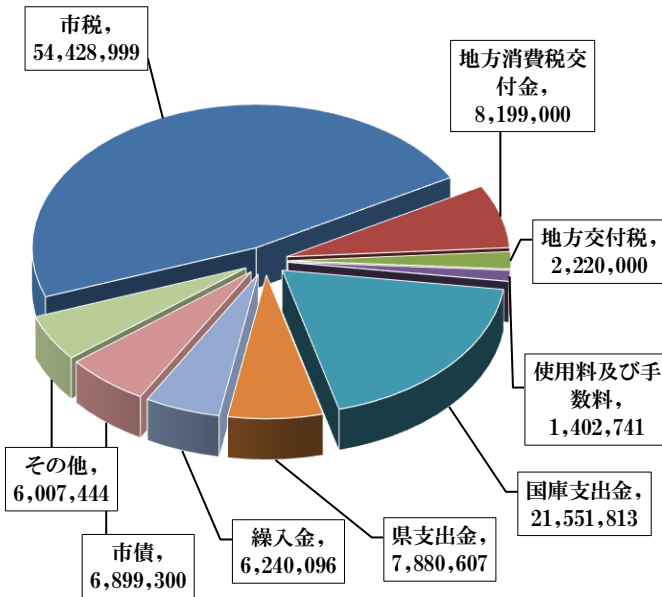


1. 令和5年度 当初予算（一般会計・清掃費）

・令和5年度 一般会計当初予算

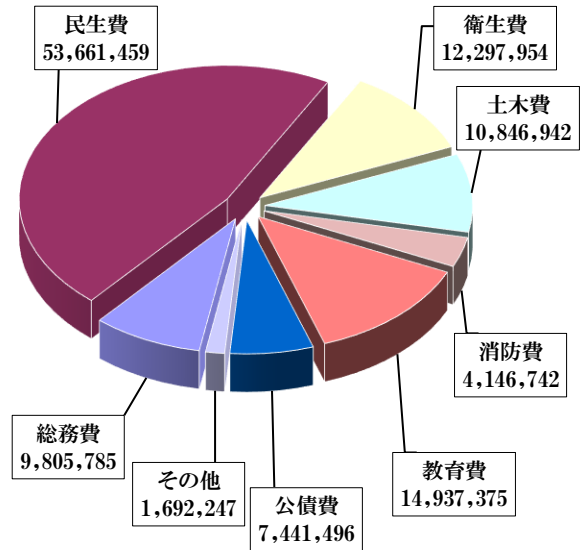
歳入：114,830,000千円

(単位：千円)



歳出：114,830,000千円

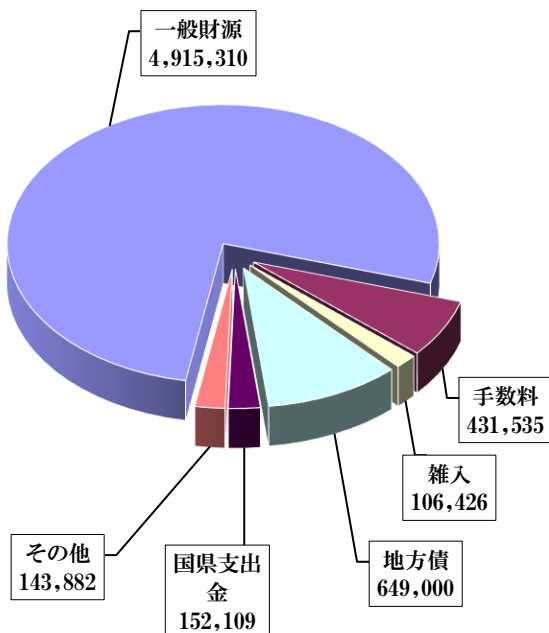
(単位：千円)



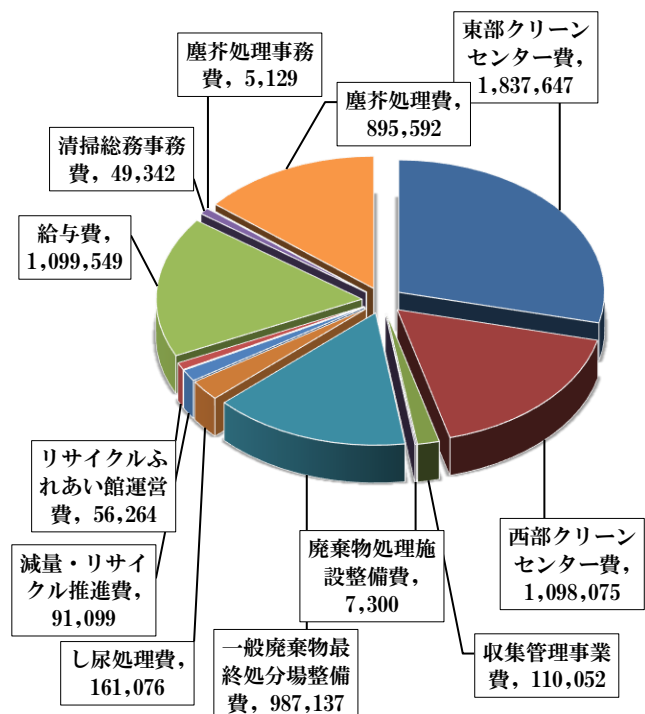
・令和5年度 清掃費当初予算

歳入：6,398,262千円

(単位：千円)



歳出：6,398,262千円

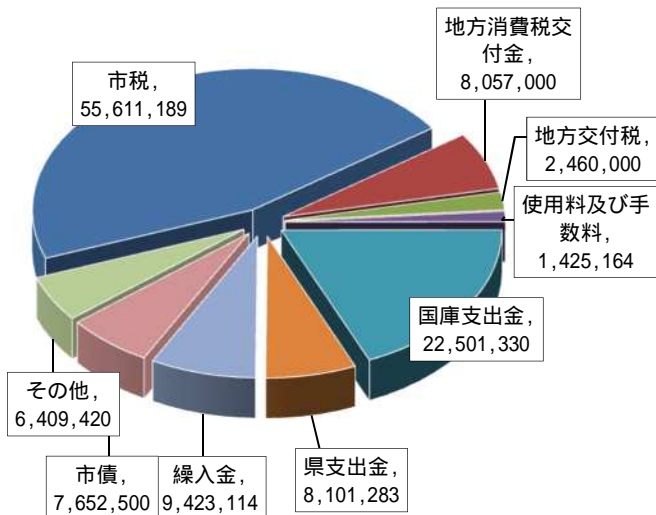


2. 令和6年度 当初予算（一般会計・清掃費）

・令和6年度 一般会計当初予算

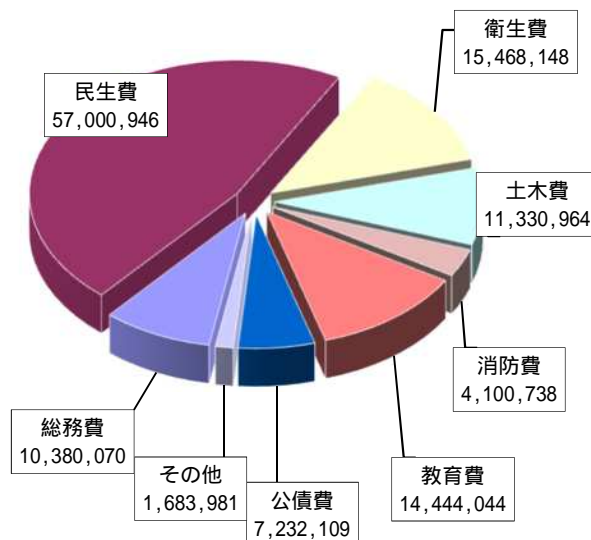
歳入：121,641,000千円

(単位：千円)



歳出：121,641,000千円

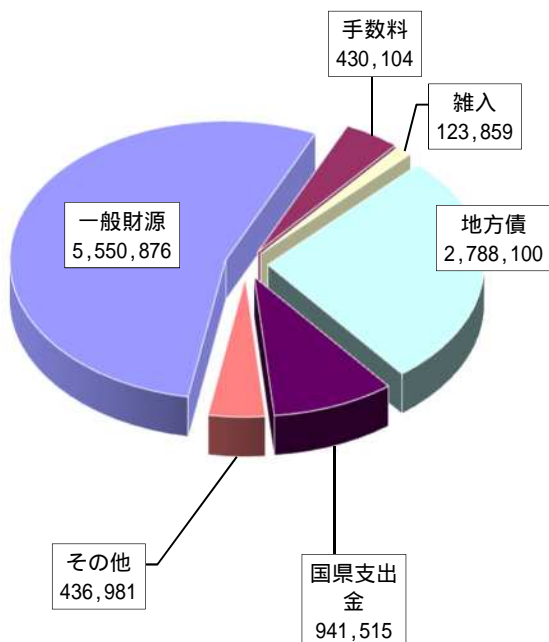
(単位：千円)



・令和6年度 清掃費当初予算

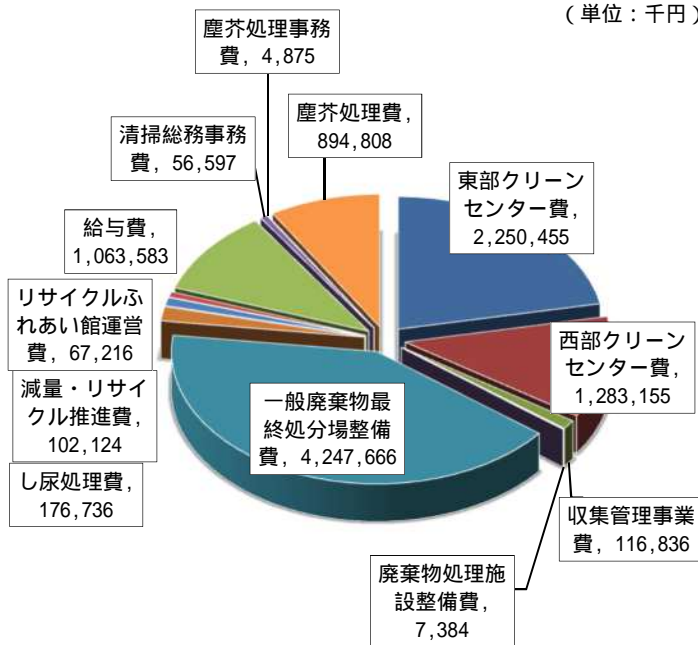
歳入：10,271,435千円

(単位：千円)



歳出：10,271,435千円

(単位：千円)



3. 年度別清掃費の推移

区分	令和2年度		令和3年度	
	決算額	前年比(%)	決算額	前年比(%)
給与費	1,219,761	▲11.2	1,120,531	▲8.1
清掃総務事務費	31,920	22.8	42,233	32.3
塵芥処理事務費	5,268	41.1	4,264	▲19.1
塵芥処理費	878,601	▲11.8	882,563	0.5
東部クリーンセンター費	3,941,711	▲30.2	1,854,237	▲53.0
西部クリーンセンター費	1,165,724	3.3	1,149,943	▲1.4
廃棄物処理施設整備費	7,025	▲97.1	7,056	0.4
一般廃棄物最終処分場整備費	517,831	25.1	120,658	▲76.7
収集管理事業費	76,508	-	79,746	-
減量・リサイクル推進費	79,932	3.1	76,117	▲4.8
リサイクルふれあい館運営費	45,238	8.2	43,429	▲4.0
し尿処理費	139,481	6.6	137,119	▲1.7
合計	8,109,000	▲20.3	5,517,896	▲32.0
一般会計歳出決算額	144,457,489	28.4	117,661,700	▲18.5
清掃費の占める割合	5.6%		4.7%	

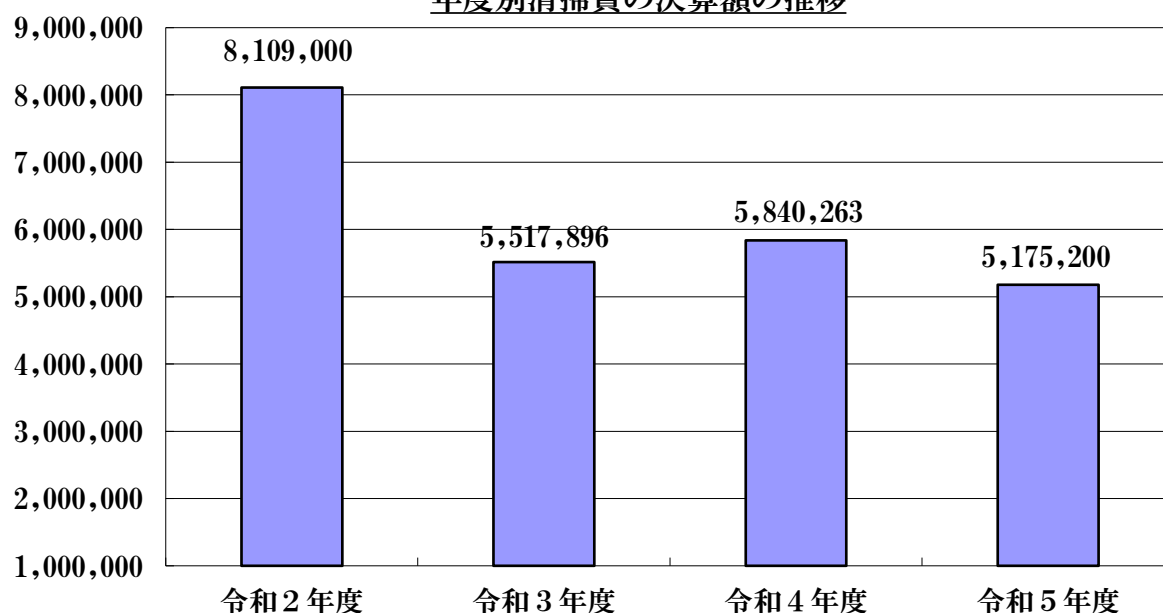
※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

※令和6年度については当初予算額。その他は決算額。また、▲はマイナスを表す。

※「一般廃棄物最終処分場整備費」は、平成30年度から「廃棄物施設計画費」より名称変更。

(千円)

年度別清掃費の決算額の推移

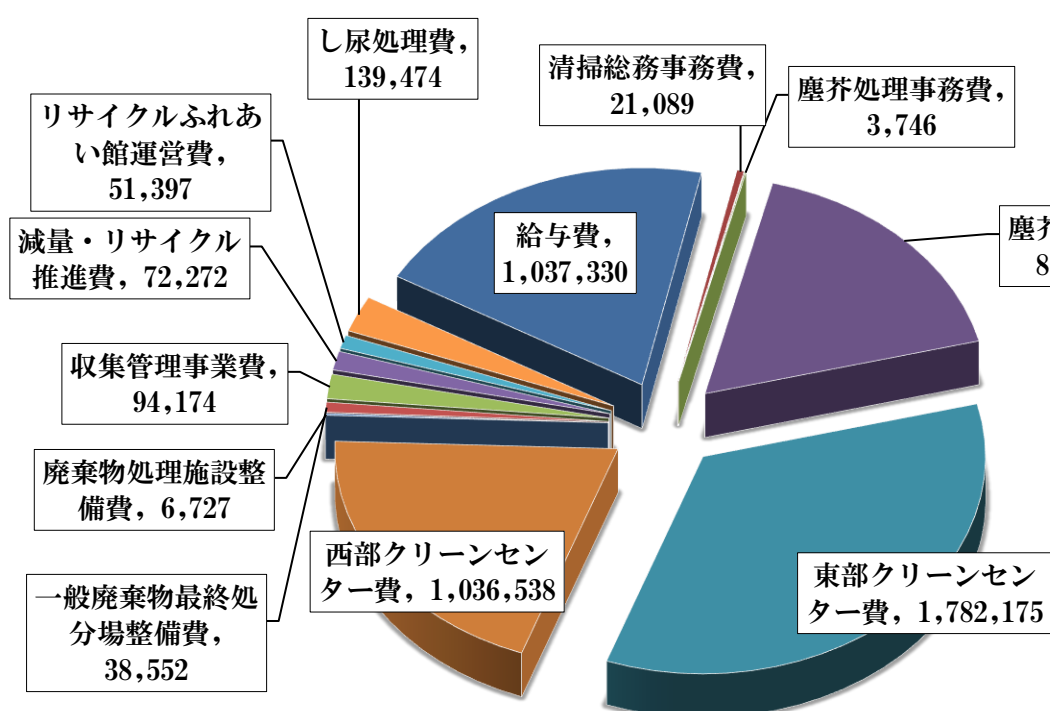


単位：千円

令和4年度		令和5年度		令和6年度
決算額	前年比(%)	決算額	前年比(%)	当初予算額
1,091,947	▲2.6	1,037,330	▲5.0	1,063,583
28,116	▲33.4	21,089	▲25.0	56,597
3,828	▲10.2	3,746	▲2.1	4,875
884,230	0.2	891,726	0.8	894,808
1,775,171	▲4.3	1,782,175	0.4	2,250,455
1,265,879	10.1	1,036,538	▲18.1	1,283,155
7,028	▲0.4	6,727	▲4.3	7,384
415,230	244.1	38,552	▲90.7	4,247,666
105,278	32.0	94,174	▲10.5	116,836
76,077	▲0.1	72,272	▲5.0	102,124
49,858	14.8	51,397	3.1	67,216
137,621	0.4	139,474	1.3	176,736
5,840,263	5.8	5,175,200	▲11.4	10,271,435
116,438,989	▲1.0	123,749,076	6.3	121,641,000
5.0%		4.2%		8.4%

令和5年度清掃費決算額の内訳

(単位：千円)



4. 年度別1世帯当たり・1人当たり・1トン当たりごみ処理原価

●一般廃棄物会計基準による原価計算

区分 年度	年度別ごみ 処理経費 (円)	行政区域内 世帯数	行政区域内 人口	年間 総ごみ量 (トン)	1世帯当たり 処理原価 (円/世帯)	1人当たり 処理原価 (円/人)	1トン当たり 処理原価 (円/トン)
30	6,073,985,276	160,130	343,912	101,478	37,932	17,661	66,946
元	6,115,761,397	162,264	344,193	102,488	37,690	17,768	66,513
2	5,685,925,413	163,368	344,317	99,558	34,804	16,514	63,337
3	5,925,987,455	164,989	343,867	98,323	35,917	17,233	68,379
4	5,887,582,397	167,226	344,253	94,280	35,207	17,102	70,082

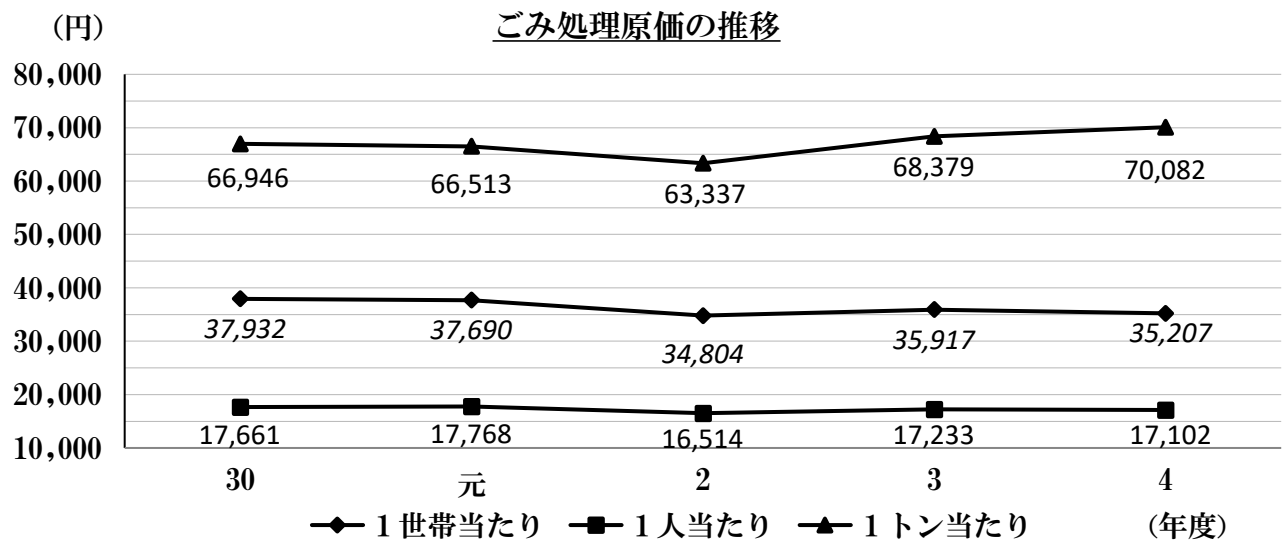
※年間総ごみ量は、ごみ処理量（収集・持込量）に集団資源回収量等を含んだ量。

令和3年度分には、志木地区衛生組合からの受け入れ分2,302t、

令和4年度分には、志木地区衛生組合からの受け入れ分1,297tを含む。

※1トン当たりの処理原価では、実際に収集運搬、中間処理・資源化、最終処分されたそれぞれのごみ量を元に算出している。

※令和元年度までは国の一般廃棄物会計基準、令和2年度からは国の（改訂）一般廃棄物会計基準に基づいて算出している。



令和4年度の1トン当たりのごみ処理原価は**70,082円**。
 市民が1人一日10グラムずつごみを減らすと、単純計算で、
約8,800万円の経費削減につながります。
 ごみを減らすことは、ごみ処理経費削減のほか、最終処分量や
 環境負荷の軽減につながります。
 ごみの減量にご協力をお願いします。



ごみ処理編



東部クリーンセンター

1. ごみ量

(1) 令和5年度総ごみ量内訳

区分	量(トン)	割合	参考(令和4年度)
総ごみ量	89,044	100.0%	92,983
収集・持込量	80,296	90.2%	83,601
燃やせるごみ	60,457	67.9%	63,283
粗大ごみ	1,444	1.6%	1,351
破碎ごみ類	4,976	5.6%	5,103
(うち有害ごみ)	(84)	—	(82)
びん・かん・スプレー缶	3,081	3.5%	3,364
容器包装プラスチック	6,110	6.9%	6,483
ペットボトル	1,216	1.4%	1,229
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	1,576	1.8%	1,426
小型家電製品	667	0.7%	664
古着・古布	557	0.6%	483
ふれあい収集	214	0.2%	214
集団資源回収	8,327	9.4%	8,966
新聞	2,856	3.2%	3,193
雑誌・雑がみ	2,544	2.9%	2,713
段ボール	2,648	3.0%	2,760
牛乳パック	13	0.01%	13
古布	184	0.2%	200
鉄	4	0.005%	5
アルミ	78	0.1%	82
生きびん	0	0.0002%	0
拠点回収	421	0.5%	417
牛乳パック回収量	4	0.00%	4
古着・古布回収量	5	0.0%	7
陶磁器回収量	21	0.02%	20
廃食用油回収量	13	0.01%	12
生ごみ回収量	84	0.1%	78
市施設古紙回収量	104	0.1%	100
単一素材プラスチック等回収量	48	0.05%	36
その他	144	0.2%	159

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

※拠点回収のその他は、東所沢エコステーションにおける回収量など。

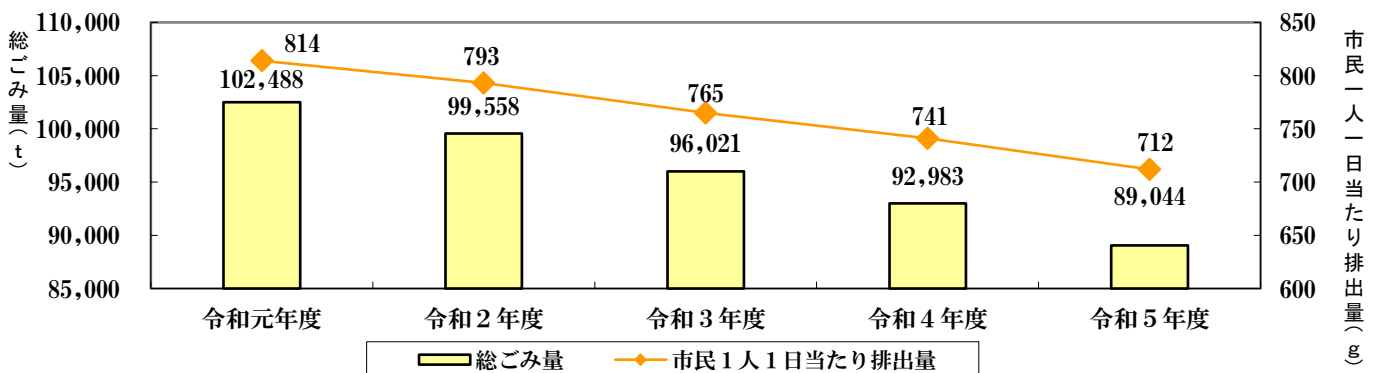
※不法投棄については、収集・持込量に含んでいる。

(2) 年度別総ごみ量・市民1人1日当たり排出量の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総ごみ量(トン)	102,488	99,558	96,021	92,983	89,044
市民1人1日当たり排出量(グラム)	814	793	765	741	712

※市民1人1日当たり排出量=総ごみ量÷人口÷365日(グラムに換算、うるう年は366日)。

『日本の廃棄物処理(環境省)』では、ごみ処理の指標(p.18)とは異なり、1人1日当たり排出量に事業系ごみを含めている。



(3) 令和5年度ごみ処理量(収集・持込分)の内訳

区分	燃やせるごみ 収集量	燃やせるごみ 持込量	粗大ごみ 収集量	粗大ごみ 持込量	破碎 ごみ類 収集量	破碎 ごみ類 持込量	びん・ かん・ スプレー缶 収集量	びん・ かん・ スプレー缶 持込量	容器包装 プラス チック 収集量	容器包装 プラス チック 持込量
直営	12,947	17,448	468	975	1,083	1,312	895	100	1,870	45
委託	30,062	-	1	-	2,581	-	2,085	-	4,194	-
合計	43,009	17,448	469	975	3,664	1,312	2,981	100	6,064	45

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

※「破碎ごみ類」は「有害ごみ」を含む。

※「古着・古布持込量」の項目が無いのは、布類が「燃やせるごみ」として持ち込まれるためである。
持ち込まれた「燃やせるごみ」から布類を選別・資源化している。

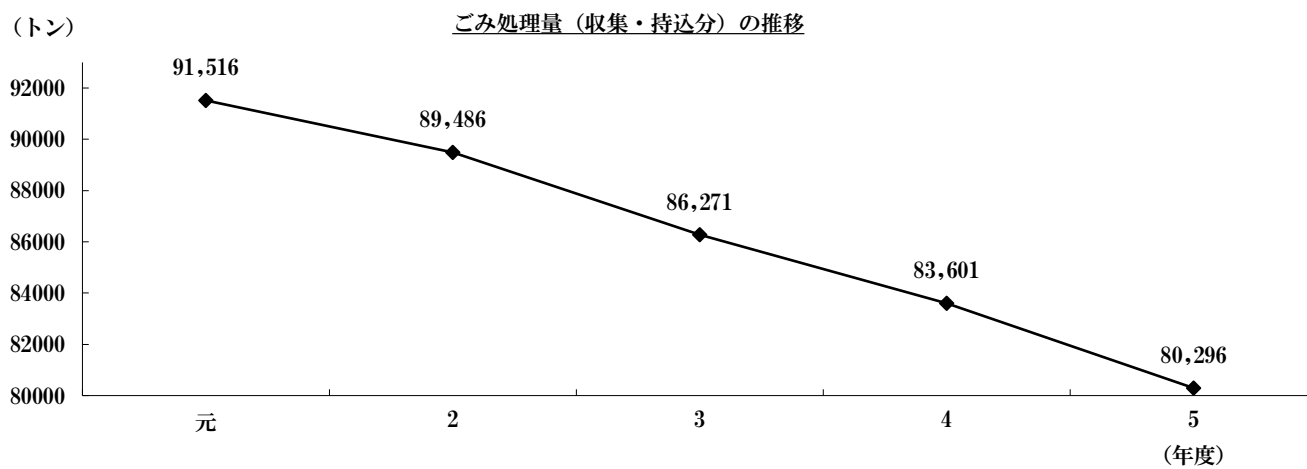
(4) 年度別ごみ処理量(収集・持込分)の推移

(単位:トン)

区分 年度	燃やせる ごみ	粗大ごみ	破碎 ごみ類	びん・ かん・ スプレー缶	容器包装 プラス チック	ペット ボトル	新聞・ 雑誌・ 雑がみ 段ボール	小型家電 製品	古着・古布	ふれあい 収集	合 計
元	70,378	2,082	5,152	3,293	6,517	1,128	1,551	717	480	219	91,516
2	67,134	1,578	5,763	3,646	6,957	1,181	1,574	840	549	264	89,486
3	64,906	1,428	5,382	3,533	6,785	1,211	1,470	739	585	234	86,271
4	63,283	1,351	5,103	3,364	6,483	1,229	1,426	664	483	214	83,601
5	60,457	1,444	4,976	3,081	6,110	1,216	1,576	667	557	214	80,296

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

※「破碎ごみ類」は「有害ごみ」を含む。



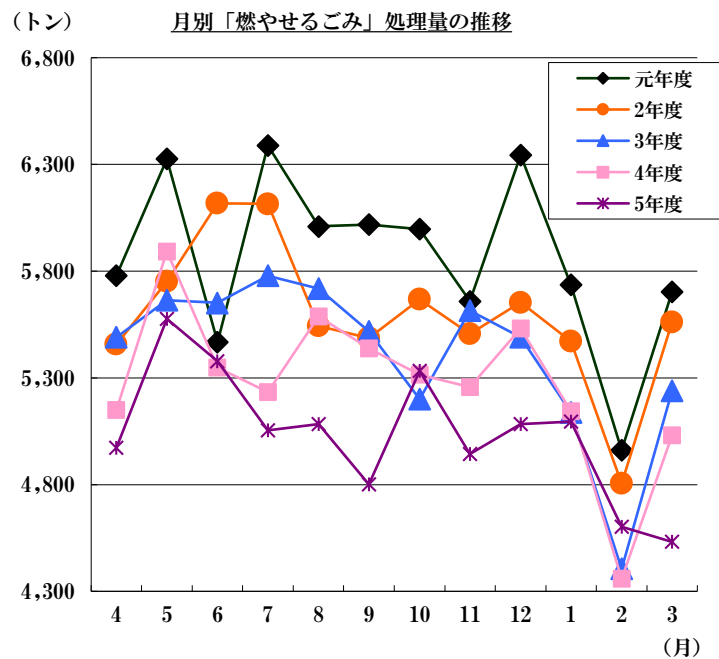
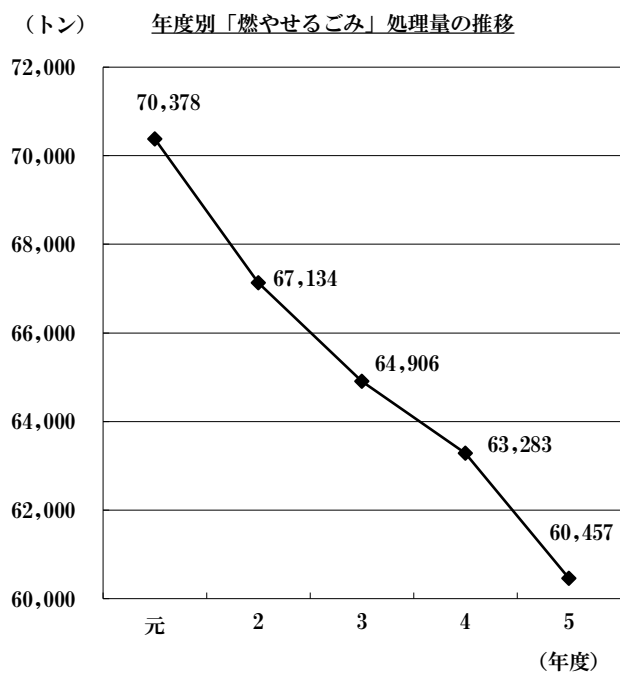
(単位：トン)

ペット ボトル 収集量	ペット ボトル 持込量	新聞・ 雑誌・ 雑がみ・ 段ボール 収集量	新聞・ 雑誌・ 雑がみ・ 段ボール 持込量	小型家電 製品 収集量	小型家電 製品 持込量	古着・古布 収集量	ふれあい 収集	処理量 合計
376	11	332	449	139	205	-	214	38,867
830	-	796	-	323	-	557	-	41,429
1,205	11	1,127	449	462	205	557	214	80,296

(5) 年度別・月別「燃やせるごみ」処理量(収集・持込分)の推移 (単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	5,778	6,326	5,467	6,389	6,009	6,019	5,997	5,659	6,344	5,737	4,961	5,704	70,378
2	5,458	5,751	6,118	6,115	5,543	5,487	5,667	5,506	5,653	5,471	4,805	5,561	67,134
3	5,491	5,663	5,651	5,778	5,718	5,519	5,200	5,615	5,491	5,137	4,405	5,239	64,906
4	5,149	5,893	5,348	5,233	5,588	5,438	5,315	5,257	5,531	5,143	4,358	5,030	63,283
5	4,973	5,577	5,377	5,054	5,084	4,802	5,334	4,943	5,084	5,095	4,603	4,531	60,457

※事業所から排出された「燃やせるごみ」を含む。

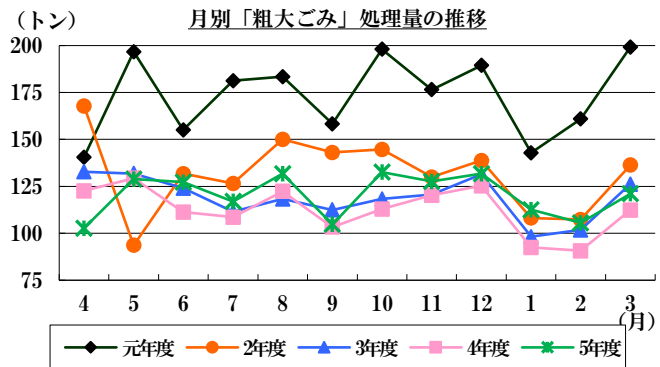
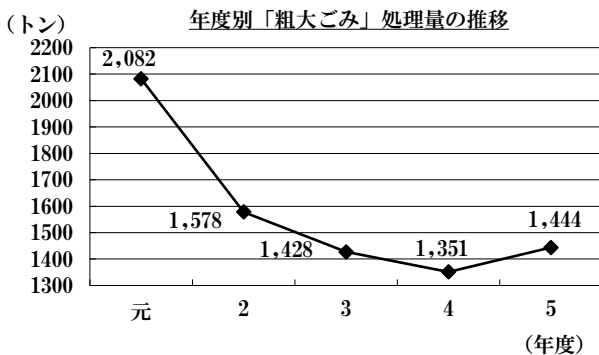


(6) 年度別・月別「粗大ごみ」処理量(収集・持込分)の推移

(単位:トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	141	197	155	181	183	158	198	177	189	143	161	199	2,082
2	168	94	132	127	150	143	145	130	139	108	107	136	1,578
3	133	132	124	112	118	112	118	121	131	98	102	126	1,428
4	123	129	111	109	122	103	113	120	125	92	91	112	1,351
5	103	129	127	117	132	105	133	128	132	113	106	121	1,444

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。



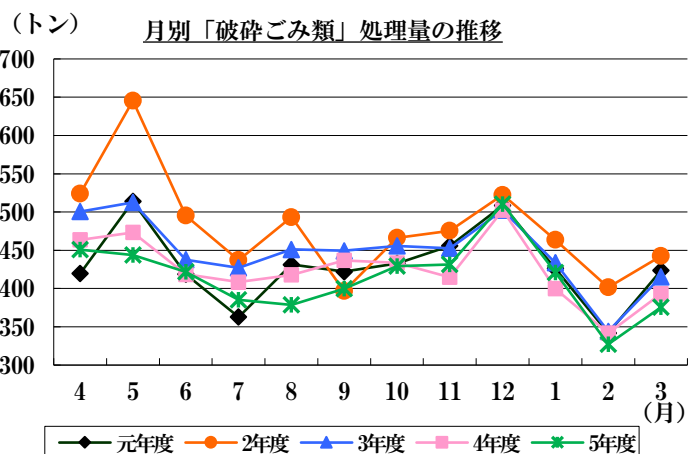
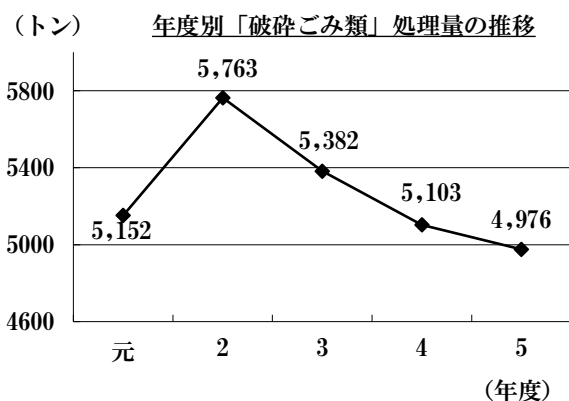
(7) 年度別・月別「破碎ごみ類」処理量(収集・持込分)の推移

(単位:トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	420	514	419	363	431	422	433	456	509	426	342	424	5,152
2	524	645	495	437	493	397	466	476	522	464	402	442	5,763
3	500	513	438	427	451	449	456	453	502	434	344	415	5,382
4	463	473	419	408	418	437	434	415	502	400	342	393	5,103
5	451	444	422	385	379	400	429	432	511	421	327	376	4,976

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

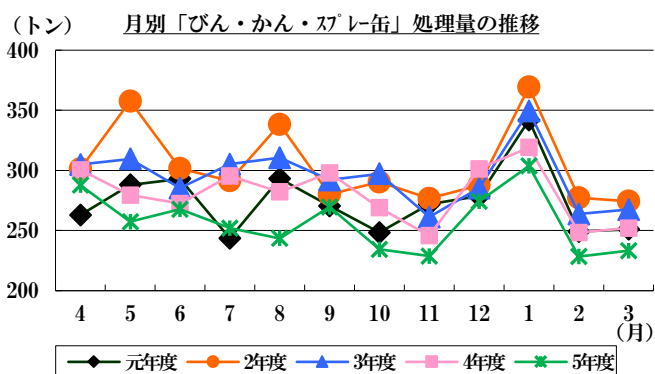
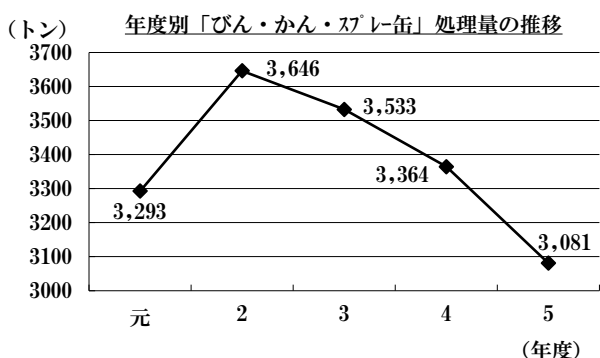
※「有害ごみ」を含む。



(8) 年度別・月別「びん・かん・スプレー缶」処理量（収集・持込分）の推移 (単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	263	288	293	244	293	271	248	272	279	342	249	251	3,293
2	301	358	302	291	338	280	290	277	288	369	277	274	3,646
3	305	310	285	305	311	292	297	261	285	349	264	267	3,533
4	301	280	272	296	282	298	269	246	301	319	249	252	3,364
5	288	257	268	252	243	270	234	229	274	304	228	233	3,081

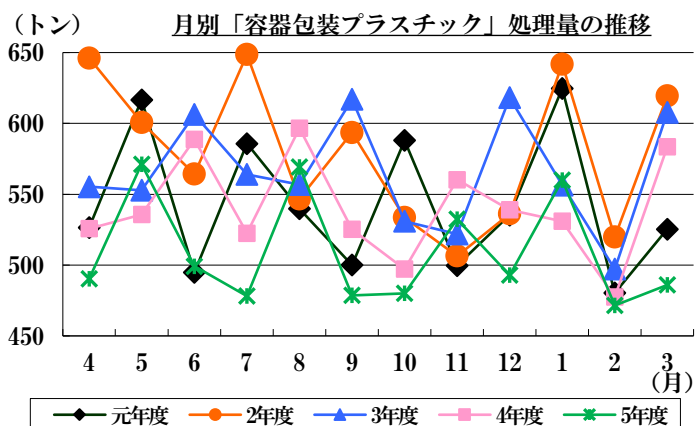
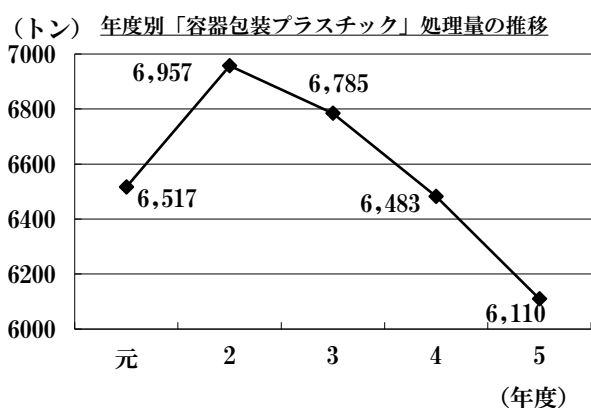
※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。



(9) 年度別・月別「容器包装プラスチック」処理量（収集・持込分）の推移 (単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	526	617	495	586	540	500	588	500	535	625	480	525	6,517
2	646	601	564	649	547	594	534	506	536	642	520	619	6,957
3	555	553	606	564	557	617	531	522	618	557	497	608	6,785
4	526	536	589	522	597	525	497	560	539	531	478	583	6,483
5	490	571	499	478	569	479	480	532	493	560	472	486	6,110

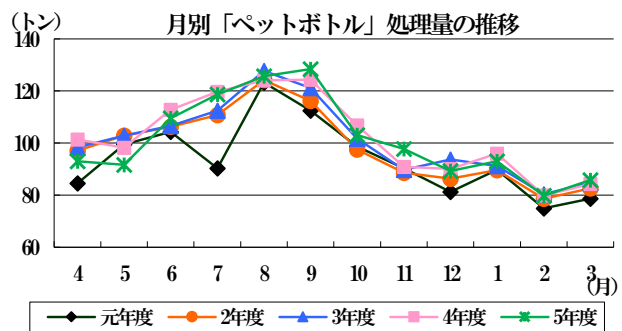
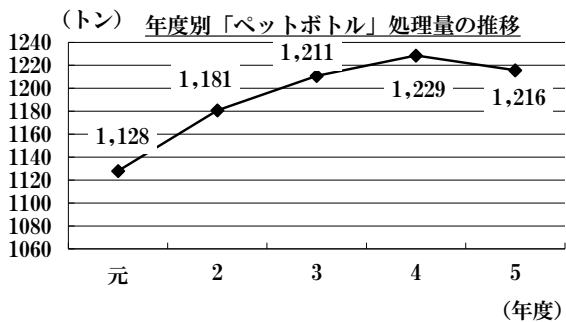
※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。



(10) 年度別・月別「ペットボトル」処理量（収集・持込分）の推移 (単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	85	99	104	90	123	112	99	90	81	90	75	79	1,128
2	97	103	106	111	124	116	98	89	86	90	79	83	1,181
3	98	103	107	112	128	121	102	90	94	91	80	85	1,211
4	101	98	113	120	124	124	107	91	90	96	80	84	1,229
5	93	92	109	119	126	128	103	98	89	93	80	86	1,216

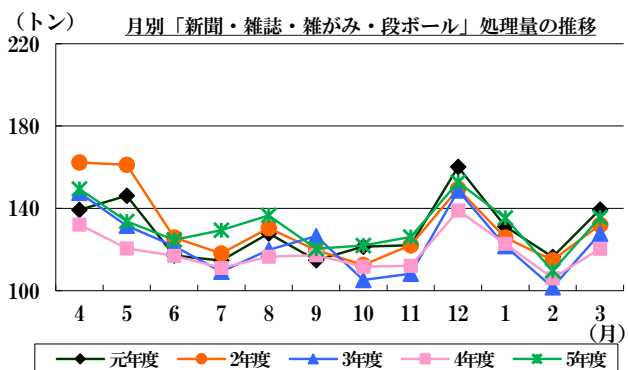
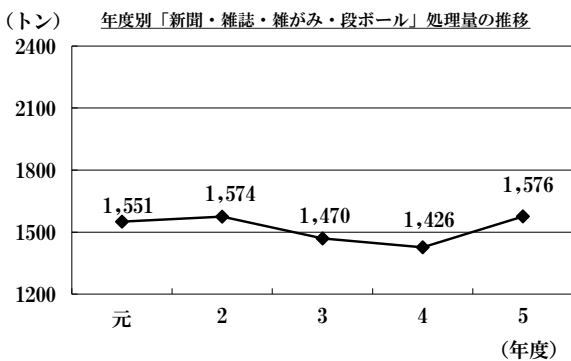
※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。



(11) 年度別・月別「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」処理量（収集・持込分）の推移 (単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	139	146	117	115	128	115	121	122	160	131	116	139	1,551
2	162	161	126	118	130	120	113	122	149	126	115	132	1,574
3	148	132	122	109	120	127	105	108	149	122	102	128	1,470
4	132	121	117	111	117	117	112	112	139	123	106	120	1,426
5	150	134	125	129	137	120	122	126	153	135	110	136	1,576

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

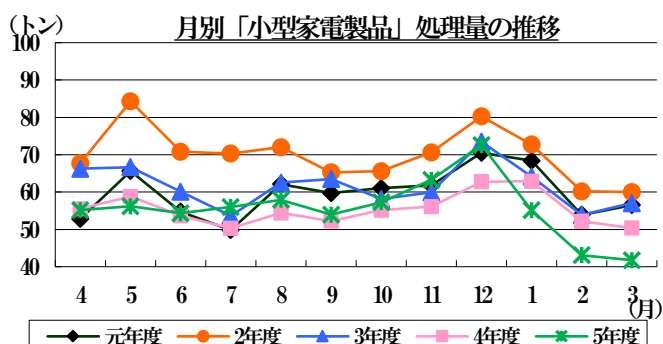
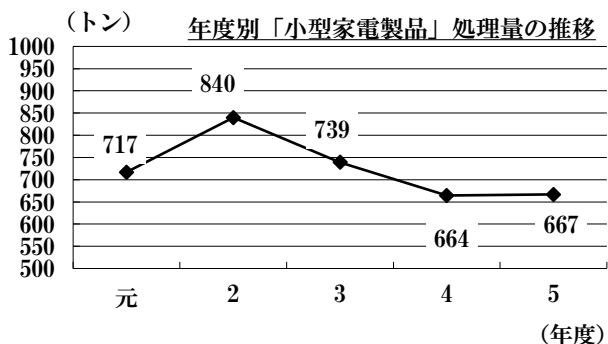


(12) 年度別・月別「小型家電製品」処理量（収集・持込分）の推移

(単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	53	66	55	50	62	60	61	62	71	68	54	57	717
2	68	84	71	70	72	65	66	71	80	73	60	60	840
3	66	67	60	54	63	64	58	60	73	64	54	57	739
4	56	59	54	50	54	52	55	56	63	63	52	50	664
5	55	56	54	56	58	54	57	63	73	55	43	42	667

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

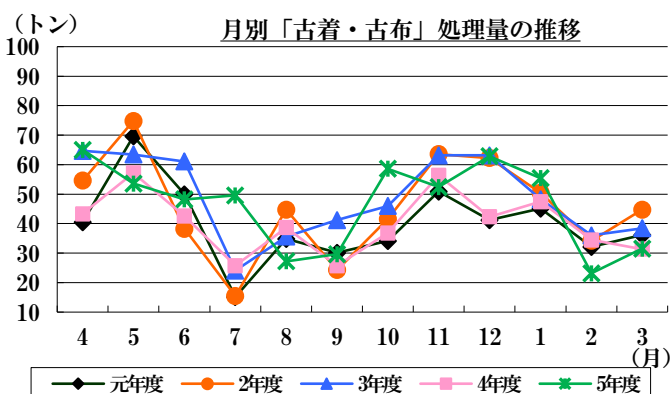
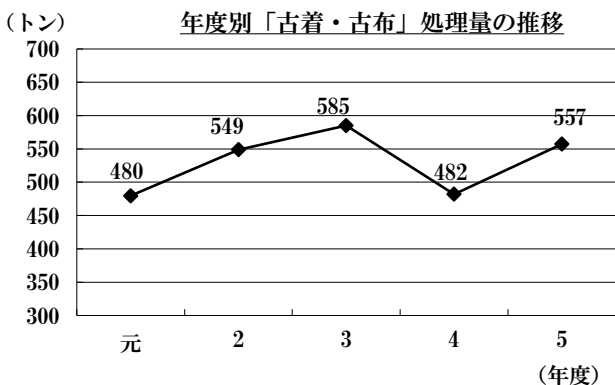


(13) 年度別・月別「古着・古布」処理量（収集分）の推移

(単位：トン)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
元	41	70	50	15	35	30	34	51	41	45	32	36	480
2	55	75	38	15	45	24	42	64	62	50	34	45	549
3	65	63	61	24	36	41	46	63	63	48	36	38	585
4	43	57	43	26	39	26	37	56	42	47	34	31	482
5	65	54	48	50	27	30	59	52	63	55	23	32	557

※「古着・古布」に持込分が含まれないのは、布類が「燃やせるごみ」として持ち込まれるためである。持ち込まれた「燃やせるごみ」から布類を選別・資源化している。

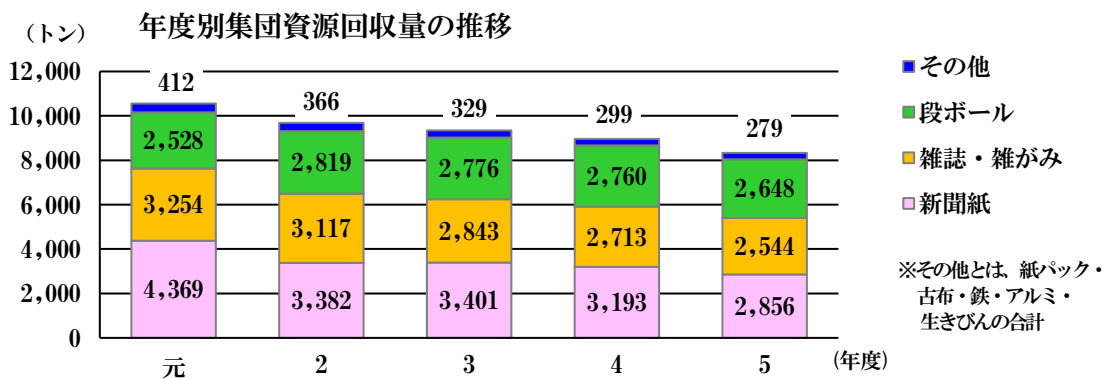


(14) 年度別集団資源回収量の推移

(単位：トン)

区分 年度	回収品目								合計重量
	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古布	鉄	アルミ	生きびん	
元	4,369	3,254	2,528	14	287	7	104	0 (426本)	10,563
2	3,382	3,117	2,819	11	260	5	89	0 (311本)	9,684
3	3,401	2,843	2,776	13	226	5	85	0 (235本)	9,349
4	3,193	2,713	2,760	13	200	5	82	0 (125本)	8,965
5	2,856	2,544	2,648	13	184	4	78	0 (148本)	8,327

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。
 ※生きびんの重量は、1本600グラムとして換算した数値。



(15) 年度別拠点回収量の推移

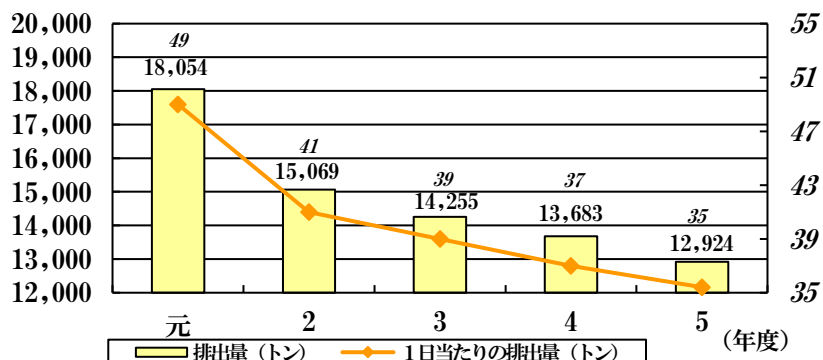
(単位：トン)

区分 年度	回収品目								合計
	牛乳パック回収量	古着・古布回収量	陶磁器回収量	廃食用油回収量	生ごみ回収量	市施設古紙回収量	単一素材プラスチック等回収量	その他	
元	4	8	18	14	65	99	30	171	410
2	4	0	20	14	75	99	27	148	388
3	4	0	18	14	80	100	33	152	401
4	4	7	20	12	78	100	36	159	417
5	4	5	21	13	84	104	48	144	421

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。
 ※その他は、東所沢エコステーションにおける回収量など。

(16) 年度別事業活動から排出されるごみ量の推移

区 年	排出量 (トン)	1日当たりの 排出量 (トン)
元	18,054	49
2	15,069	41
3	14,255	39
4	13,683	37
5	12,924	35

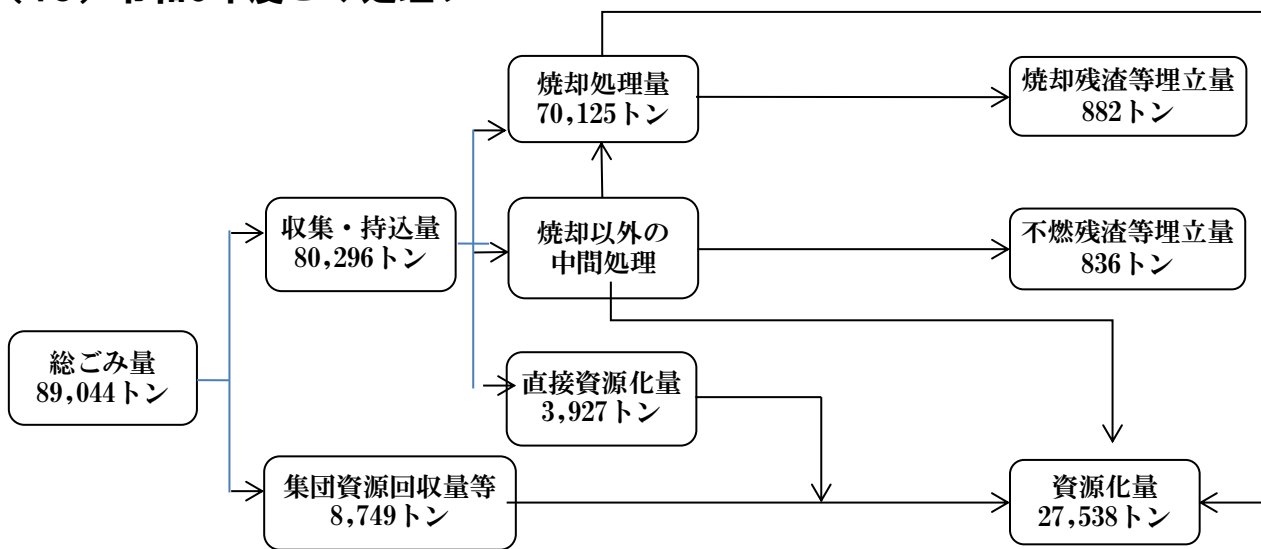


(17) 年度別・主体別総ごみ量の推移

区分 年度	直営収集		委託収集		直接持込		集団資源回収 拠点回収等		総ごみ量
	年度計 (トン)	構成比	年度計 (トン)	構成比	年度計 (トン)	構成比	年度計 (トン)	構成比	年度計 (トン)
元	28,810	28.1%	35,757	34.9%	26,949	26.3%	10,972	10.7%	102,488
2	20,843	20.9%	46,309	46.5%	22,333	22.4%	10,072	10.1%	99,558
3	20,035	22.5%	44,722	50.2%	21,514	24.2%	9,749	10.9%	96,021
4	19,389	21.8%	43,210	48.5%	21,001	23.6%	9,383	10.5%	92,983
5	18,322	20.6%	41,429	46.5%	20,544	23.1%	8,749	9.8%	89,044

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

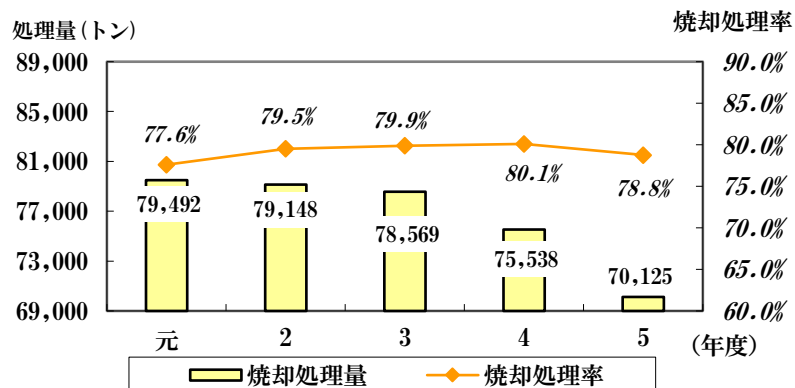
(18) 令和5年度ごみ処理フロー



※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

(19) 年度別「焼却処理量・焼却処理率」の推移

区分 年度	焼却処理量 (トン)	焼却処理率
元	79,492	77.6%
2	79,148	79.5%
3	78,569	79.9%
4	75,538	80.1%
5	70,125	78.8%

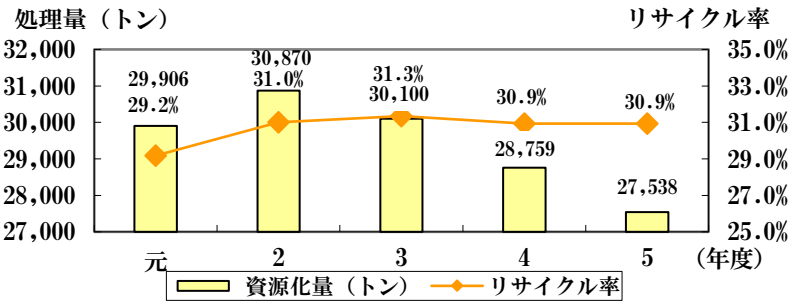


※焼却処理量には、破碎ごみ類の残渣、汚れた容器包装プラスチック、プラットホーム（ごみを降ろすスペース）の洗浄水、排水処理施設の汚泥、粗大ごみの内の可燃分などが含まれているため、「燃やせるごみ」の処理量（収集・持込分、p.11）とは異なる。

※焼却処理率=焼却処理量÷（総ごみ量+特別搬入）×100

(20) 年度別「資源化量・リサイクル率」の推移

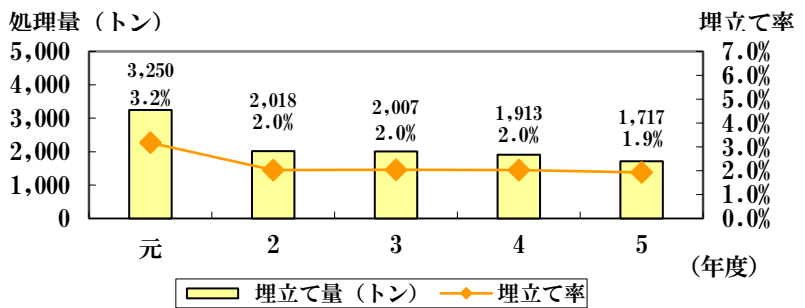
区分 年度	資源化量 (トン)	リサイクル率
元	29,906	29.2%
2	30,870	31.0%
3	30,100	31.3%
4	28,759	30.9%
5	27,538	30.9%



※リサイクル率=資源化量÷総ごみ量×100

(21) 年度別「埋立て量・埋立て率」の推移

区分 年度	埋立て量 (トン)	埋立て率
元	3,250	3.2%
2	2,018	2.0%
3	2,007	2.0%
4	1,913	2.0%
5	1,717	1.9%



※埋立て率=埋立て量÷総ごみ量×100 (令和3年度・4年度は特別搬入を含む)

(22) ごみ処理の指標

平成27年度に策定(令和元年度に部分改訂)した所沢市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標値に対する推移は、以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和11年度まで)
焼却処理率 (令和3年度・4年度は特別搬入を含む)	77.6%	79.5%	79.9%	80.1%	78.8%	70%以下
リサイクル率	29.2%	31.0%	31.3%	30.9%	30.9%	35%以上
埋立て率 (令和3年度・4年度は特別搬入を含む)	3.2%	2.0%	2.0%	2.0%	1.9%	2.5%以下
市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量	670g	673g	652g	632g	609g	654g
事業系ごみ1日当たり排出量	49t	41t	39t	37t	35t	51t
(参考) 家庭系ごみ排出量(集団資源回収等除く)	583g	593g	574g	557g	539g	-
(参考) リサイクル率(灰資源化を除く)	23.5%	24.5%	24.4%	24.1%	24.4%	-
(参考) 集団資源回収率	12.5%	11.5%	11.4%	11.3%	10.9%	-

「もったいない」の
心で進める
ごみ減量!



焼却処理率	焼却処理量÷総ごみ量×100
リサイクル率	資源化量 ÷総ごみ量×100
埋立て率	最終処分量÷総ごみ量×100
市民1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ量÷人口÷365日 (グラムに換算、うるう年は366日)
事業系ごみ1日当たり排出量	※9ページで示したものと、定義が異なる。 事業系ごみ量÷365日(うるう年は366日)
(参考値)	
家庭系ごみ排出量 (集団資源回収等を除く)	(家庭系ごみ量-集団資源回収等量)÷人口÷365日 (グラムに換算、うるう年は366日)
リサイクル率(灰資源化を除く)	(資源化量-灰資源化量)÷総ごみ量×100
集団資源回収率	集団資源回収量÷家庭系ごみ量×100

(23) 年度別資源化量の内訳

(単位：トン)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源化量	29,906	30,870	30,100	28,759	27,538
市の分別収集による資源化量	18,934	20,798	20,350	19,376	18,789
鉄類	1,569	1,610	1,417	1,297	1,195
アルミ	588	654	645	631	603
カレット	351	354	347	370	351
新聞	271	256	244	235	230
雑誌・雑がみ	764	722	638	616	699
段ボール	516	596	588	575	647
古着・古布	490	552	591	489	629
容器包装プラスチック	4,967	4,789	4,879	4,710	4,642
ペットボトル	1,173	1,231	1,255	1,276	1,262
小型家電製品	638	749	652	588	582
焼却灰等	5,856	6,522	6,657	6,368	5,796
その他	1,751	2,762	2,440	2,221	2,152
集団資源回収	10,563	9,684	9,349	8,966	8,327
新聞	4,369	3,382	3,401	3,193	2,856
雑誌・雑がみ	3,254	3,117	2,843	2,713	2,544
段ボール	2,528	2,819	2,776	2,760	2,648
牛乳パック	14	11	13	13	13
古布	287	260	226	200	184
鉄	7	5	5	5	4
アルミ	104	89	85	82	78
生きびん	0	0	0	0	0
拠点回収	410	388	401	417	421
牛乳パック回収量	4	4	4	4	4
古着・古布資源化量	8	0	0	7	5
陶磁器資源化量	18	20	18	20	21
廃食用油回収量	14	14	14	12	13
生ごみ回収量	65	75	80	78	84
庁内古紙回収量	99	99	100	100	104
単一素材プラスチック等回収量	30	27	33	36	48
その他	171	148	152	159	144
総ごみ量	102,488	99,558	96,021	92,983	89,044
リサイクル率	29.2%	31.0%	31.3%	30.9%	30.9%

※端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

※市の分別収集による資源化量のその他は、家電、乾電池、蛍光管、ガラス屑など。

※市の分別収集による資源化量のアルミについては、非鉄金属を含む。

※拠点回収の単一素材プラスチック等回収量については、インクカートリッジや携帯電話等を含む。

※拠点回収のその他は、東所沢エコステーションにおける回収量など。

2. 減量・資源化

排出抑制や分別の徹底等により、ごみの発生量は減少傾向にあるものの、近年の減少率は鈍化傾向である。さらなるごみの減量を推進し、循環型社会を形成するため、家庭においては、買い物時のマイバッグの持参や環境に配慮した商品の購入、事業者においては、古紙類や食品廃棄物の減量・資源化などに努めていくことが重要である。また、市においては、市民や事業者のごみ減量・資源化の活動を支援し、推進していくことが重要な責務となっている。現在、本市が実施している減量・資源化の主な事業は、以下のとおりである。

(1) ごみ減量、リサイクルの啓発

市民一人ひとりにごみの減量、資源再利用を実践していただくため、リサイクルふれあい館を中心とした情報発信や、広報紙、チラシ、行政回覧、ホームページ、Facebook、X(旧・Twitter)、Instagramによる事業等の紹介のほか、出前講座、各種イベント等においても啓発を行っている。また、事業者に対しても、随時ごみの減量・資源化についての協力を要請している。

(2) リサイクルふれあい館(愛称「エコロ」)運営事業

循環型社会の形成に向け、ごみの減量とリサイクル意識の向上のための学習施設「リサイクルふれあい館(愛称エコロ)」を運営している。

「リサイクルふれあい館」は、循環型社会の構築に向けて、市民の生活スタイルそのものを環境負荷の少ない方向へと導くため、ごみにする前に再使用、再生利用を促すための講習会の実施や、本市のごみの現状などを通じ、ごみ減量の啓発活動に努めている。また、小学生等の施設見学に対応するため、楽しく学べるようリサイクルの過程などサンプルを用いわかりやすく展示し、ごみを減らす取組みを実践する場としての役割を担っている。

リサイクルふれあい館は、“スリー・^{スリー}R”を啓発・実践する施設です！

〇ごみを減らす行動の3Rとは？

- ・Reduce(リデュース):ごみを減らす、ごみになるものを使わない
- ・Reuse(リユース):再使用、繰り返し使う
- ・Recycle(リサイクル):資源として生かす



エコロでは、粗大ごみで出された家具を手直しし、大切に使う方に抽選頒布しています。

【主な事業内容】

環境展示・情報提供	ごみの発生から減量・資源化など3Rに関する展示、地球温暖化をはじめとした環境に関する展示や、講習会の作品展示コーナーがあり、環境関連の図書・雑誌の閲覧及び貸出が可能となっている。
リユース（再使用）品の提供	ごみとして出された家具類を再生して、月2回抽選により大型家具を頒布。小型家具は即日頒布を実施している。また、資源物として出された衣類や陶磁器の一部も随時頒布している。その他の品物は不用品登録制度により情報の提供を行っている。
講座・講習会の開催	環境にやさしいライフスタイルについて啓発を行うため、傘の修理・おもちゃの病院などの催事や、着られなくなった着物やジーンズからバッグや小物等を作る講習会を開催している。
施設の見学の受入	リサイクルふれあい館では、3Rの啓発・実践のために環境に関する展示コーナーや市民の方から不要になった家具類・古着・陶磁器の頒布、各種講習会等を行っており、これらの事業を見学することが出来る。 また、東部クリーンセンターとつながっており、焼却・資源化施設とあわせて見学することができる（東部クリーンセンター内部の見学については事前申し込みが必要）。

（3）総合学習資料の作成

小学4年生は総合的な学習の時間でごみについて学習をすることから、ごみの分別やごみの処理に関心を持ってもらうことを目的として、小冊子『わたしたちのくらしのごみ』を作成し、市内小学校に配布している。

（4）市内事業者向けのごみ減量化等に関する呼びかけ

市内事業所等から発生する事業系一般廃棄物の減量化を目的として、平成21年度から搬入検査時の基準を強化している。また、平成22年度から「所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化の推進に関する要綱」を制定し、クリーンセンターに月平均5トン以上搬入する事業者を多量排出事業者とし、減量及び資源化計画を提出させるとともに、市職員が現地確認を行い、ごみの減量・資源化を図っている。また、多量排出事業者の減量及び資源化の取り組みは市ホームページにて紹介している。

（5）庁内古紙回収事業、古紙リサイクル事業

紙資源の再生利用を推進することを目的として、平成元年9月から毎月1回、市役所本庁舎から発生する新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、コピー用紙等を回収している。さらに、平成11年度からは、まちづくりセンター等の市の公共施設にも範囲を広げ、全庁的な古紙回収に取り組んでいる。

(6) 集団資源回収事業報償金交付制度

自治会・町内会、子ども会、長生クラブ等の団体が、自主的活動として実施している集団資源回収事業を支援し、ごみの減量・資源化等の推進を図るため、平成3年4月から集団資源回収事業報償金交付制度を実施し、回収量に応じて報償金を交付している。

また、平成16年9月から一部の自治会・町内会において、行政で回収を行わない「行政回収に代わる集団資源回収」を実施しているほか、平成28年4月から報償金の単価を6円に引き上げており、今後も拡大に向け推進していく。

○ 登録団体数及び報償金額の推移

区分 年度	登録団体数（うち、報償金交付団体数）	報償金額 （千円）	報償金の単価 （円/kg）
元	511 (489)	63,378	6
2	482 (450)	58,105	6
3	478 (438)	56,094	6
4	468 (440)	53,794	6
5	435 (426)	49,964	6

※登録団体数等は、各年度末の数値。

(7) 集団資源回収事業参加協力業者助成金交付制度

中国の環境政策に伴う輸入規制等によって令和元年11月以降古紙類の価格が急落し、資源回収事業者の経営が危機的状況に陥った。約500の市民団体が実施している集団資源回収システムの崩壊を防止するため、令和2年6月から集団資源回収事業参加協力業者に対し、基準価格(5円)を設定し、市況価格が基準価格を下回った場合に、その差額に応じた助成金を年4回交付している。

○ 参加協力業者数、延べ申請件数及び助成金額の推移

区分 年度	参加協力業者数	延べ申請件数	助成金額 （千円）
4	43	106	4,169
5	43	106	2,495

(8) 牛乳パックリサイクル事業

紙資源の再生利用を推進することを目的として、平成3年12月からまちづくりセンター等の公共施設で牛乳パックを回収している。社会福祉法人に回収を委託し、資源化業者へ引き渡している。

(9) 古着・陶磁器リサイクル事業

古着・古布のリサイクルの推進を目的として、公共施設等を回収拠点とした古着・古布の回収を平成9年度から所沢市環境推進員の協力を得て実施、平成15年度からは、再使用による有効利用を図る目的で、『もったいない市』を同時に開催した。

また、平成16年度からは、陶磁器も再使用・資源化の対象として回収を始めたが、平成28年度から古着・古布の集積所収集を開始したことに伴い、『もったいない市』のみ実施している。



(10) 廃食用油リサイクル事業

家庭で使用済みの食用油の回収を、平成13年度より公共施設等を拠点として、年間のべ24回実施している。回収された廃食用油については、資源化業者へ引き渡し、そこで軽油代替燃料や肥料、石けん等の原料にリサイクルしている。



(11) 単一素材プラスチック等リサイクル事業

「破碎ごみ類」として分別収集し、破碎・金属回収後に焼却・埋立処分している単一素材プラスチックなどの資源化を図るため、平成21年6月よりまちづくりセンター等の公共施設に拠点を設けて回収を行っている。平成24年2月からは使用済みインクカートリッジの回収も始まった。

回収した単一素材プラスチック等は、埋設管保護材、擬木、杭、敷板、標識杭、ベンチ、セメント、プラスチック原材料等に再生利用されている。



(12) 食品ロスゼロのまち促進事業

平成27年4月から、食べ残しの削減等に取り組む飲食店を「食品ロスゼロのまち協力店」として登録を行う、「所沢市食品ロスゼロのまち協力店登録制度」を開始した。令和6年3月末現在、253店舗が登録をしている。

また、家庭の食品ロス削減を助けるレシピ集「トコとん！！クッキング」を広報紙、ホームページ等で紹介している。

依頼先は、平成30年度までは「日本料理 かわ田」の料理家である川田氏、令和元年度からは新所沢「パスタ・デルフィーノ」のシェフ藤井氏である。令和6年3月末現在、24種類のレシピを公開している。



(13) 生ごみ減量化・資源化推進奨励事業

家庭から排出される生ごみの減量・資源化を推進するため、平成18年度から、生ごみ処理機器等を購入し、生ごみの減量または資源化に自主的に取り組む市民に対し、奨励金を交付している。

【年度別生ごみ減量化・資源化推進奨励事業実績】

①コンポスト容器（昭和61年度より実施、平成17年度までは補助事業）

年度	申請基数	世帯数	奨励金額	奨励額
61～25	10,511	10,457	31,466,900	平成17年度までは1基3,000円
26～27	56	48	172,900	購入価格の2分の1（10,000円を限度）
28～2	147	131	637,400	購入価格の3分の2（20,000円を限度）
3	44	41	251,300	
4	61	51	323,300	
5	28	23	105,500	
合計	10,847	10,751	32,957,300	

②電気式生ごみ処理機（平成8年度より実施、平成17年度までは補助事業）

年度	申請基数	世帯数	奨励金額	奨励額
8～25	2,558	2,558	45,158,900	平成8～12年度は購入価格の4分の1（20,000円を限度） 平成13～17年度は購入価格の2分の1（25,000円を限度）
26～27	48	48	476,000	購入価格の2分の1（10,000円を限度）
28～2	341	341	5,835,300	購入価格の3分の2（20,000円を限度）
3	151	151	2,609,100	
4	141	141	2,450,400	
5	142	142	2,718,600	
合計	3,381	3,381	59,248,300	

③EM生ごみ処理容器（平成12年度より実施、平成17年度までは補助事業）

年度	申請基数	世帯数	奨励金額	奨励額
12～25	596	365	7,656,600	平成17年度までは購入価格の2分の1（3,000円を限度）
26～27	46	31	59,100	購入価格の2分の1（10,000円を限度） 購入価格の3分の2（20,000円を限度）
28～2	87	63	156,100	
3	11	9	26,800	
4	19	15	53,000	
5	4	3	41,800	
合計	763	486	7,993,400	

④通気式生ごみ処理容器（平成18年度より実施）

年度	申請基数	世帯数	奨励金額	奨励額
18～25	26	22	31,000	購入価格の2分の1（10,000円を限度）
26～27	0	0	0	
28～5	0	0	0	購入価格の3分の2（20,000円を限度）
合計	26	22	31,000	

⑤その他の生ごみ処理容器（平成17年度より実施）

年度	申請基数	世帯数	奨励金額	奨励額
18～25	82	69	324,700	平成17年度まで1基3,000円（購入価格3,000円未満の場合はその額）
26～27	5	5	37,800	購入価格の2分の1（10,000円を限度） 購入価格の3分の2（20,000円を限度）
28～2	30	30	332,200	
3	5	5	71,100	
4	5	5	30,700	
5	3	3	54,000	
合計	130	117	850,500	

※令和3年度以降、予算額が1,500,000円から3,000,000円に変更。

⑥令和5年度までの総奨励（補助）基数

種別	基数
コンポスト容器	10,847
電気式生ごみ処理機	3,381
EM生ごみ処理容器	763
通気式生ごみ処理容器	26
その他の生ごみ処理容器	130
累計	15,147

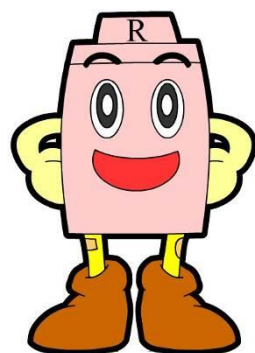
(14) 生ごみ資源化推進事業

生ごみの減量・資源化を図ることを目的として、平成15年8月から、市内の養豚事業者に生ごみの回収を委託し、堆肥化している。令和5年3月末現在、市内9自治会及び市の公共施設等で発生した生ごみを回収している。製造された堆肥は、いるま野農業協同組合で販売され、農家はその堆肥を使用して栽培した野菜は地元でも消費されている。

(15) 東所沢エコステーション（資源物の受入施設）

平成15年5月、東所沢和田の旧リサイクルふれあい館の跡地に、資源物の受入施設として開館した。その後、平成20年4月に、旧東部清掃事業所の改修施設である収集管理事務所に併設する形で移転した。資源物回収の中心的な役割を担う施設として、土、日も開館し、市民からの受け入れを行っている。

- ・ 開館日：毎週火～日曜日（月曜日、祝休日、月曜日が祝休日の時はその翌日及び年末年始は休館）
- ・ 開館時間：午前9時～午後4時
- ・ 受入できるもの：新聞・雑誌・雑がみ・段ボール、牛乳パック、古着・古布、廃食用油、陶磁器・ガラス食器、おもちゃ、単一素材プラスチック、携帯電話、使用済みインクカートリッジ等（ただし、汚れのひどい物は除く）



資源物はエコステへ!!

3. 分別・収集・運搬

本市のごみ分別方法は、①「燃やせるごみ」②「容器包装プラスチック」③「ペットボトル」④「破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）」⑤「有害ごみ」⑥「びん・かん・スプレー缶」⑦「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」⑧「小型家電製品」⑨「古着・古布」⑩「粗大ごみ」の10分別方法を採用している。この10分別の徹底を図るため、ごみの分別パンフレットである「家庭の資源とごみの分け方・出し方」を全戸配布し、また、自治会等の依頼により説明会（出前講座）を実施するなど各種の啓発活動を行い、積極的に市民へ分別方法を周知している。

ごみの収集方法は、集積所（ステーション）方式（「粗大ごみ」については戸別収集方式）により行われている。集積所の設置数は、令和5年度末で11,334箇所であり、10年前の平成26年度の設置数9,433箇所の約1.2倍となっている。近年、集積所の増加に伴い、宅地開発時の集積所の設置や、日々の集積所の管理について、住民間でのトラブルや苦情などが増加傾向にあるため、正しいごみの分別排出と集積所の管理について、市民に理解と協力を求めている。

分別されて集積所に排出されたごみの収集・運搬は、平成17年4月から市内の3割に当たる地区において委託業者による収集を開始した。平成29年4月からは委託地区を市内の5.5割に、令和2年4月からは7割に拡大し、残りの3割を市で収集している。なお、平成28年4月から開始した「古着・古布」については、委託にて市全域の収集をしている。これらの収集業務については、市内を東部・西部地域に分け、各地域に分散した収集担当課が管理していたが、令和2年4月から西部地域完全委託に伴って、収集管理事務所に直営の職員を統合し、5つの班と2名乗車体制（一部の車両を除く。）により収集を行っている。

「燃やせるごみ（週2回収集）」「容器包装プラスチック（週1回収集）」については、東部及び西部クリーンセンターへ、「破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）（月2回収集）」「有害ごみ（月2回収集）」「びん・かん・スプレー缶（月2回収集）」「粗大ごみ（申込み制で随時）」については、東部クリーンセンターへ搬入し、それぞれ中間処理を行っている。「小型家電製品（月1回収集）」については、東部クリーンセンターへ搬入後、資源化するため業者へ引き渡し、「ペットボトル（月2回収集）」「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール（月1回収集）」「古着・古布（月1回収集）」については、資源再生業者の施設へ直接搬入している。

本市の収集車両は、平成10年度からLPガス車や低公害車を導入することによって、排ガスによる環境負荷を軽減することに努めている。

平成13年4月1日施行の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」対象の家電製品で、販売店へ引渡しができないものについては、埼玉県電機商業組合所沢支部に加盟する小売店等に収集運搬の協力をお願いしている。

また、平成16年4月より「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき、家庭から排出されるパソコンについては、メーカーの自主回収やパソコン回収業者を利用するよう市民に呼びかけている。

平成17年4月からは、高齢の方、身体に障害のある方等のうち、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近にごみ出しの協力者が得られない方を対象に、玄関先まで直接収集に伺うとともに、希望者には声かけによる安否確認を行う、ふれあい収集を実施している。

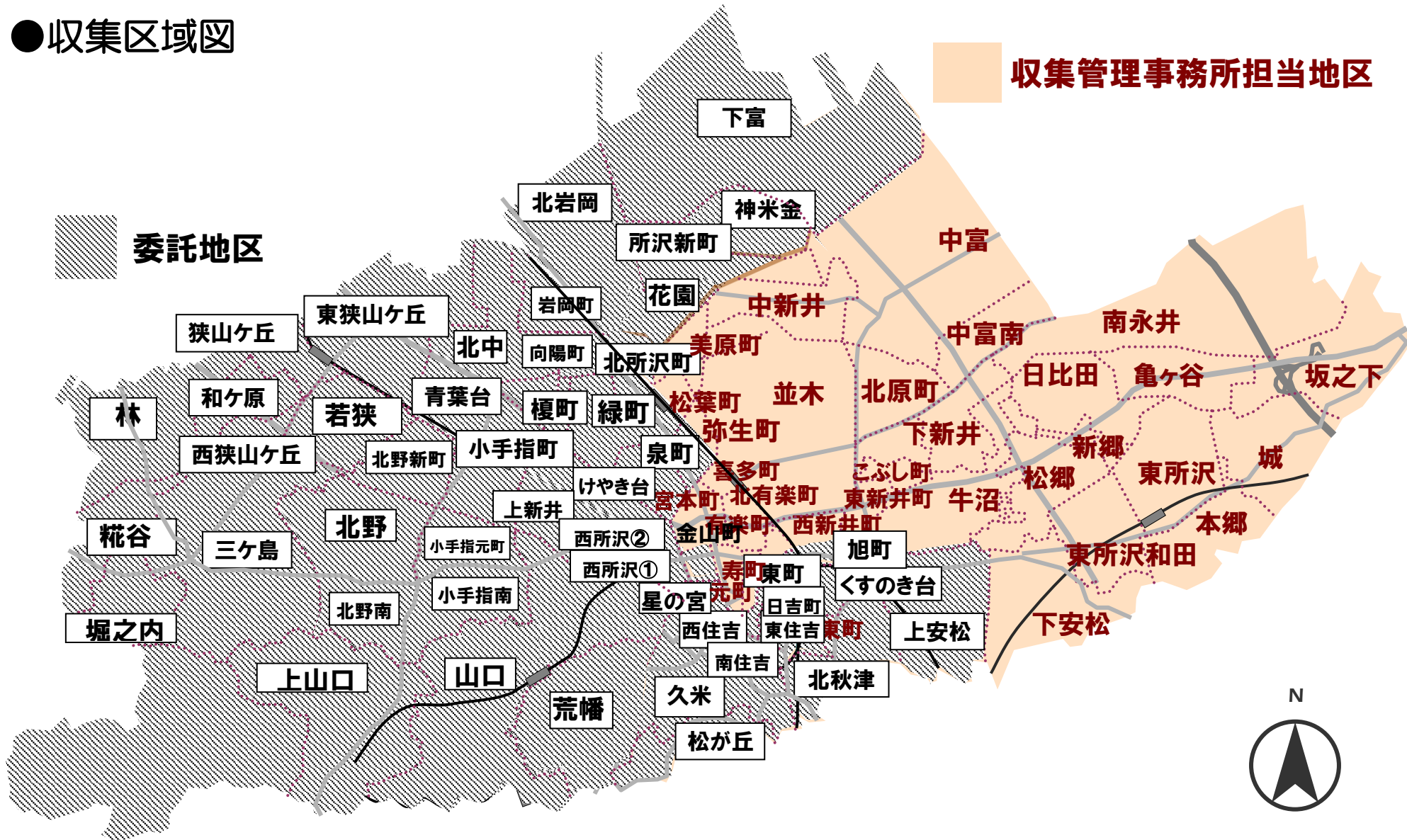
平成29年4月からは、粗大ごみ受付センターを設置し、それまで各区域を担当するクリーンセンターへ申し込みが必要だった粗大ごみの収集受付を一本化した。

令和6年4月1日現在

● 収集区域図

収集管理事務所担当地区

委託地区



食品ロスとは？



まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
日本で発生する食品ロスは、世界の食料援助量の約2倍。
1人当たり毎日おにぎり1個分、年間で38kgにもなります。
所沢市だけでも推定で年間1万3千トン。
これは電車400両に匹敵する重さなのです。

食品ロスを減らすには？

買い物では

- ・冷蔵庫の中を確認してから、買い物に行きましょう。
- ・使い切ることのできる量を買いましょう。
- ・賞味期限と消費期限の違いを正しく理解しましょう。

料理では

- ・傷みやすい食品は早めに使い切りましょう。
- ・食材の保存方法を見直して、長持ちさせましょう。
- ・捨てていた野菜の茎や皮を使って料理を工夫しましょう。

食事では

- ・作ってくれた方に感謝して、残さず食べましょう。
- ・食べきれなかった料理は、保存して早めに食べましょう。
- ・外食では食べきれる量を注文しましょう。

所沢市ホームページでも、食材を使い切るレシピや、食品ロスを減らす取組みをするお店を紹介しています！



(2) 年度別ごみ集積所（ステーション）設置数の推移

区分 年度	実績箇所	対前年度 伸び率 (%)	1集積所 当たり人口 (人)	1集積所 当たり世帯 数(世帯)
21	8,485	3.24	40.28	17.17
26	9,433	1.97	36.37	16.18
元	10,464	1.60	32.89	15.51
2	10,636	1.64	32.34	15.45
3	10,804	1.58	31.82	15.35
4	10,965	1.49	31.36	15.31
5	11,157	1.75	30.71	15.16

※設置数等は、各年度末現在の数値。

市内を走る収集車



(3) 清掃車両台数

令和6年4月1日現在

車 両	東部クリーン センター	西部クリーン センター	収集管理事務所	リサイクルふれあい館 (粗大ごみ受付センター)	計
☆ 収 集 車 両					
2 t パッカー車			1 <1>		1 <1>
3 t パッカー車			30		30
3.5 t パッカー車					
軽ダンプ			6	1	7
2 t リフト付深ダンプ					
3 t リフト付深ダンプ			3		3
3 t 深ダンプ				4	4
小 計			40 <1>	5	45 <1>
☆ 運 搬 車 両					
2 t パッカー車					
3 t パッカー車	1	3			4
2 t リフト付深ダンプ	1				1
3 t リフト付深ダンプ	1				1
2 t ダンプ					
2 t アームロール	1	1			2
3 t アームロール	1				1
4 t アームロール	1	2			3
軽ダンプ	3	1			4
軽トラック		1			1
小 計	9	8			17
☆ 中 間 処 理 車 両					
パワーショベル					
ショベルローダー	2				2
フォークリフト	3	2		1	6
ホイールローダー	1	1			2
油圧ショベル	2				2
小型クレーン					
ステアローダー					
小 計	8	3		1	12
☆ そ の 他 車 両					
連絡車	3 <1>	3 <1>	2	3 <1>	11 <3>
小 計	3 <1>	3 <1>	2	3 <1>	11 <3>
合計	20 <1>	14 <1>	42 <1>	9 <1>	85 <4>

※ < > はうち電気自動車

4. 中間処理

本市の「燃やせるごみ」の中間処理は、日比田地区にある東部クリーンセンター、林地区にある西部クリーンセンターの2箇所の中間処理施設において焼却処理を行っている。

東部クリーンセンター（全連続燃焼式ストーカ炉；115 トン/日×2 炉）は、平成12年6月に建設工事に着手し、平成14年11月東部清掃事業所の廃止を受けて、平成15年4月より稼働を開始した。東部クリーンセンターは、余熱を有効に利用した発電等が可能なごみ焼却施設であると同時に、国等の規制値に比べ一層厳しいダイオキシン類濃度の自主基準値（0.01ng-TEQ/N^m）を設定するなど、環境保全に十分配慮した施設となっている。なお、ごみ焼却施設については、平成29年12月から令和3年3月にかけて延命化工事を実施し、劣化した設備を改修するとともに、二酸化炭素排出量削減に資する改良を行った。平成15年4月にごみ焼却施設と共に稼働を開始した灰溶融施設については、延命化工事期間中の令和元年9月に廃止した。

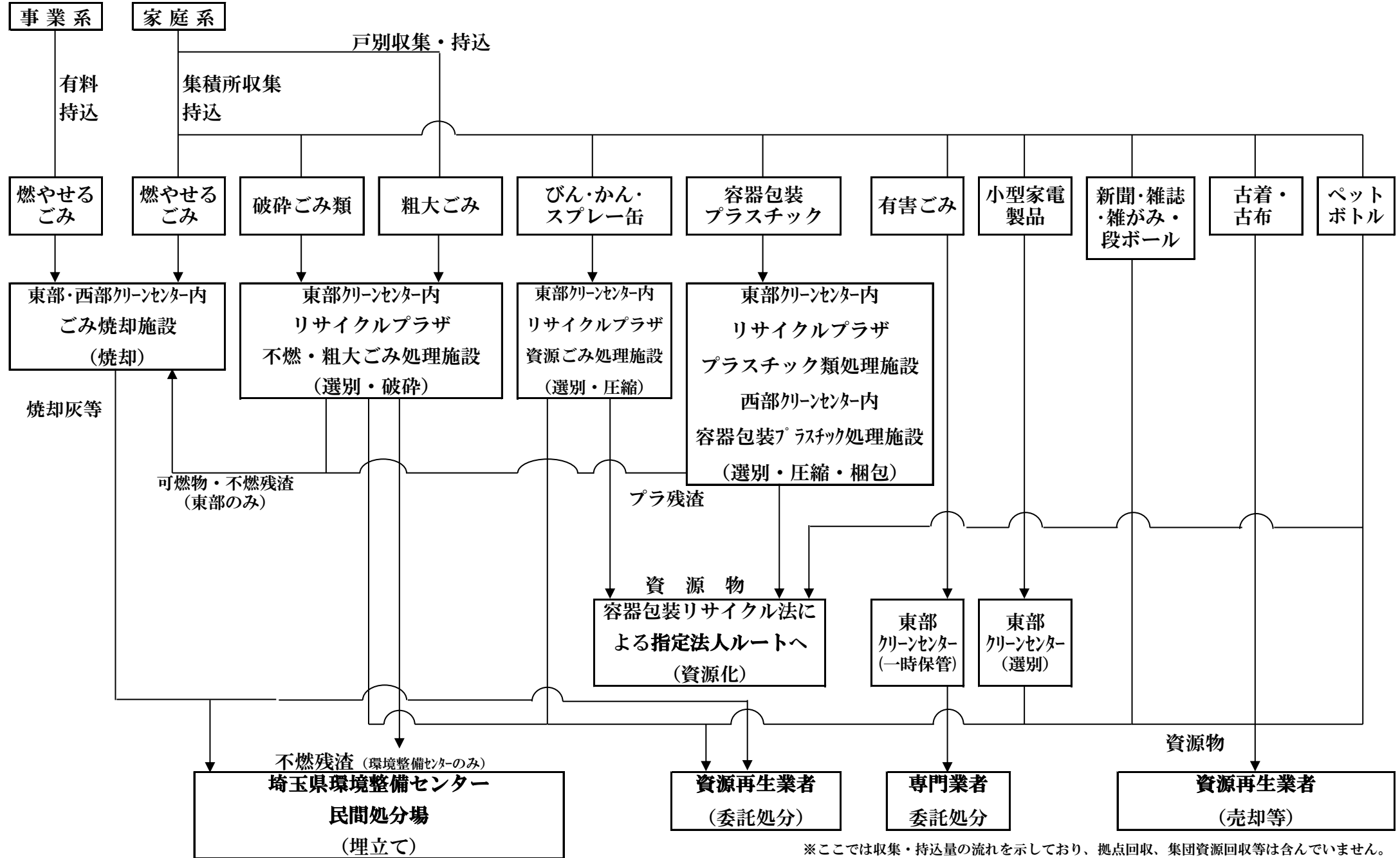
西部クリーンセンター（全連続燃焼式流動床炉；73.5 トン/日×2 炉）は、昭和62年12月から平成元年3月にかけて、A系焼却炉及びB系焼却炉の更新工事を行い、昭和62年1月より稼働しているC系焼却炉と合わせて計3炉体制で稼働した。平成6年8月から平成7年3月にかけては灰固形化施設整備工事、及びC系焼却炉の改造工事を行った。また、平成11年2月から平成13年3月にかけて排ガス高度処理施設改造工事を実施し、平成14年12月から施行されたダイオキシン類削減のための構造基準や維持管理基準を満たすと同時に、規制値より更に厳しいダイオキシン類濃度の目標値（0.1ng-TEQ/N^m）を達成している。なお、C系焼却炉については、ごみ量の減少に伴い、平成21年4月より休止し、平成27年10月に廃止した。平成26年9月から平成29年3月にかけてA系焼却炉及びB系焼却炉の基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施し、劣化した設備を改修するとともに、二酸化炭素排出量削減に資する改良を行った。

平成15年3月まで、西部クリーンセンター内の不燃物等処理施設にて、「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「プラスチックごみ」及び「ペットボトル」の中間処理を行い、同センター隣地の資源回収施設にて、「びん・かん」の中間処理を行っていた。

現在、東部クリーンセンターリサイクルプラザにて「破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）」「びん・かん・スプレー缶」「容器包装プラスチック」の中間処理を行っており、西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設にて「容器包装プラスチック」の中間処理を行っている。なお、平成22年10月より、一部の不燃残渣（廃プラスチック類）については、東部クリーンセンターで焼却処理している。

「容器包装プラスチック」は中間処理後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡し、「びん・かん・スプレー缶」は選別後、資源再生業者へ引き渡している。また、「小型家電製品」については、平成22年10月から、収集したものを東部クリーンセンターに搬入後、資源再生業者に引き渡している。

(1) 令和5年度のごみ処理のしくみ



※ここでは収集・持込量の流れを示しており、拠点回収、集団資源回収等は含んでいません。

(2) 一般廃棄物処理手数料の推移

施行年月日	動物の死体		その他の廃棄物			備考
	犬猫その他の動物		事業活動に伴う一般廃棄物(※1)		産業廃棄物(※2)	
	収集運搬手数料	処分手数料	収集運搬手数料	処分手数料	処分費用	
S53.4.10	単位：1体につき		単位：100キログラムにつき			
	500円	500円	300円	300円	700円	
H元.6.1	500円	500円	300円	500円	700円	合計算出額に103/100を乗ずる(10円未満の端数切り捨て)
H5.6.1	500円	500円	—	800円	1,100円	
H12.7.1	500円	500円	単位：10キログラムにつき			合計算出額に105/100を乗ずる(10円未満の端数切り捨て)
			—	150円	150円	
H22.10.1	500円	500円	—	200円	200円	動物の死体は、合計算出額に105/100を乗ずる(10円未満の端数切り捨て)
H25.10.1	525円	525円	—	240円	240円	
R2.4.1	550円	550円	—	250円	250円	

※1 平成5年5月までは、「事業活動に伴う多量の一般廃棄物」

※2 産業廃棄物:紙くず(PCBが塗布されたものを除く。)、木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く。)、繊維くず

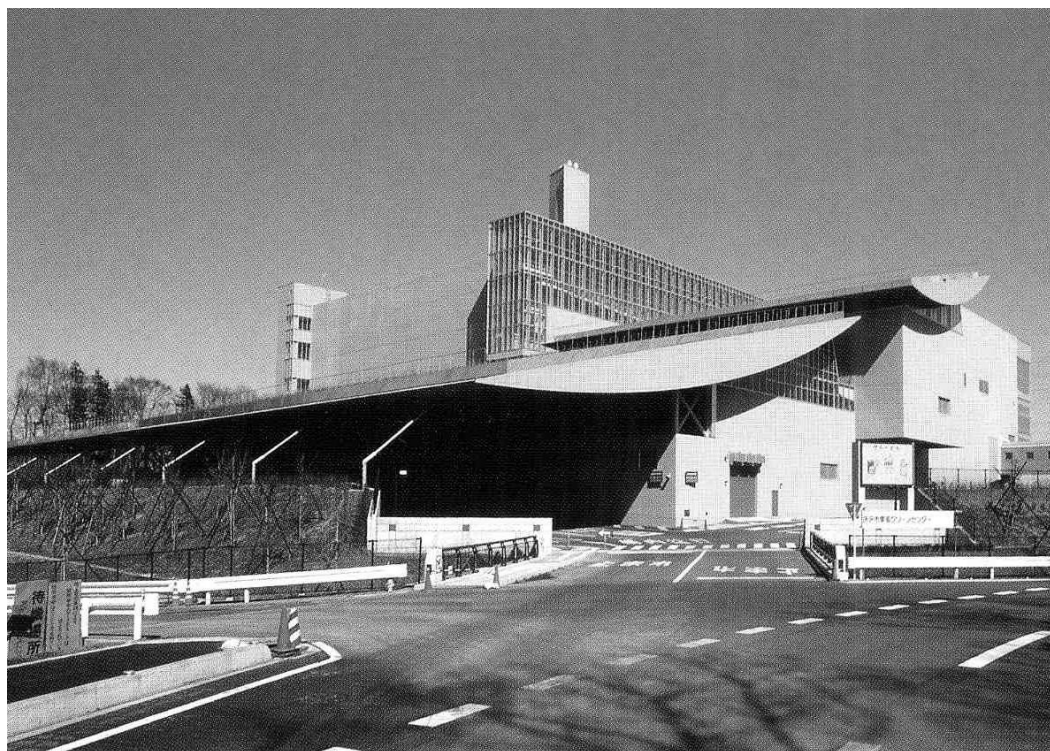
施行年月日	粗大ごみ					備考
	普通世帯から排出される粗大ごみ					
	市が収集し、運搬し、及び処分する場合			市長の指定する施設へ搬入する場合		
	スプリング入りベッドマットレス(※)	一辺の長さが90センチメートル以上の大型粗大ごみ(左記の粗大ごみを除く。)	左記以外の粗大ごみ	スプリング入りベッドマットレス(※)	左記以外の粗大ごみ	
H15.4.1	1品目につき	1品目につき	1品目につき	1品目につき	10キログラムにつき	(搬入する場合) 1 搬入された粗大ごみの合計重量が50キログラムを超える場合に、50キログラムを超える部分について手数料を徴収する。 2 手数料を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。
	2,000円	1,000円	500円	1,000円	100円	

※ 平成23年9月までは、「原動機付自転車(排気量0.05リットル以下のものに限る。)、スプリング入りベッドマットレス」

(3) 施設の概要

	東部クリーンセンター			
	ごみ焼却施設		リサイクルプラザ	
所在地	所沢市日比田895番地の1			
工事内容	<p>(建設工事) 平成12年6月～平成15年3月 工事費：20,581,785,000円 (リサイクルふれあい館・C地区含む)</p> <p>(延命化工事) 平成29年12月～令和3年3月 工事費：7,948,800,000円</p>			
敷地面積	59,752.72m ² (リサイクルふれあい館・C地区含む)			
延床面積	38,600.57m ² (リサイクルふれあい館含む)			
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	破碎・選別	手選別・磁気選別	手選別・圧縮梱包
処理対象物	燃やせるごみ	破碎ごみ類	びん・かん・スプレー缶	容器包装プラスチック
処理能力	115トン/24h×2炉	43トン/5h	30トン/5h	15トン/5h
ピット	7,900m ³	1,000m ³	1,000m ³	1,000m ³

《東部クリーンセンター》

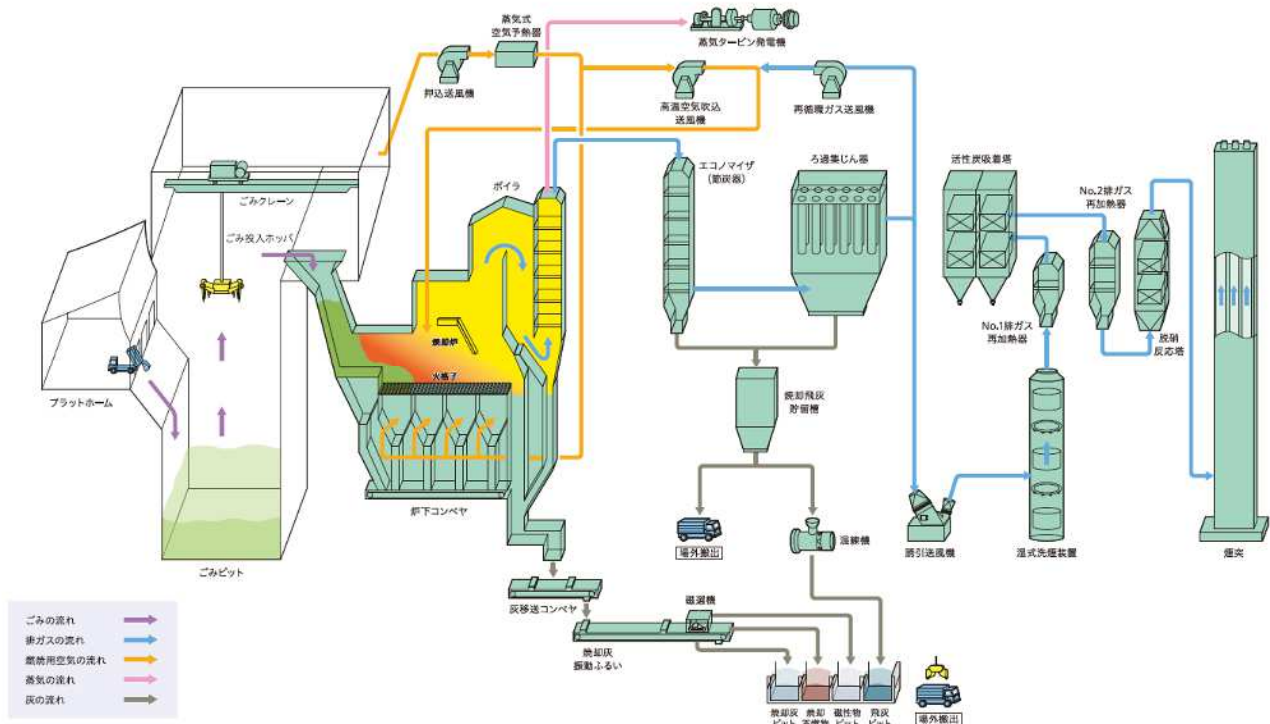


西部クリーンセンター	
ごみ焼却施設	容器包装プラスチック 処理施設
所沢市林一丁目320番地の1	
(更新工事) 昭和62年12月～平成元年3月 工事費：2,210,000,000円 (灰固形化施設整備工事) 平成6年8月～平成7年3月 工事費：288,400,000円 (排ガス高度処理施設改造工事) 平成11年2月～平成13年3月 工事費：4,126,500,000円 (基幹的設備改良(長寿命化)工事) 平成26年9月～平成29年3月 工事費：3,434,400,000円(市民持込みステーション含む)	不燃物等処理施設を改造 (リースにより導入) (平成15年7月より稼動)
14,039.36㎡(市民持込みステーション含む)	
8,203.09㎡(市民持込みステーション含む)	694.27㎡
全連続燃焼式流動床炉	手選別・圧縮梱包
燃やせるごみ	容器包装プラスチック
73.5トン/24h×2炉	20トン/5h
1,500m ³	—

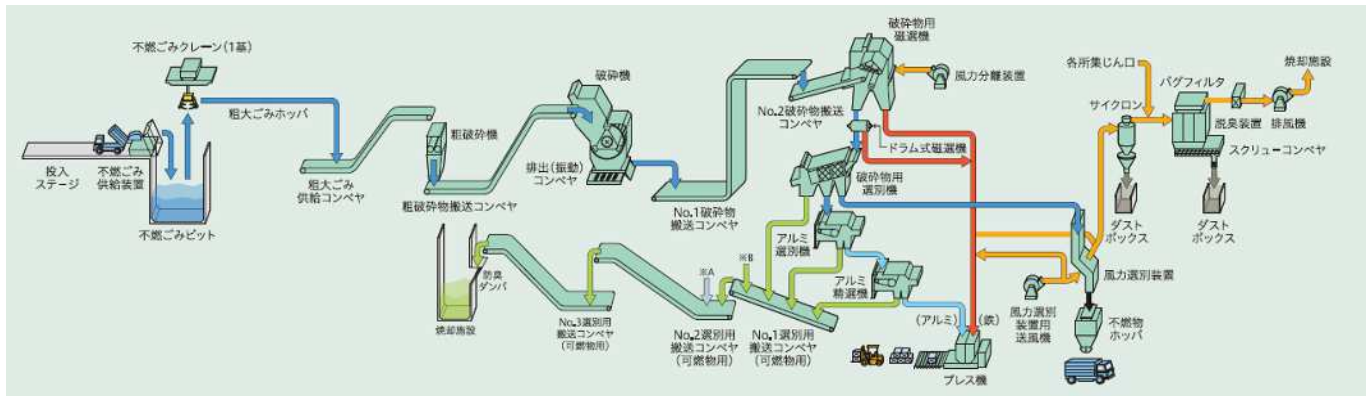
《西部クリーンセンター》



○東部クリーンセンターごみ焼却施設



○東部クリーンセンターリサイクルプラザ (処理対象物：破碎ごみ類)



(4) 年度別燃やせるごみ組成分析

区 分	年 度				
	元	2	3	4	5
紙、布類 (%)	46.13	46.19	47.00	47.02	46.42
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 (%)	17.09	20.97	21.08	20.78	19.37
木、竹、わら類 (%)	17.80	16.75	18.34	16.57	20.78
厨 芥 類 (%)	11.30	6.89	6.31	8.27	6.87
不 燃 物 類 (%)	1.78	2.97	2.20	2.36	2.31
そ の 他 (%)	5.91	6.26	5.08	5.02	4.25
合 計 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単位容積重量 (kg/m ³)	195.47	160.95	162.13	156.00	159.83

※割合 (%) は乾燥状態での数値

(5) 年度別燃やせるごみ三成分

区 分	年 度				
	元	2	3	4	5
水 分 (%)	47.85	45.61	44.92	45.65	45.68
灰 分 (%)	7.26	6.56	6.23	6.35	6.57
可 燃 分 (%)	44.90	47.85	48.86	48.00	47.75
合 計 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【水分を含んだ状態の換算例：厨芥類の場合】
 令和5年度において、厨芥類は乾燥状態で6.87%。三成分の水分のうち80%が厨芥類の水分と想定すると、燃やせるごみの中の厨芥類の水分は36.55%、乾燥分3.72%なので、合計40.26%と推計されます。

※東部クリーンセンター（年12回）、西部クリーンセンター（年6回）において実施された検査の平均値。

(6) 年度別破碎ごみ類組成分析

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
金属類	缶類 (アルミ) (%)	0.07	0.01	0.18	0.07	0.02
	缶類 (スチール) (%)	0.10	0.09	0.49	0.14	0.04
	その他 (%)	7.89	6.74	5.00	3.92	9.15
金 属 類 計 (%)		[8.06]	[6.84]	[5.67]	[4.13]	[9.20]
ガラス類	ビン類 (%)	0.66	1.01	0.85	0.75	0.19
	その他 (日用品、コップ、窓ガラス、電球等) (%)	1.25	0.73	0.64	0.89	2.12
ガ ラ ス 類 計 (%)		[1.91]	[1.74]	[1.49]	[5.89]	[2.30]
陶磁器類 (%)		4.34	4.05	4.78	5.89	8.46
瓦礫類 (%)		2.04	1.35	0.00	0.05	0.15
乾電池 (%)		0.65	0.42	0.22	0.57	0.26
ビニール・プラスチック類 (%)		48.24	33.88	24.28	30.18	35.46
混合不燃 (その他) (%)		18.51	49.56	52.49	46.91	38.89
不 燃 分 小 計 (%)		[83.59]	[97.84]	[88.93]	[93.62]	[94.71]
可燃分	紙、布、木類 (%)	13.80	2.17	11.10	10.16	5.30
	混合可燃 (その他) (%)	2.61	0.00	0.00	0.51	0.00
可 燃 分 小 計 (%)		[16.41]	[2.17]	[11.10]	[10.67]	[5.30]
合 計 (%)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単 位 容 積 重 量 (k g / m ³)		197.4	74.4	72.7	70.9	72.9

※ 検体は、不燃・粗大ごみ処理施設のピット内より採取した。
また、数値については、年2回実施した検査の平均値をそれぞれ用いている。

(7) 東・西クリーンセンターダイオキシン類測定データ

①排ガス

単位：ng-TEQ/Nm³

区分 \ 年度	令和3年度 (第1回)	令和3年度 (第2回)	令和4年度 (第1回)	令和4年度 (第2回)	令和5年度 (第1回)	令和5年度 (第2回)
東部1号炉	0.0020	0.0036	0.00093	0.0023	0.00062	0.0017
東部2号炉	0.0024	0.0012	0.0025	0.00073	0.0026	0.0014
西部A系炉	0.000048	0	0	0.000033	0.00009	0.000038
西部B系炉	0.00013	0.000057	0.000033	0	0.000074	0.00000038

※東部1号炉・2号炉は東部クリーンセンター煙突の測定結果。

※西部A系炉・B系炉は西部クリーンセンター触媒出口の測定結果。

②集じん器灰

単位：ng-TEQ/g

区分 \ 年度	令和3年度 (第1回)	令和3年度 (第2回)	令和4年度 (第1回)	令和4年度 (第2回)	令和5年度 (第1回)	令和5年度 (第2回)
東部1号集じん器	0.23	0.31	0.18	0.24	0.20	0.15
東部2号集じん器						
西部A系集じん器	0.36	0.073	0.36	0.15	0.37	0.45
西部B系集じん器						

※測定数値が定量下限値未満だった場合、「0」と表記。

5. 最終処分

本市の最終処分については、平成元年4月から所沢市北野一般廃棄物最終処分場（総面積約33,000㎡、埋立容量約204,000㎥）において、関連法令等の維持管理基準の遵守はもとより、周辺住民の生活環境の保全及び周辺環境への配慮に努めた埋立処理を行ってきた。しかし、平成16年度末に所沢市北野一般廃棄物最終処分場が埋立てを終了したため、現在、本市から発生する焼却残渣等の埋立対象廃棄物は、県営処分場（埼玉県環境整備センター）や民間処分場（山形県米沢市、福島県小野町）等へ搬出し、最終処分を行っている。

このような中で、本市では、自区内処理の原則に基づき、市内に新たな最終処分先を確保するため、平成11年度より第2一般廃棄物最終処分場の整備に向けて検討を開始した。当初、86カ所の候補地から必要面積や県立狭山自然公園などの土地利用規制等を基に検討し候補地を絞り込むとともに、市民の皆様に対して、説明会や戸別訪問を実施し新たな処分場整備について理解を得ながら、平成26年度に所沢市立プロペラの北側の候補地を建設予定地と決定し、平成28年度に地元自治会と建設に向けた覚書を締結した。

その後、平成30年度より用地取得を開始し、令和4年度末までに建設予定地のすべての用地を取得している。

さらに、令和元年度には、本事業に最適な事業方式を選定するため、PFI導入可能性調査を実施し、民間事業者のノウハウの活用や競争原理の確保が見込める理由から、設計・建設を一括発注し、別途で運営・維持管理を包括委託にて発注する「DB+O方式」で事業を進めることとなった。

令和2年度には、設計・建設を一括発注する事業者の選定を目的に、附属機関として「（仮称）第2一般廃棄物最終処分場設計及び建設事業者選定委員会」を設置し、令和3年度には、事業者を決定し、工事請負契約を締結した。

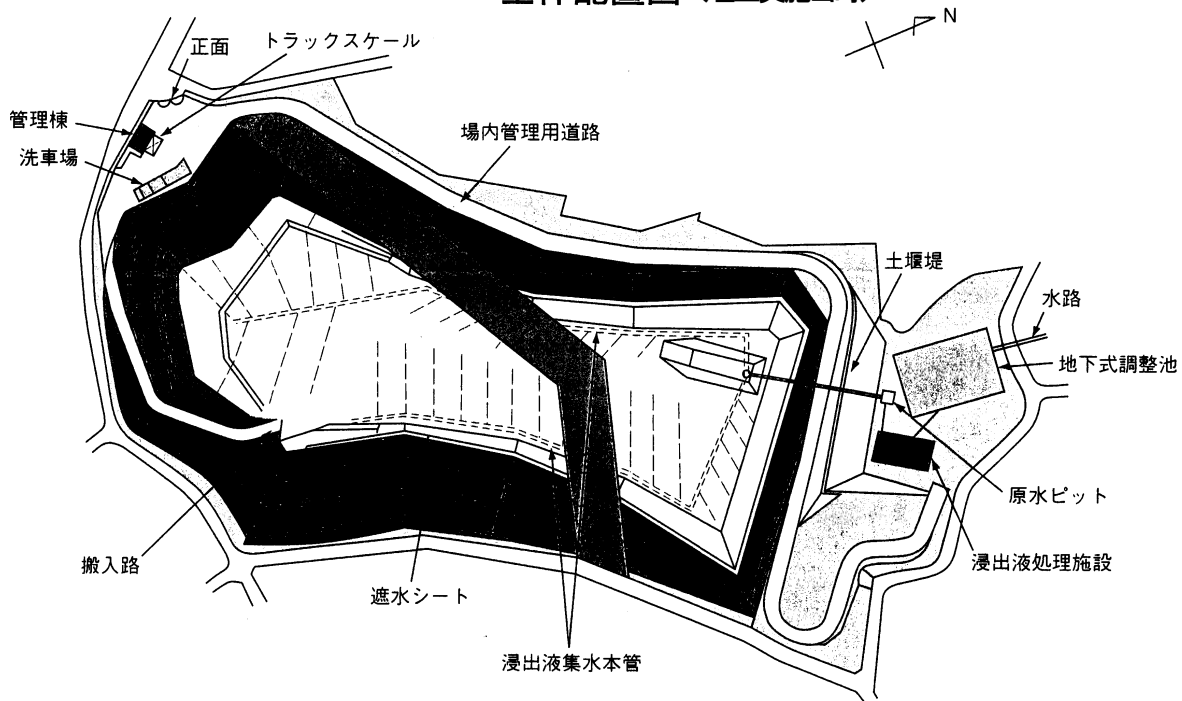
令和4年度には、施設の設計を完了し、令和5年4月に建設工事に着手している。

今後も、地元の皆様や土地所有者の皆様にご理解・ご協力をいただきながら、令和7年10月の供用開始に向け、事業を進めていく。

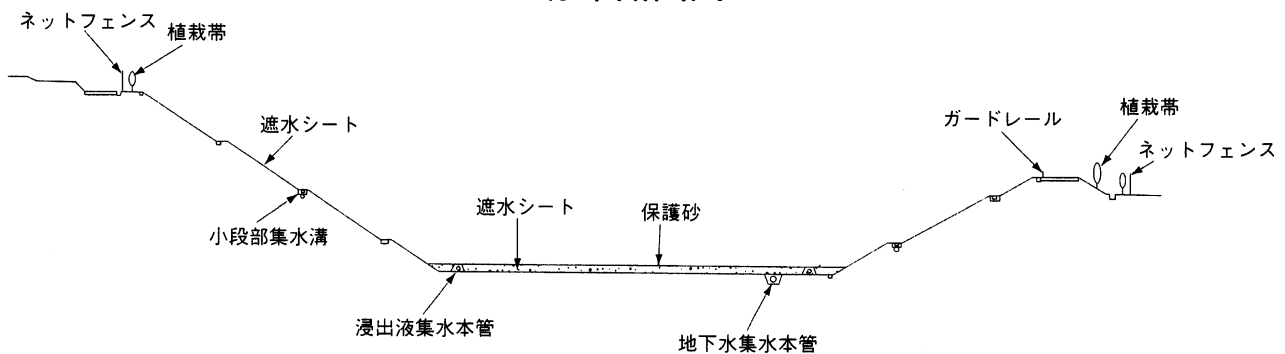
(1) 施設の概要

北野一般廃棄物最終処分場			
所在地	所沢市北野南三丁目16番地の24	総面積	約33,000 m ²
工期	昭和62年12月～平成元年3月	埋立容量	約204,000 m ³
工事費	10億5,278万5千円	埋立方式	即日覆土によるセル併用
埋立期間	平成元年4月から平成17年3月迄 (平成19年9月覆土完了)		サンドイッチ方式
		埋立物	焼却灰、溶融スラグ

全体配置図 (埋立実施当時)

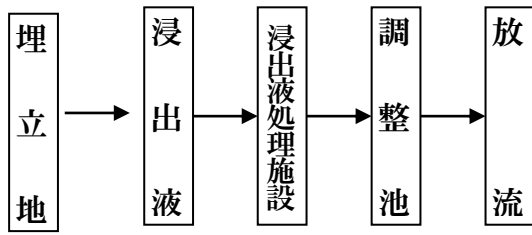


標準断面図



※平成26年3月よりメガソーラーを設置し、愛称名を『とことこソーラー北野』とした。

○埋立・浸出液処理の流れ



→ 浸出液の流れ

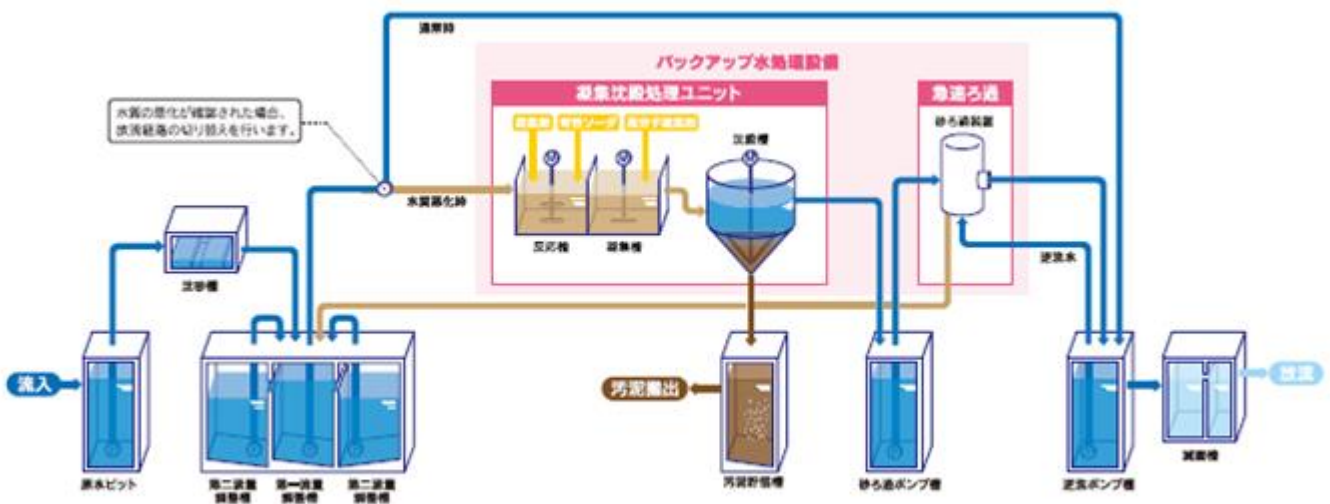
○浸出液処理施設の概要

処理能力 日平均 180m³

水質

項目	流入値	放流値
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	2	2
化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	3	3
浮遊物質 (SS) (mg/l)	1	1

○処理フロー図



《米沢市》



《寄居町》



《草津町》



《所沢市：とことこソーラー北野》



北野一般廃棄物最終処分場の上部を利用し、メガソーラーを設置（平成 26 年 3 月より稼働）

し尿処理編



所沢市衛生センター

1. し尿処理の現状と課題

本市のし尿・浄化槽汚泥は、平成 16 年度までは許可業者（し尿収集運搬業者 6 社、浄化槽清掃業者 8 社）により、平成 17 年度からは、一般家庭のし尿については委託業者により、その他については許可業者により収集運搬しており、収集量は 1 日当たり平均 79.4kL である。このうちし尿、浄化槽汚泥の量の割合は、それぞれ約 1：9 となっている。

現在、くみ取り世帯は、181 世帯（令和 6 年 3 月末現在、全世帯数構成比で約 0.11%）であり、近年くみ取り世帯は減少傾向である。

浄化槽については 7,989 世帯（令和 6 年 3 月末現在、全世帯数構成比で約 4.70%）が使用しており、浄化槽が生活環境の保全に果たす役割は大変重要であると考えられる。しかしながら、浄化槽管理者の義務である、保守点検、清掃及び法定検査が不十分であるために、その排水が河川等に流れ込み、汚染源となったり、臭気の発生要因となったりすることも少なくない。

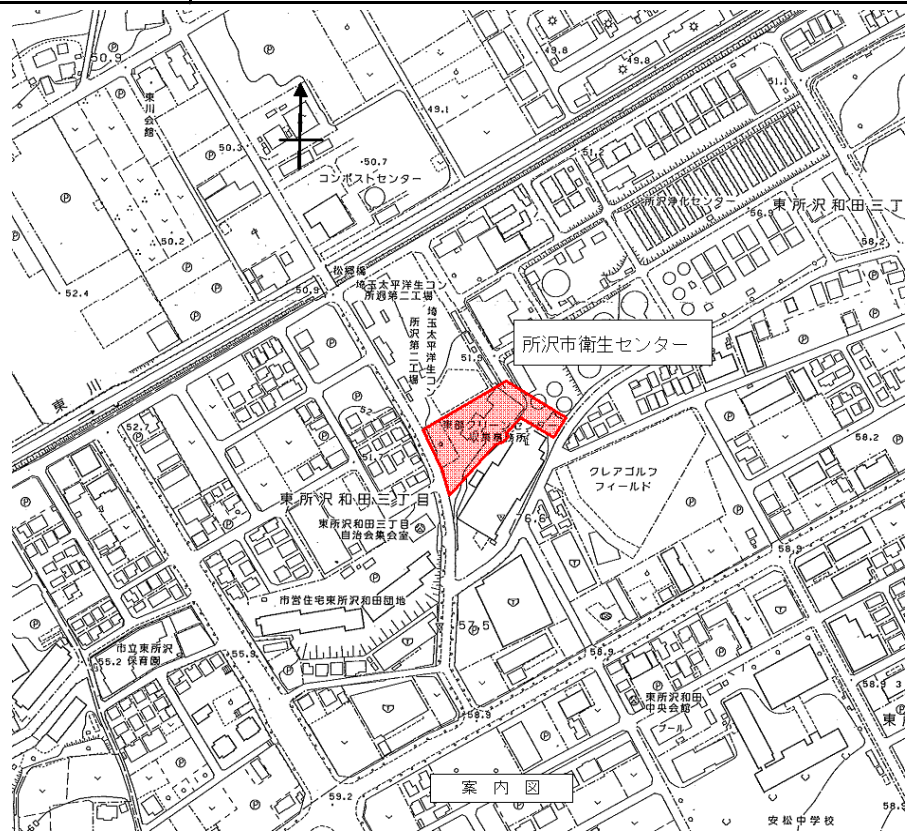
このため、市では浄化槽管理者に対し、保守点検、清掃、法定検査を徹底させるよう啓発を行っている。更に、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止の目的で「浄化槽（10 人槽以下）設置整備補助制度」を平成 5 年 4 月から実施している。

生活環境の向上に伴い、水洗化に対する要請も高まっているが、公共下水道の整備には多額の経費と長い年月を要する。この水洗化までの間、し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設によって衛生的に処理されなければならない。こうした現状においては、し尿処理施設の存在意義及び公衆衛生に果たす役割は非常に大きい。

平成 23 年度末まで、し尿及び浄化槽汚泥については、所沢浄化センターにおいて下水と一緒に処理を行ってきた。しかしながら、平成 24 年 4 月より所沢市単独公共下水道が、埼玉県荒川右岸流域下水道に接続替えとなったことに伴い、所沢浄化センターは廃止となった。所沢浄化センターの廃止に伴い、単独でのし尿処理が必要となったため、平成 21 年 12 月より新規施設の建設工事を開始して整備し、新たな処理施設として平成 24 年 4 月から所沢市衛生センターが稼働した。平成 29 年度には、COOL JAPAN FOREST 構想に伴う衛生センターの改修工事を行った。

2. 施設の概要

施設名	衛生センター
所在地	所沢市東所沢和田三丁目31番地の1
敷地面積	2,800.76㎡
建物面積	692.56㎡
処理能力	49k1/日（し尿11k1/日、浄化槽汚泥38k1/日）
処理方式	脱水希釈処理＋下水道放流
供用開始	平成24年4月



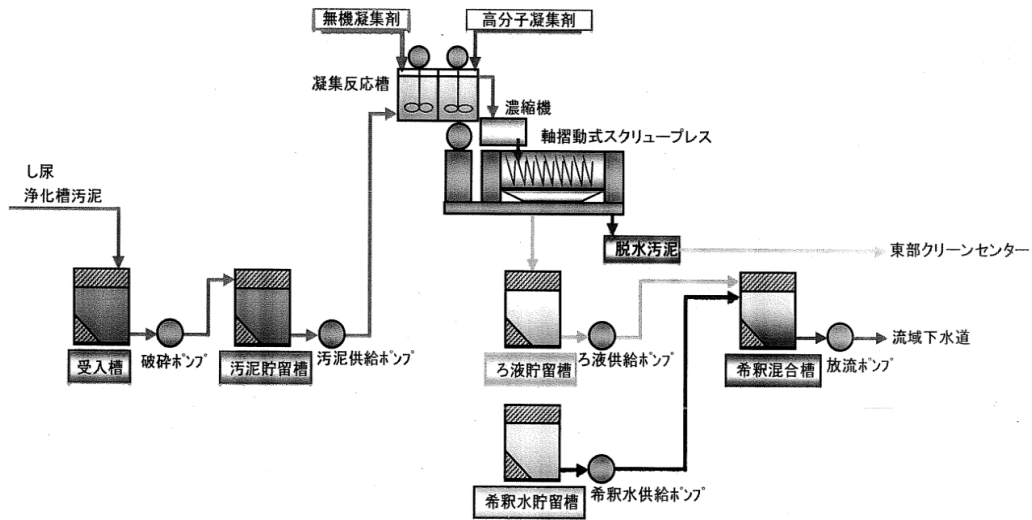
3. 年度別水洗世帯数・浄化槽世帯数・くみ取り世帯数・総世帯数の推移

区分 年度	水洗世帯数 (世帯)	構成比 (%)	対前年度 比率 (%)	浄化槽 世帯数 (世帯)	構成比 (%)	対前年度 比率 (%)
21	132,297	90.8	1.8	12,790	8.8	▲3.0
26	141,574	92.8	1.2	10,692	7.0	▲1.6
元	152,665	94.1	1.7	9,355	5.8	▲3.4
2	154,915	94.3	1.5	9,155	5.6	▲2.1
3	157,516	95.0	1.7	8,157	4.9	▲10.9
4	159,561	95.1	1.3	8,073	4.8	▲1.0
5	161,016	95.2	0.9	7,989	4.7	▲1.0

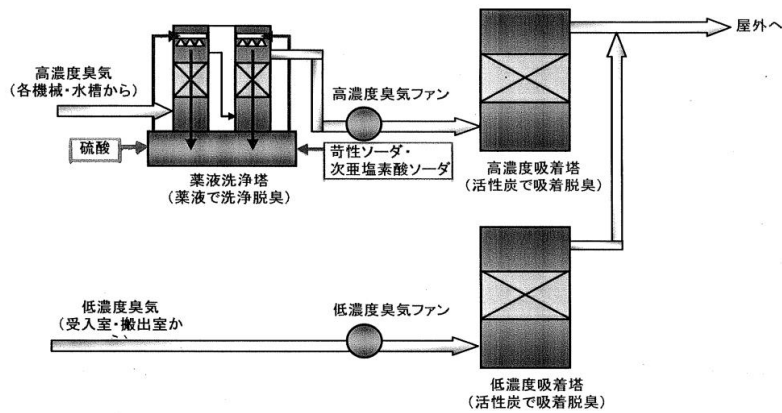
※ ▲はマイナスを表す。

※ 端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

◎脱水処理工程



◎脱臭処理工程



くみ取り 世帯数 (世帯)	構成比 (%)	対前年度 比 率 (%)	総世帯数 (世帯)	構成比 (%)	対前年度 比 率 (%)
593	0.4	▲8.5	145,680	100.0	1.3
373	0.2	▲6.2	152,639	100.0	1.1
244	0.2	▲9.3	162,264	100.0	1.3
217	0.1	▲11.1	164,287	100.0	1.2
202	0.1	▲6.9	165,875	100.0	1.0
186	0.1	▲7.9	167,820	100.0	1.2
181	0.1	▲2.7	169,186	100.0	0.8

4. し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 令和5年度月別し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：L)

区分 月	し尿 処理量	浄化槽汚泥 処理量	合 計	1日当たり し尿処理量	1日当たり 浄化槽汚泥 処理量	1日当たり 総処理量
4	124,710	1,426,810	1,551,520	4,157	47,560	51,717
5	102,900	1,510,850	1,613,750	3,319	48,737	52,056
6	137,180	1,758,680	1,895,860	4,573	58,623	63,195
7	140,510	1,452,440	1,592,950	4,533	46,853	51,385
8	151,010	1,547,380	1,698,390	4,871	49,915	54,787
9	163,340	1,275,970	1,439,310	5,445	42,532	47,977
10	176,790	1,417,990	1,594,780	5,703	45,742	51,445
11	154,400	1,435,206	1,589,606	5,147	47,840	52,987
12	133,130	1,561,410	1,694,540	4,295	50,368	54,663
1	113,800	1,378,230	1,492,030	3,671	44,459	48,130
2	137,820	1,421,930	1,559,750	4,922	50,783	55,705
3	160,170	1,493,550	1,653,720	5,167	48,179	53,346
合 計	1,695,760	17,680,446	19,376,206	4,646	48,440	53,085

※ 端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 年度別し尿収集量

区分 年度	収 集 対 象		し 尿 収 集 量 (kL)		
	世帯	人口	一般世帯	事業所	計
元	244	446	786	816	1,601
2	217	370	701	877	1,578
3	202	339	581	1,046	1,627
4	186	308	535	987	1,522
5	181	298	498	1,198	1,696

(3) し尿処理量の推移

(単位:L)

年 度	し尿くみ取り量	浄化槽汚泥くみ取り量	合 計
26	1,762,670	15,245,830	17,008,500
元	1,601,462	16,990,480	18,591,942
2	1,578,420	17,407,880	18,986,300
3	1,626,420	17,958,190	19,584,610
4	1,522,460	17,485,930	19,008,390
5	1,695,760	17,680,446	19,376,206

5. し尿・浄化槽汚泥汲み取り車両台数（委託業者・許可業者）

令和6年4月1日現在

車 種	積 載 量	内 訳	合 計
バキューム	1,800L	浄化槽 1台	1 台
	2,700L	併 用 1台	1 台
	3,000L	浄化槽 2台	5 台
		併 用 3台	
	3,400L	併 用 1台	1 台
	3,600L	併 用 1台	1 台
	3,700L	併 用 5台	5 台
	3,750L	浄化槽 1台	2 台
併 用 1台			
合 計	浄化槽 4台 併 用 12台	16 台	

6. し尿処理手数料の推移

区 分 実施年月日	1樽（2斗入）につき			半樽（1斗入）につき
S・29・9・27	25円以内			13円以内
区 分 実施年月日	1樽（36リットル入）につき			半樽（18リットル入）につき
S・34・1・1	25円以内			13円以内
S・36・3・28	35円以内			18円以内
区 分 実施年月日	1世帯 月 額	人員1人 につき 月 額	従量制 100ℓ につき	備 考
S・37・7・9	35円以内	50円以内	100円以内	月2回くみ取り
S・42・7・1	50円	60円	125円	
区 分 実施年月日	世帯割	人員割	従量制	備 考
S 45・1・5	50円	60円	170円	
S 47・7・1	50円	60円	200円	特殊便槽100円加算
S 49・1・1	70円	70円	300円	
S 50・7・1	90円	80円	400円	
S 52・1・1	150円	120円	500円	
S 55・4・1	220円	180円	600円	特殊便槽1世帯150円加算・簡易水洗便槽人員1人につき150円加算。
S 59・10・1	270円	220円	730円	特殊便槽1世帯180円加算・簡易水洗便槽人員1人につき180円加算。
H 元・6・1	300円	250円	810円	特殊便槽1世帯200円加算・簡易水洗便槽人員1人につき200円加算。 消費税含まず。
	消費税等の取扱い			合計算出額に100分の103を乗ずる （1円未満の端数切り捨て。）
H 9・2・1	400円	250円	810円	特殊便槽1世帯200円加算・簡易水洗便槽人員1人につき200円加算。
H 12・7・1	消費税等の取扱い			合計算出額に100分の105を乗ずる （1円未満の端数切り捨て。）
H 25・10・1	420円	262円	850円	
R 2・4・1	440円	270円	890円	特殊便槽1世帯220円加算・簡易水洗便槽人員1人につき220円加算。

7. 所沢市衛生センターの放流水の水質測定結果

項目	年度			
	R3年度	R4年度	R5年度	下水排除基準
水素イオン濃度 (pH)	6.9	6.9	7.0	5以上9以下
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/ℓ]	50	49	49	600以下
浮遊物質 (SS) [mg/ℓ]	27	28	34	600以下
水温 [°C]	18.2	18.0	18.0	45以下
アンモニア、亜硝酸、硝酸性窒素 [mg/ℓ]	32	24	23	380以下
窒素含有量 [mg/ℓ]	35	27	28	240以下
リン含有量 [mg/ℓ]	0.40	0.40	0.50	32以下
ルマルキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) [mg/ℓ]	4未満	5未満	5未満	30以下
ヨウ素消費量 [mg/ℓ]	4.0	2.0	5.0	220以下
ダイオキシン類 [pg-TEQ/ℓ]	0.0016	0.00062	0.035	10以下

※測定結果は、年間平均値。ダイオキシン類のみ11月の測定結果。

※1 pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 g。

※放流水は、下水道へ放流。

8. 所沢市衛生センターの敷地境界における悪臭測定結果

項目	年度			規制基準
	R3年度	R4年度	R5年度	
臭気指数 (風上側)	10未満/10未満	10未満/10未満	10未満/10未満	15以下
(風下側)	10未満/10未満	10未満/10未満	10未満/10未満	15以下

※測定結果は、年度の左側の測定値が夏季、右側の測定値が冬季の結果。

※臭気指数とは、「人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化」したもので、工場等から採取した試料を無臭空気希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により指数を算出する。

資料編



東部クリーンセンター

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 基本的責務（第3条—第6条）

第2章 廃棄物の減量（第7条—第11条）

第3章 廃棄物の適正な処理（第12条—第19条）

第4章 廃棄物処理手数料等（第20条・第20条の2）

第5章 一般廃棄物処理業等（第21条—第27条）

第6章 雑則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

第2節 基本的責務

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、その再利用を図ることにより廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び再利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり廃棄物の発生を抑制し、物の開発、製造、加工、販売等に

際して、その製品、包装、容器等の適正化を図り、その製品、包装、容器等が廃棄物となるような場合は、その適正な処理が困難となることのないようにし、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等の必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量及び再利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量及び再利用並びに適正な処理に関する市民及び事業者等の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

- 3 市は、廃棄物の減量及び再利用並びに適正な処理に関する施策に当たって必要と認められるときは、他の地方公共団体等との協力を図らなければならない。

(占有者等の協力義務)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者等」という。）

は、その土地又は建物の清潔保持に努めるとともに、生活環境上支障のない方法で処分できる廃棄物は、自ら処分するように努めなければならない。

- 2 占有者等は、自ら処分できない廃棄物については適正に分別し、所定の場所に搬出する等市が行う処理に協力しなければならない。
- 3 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じ、廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量)

第7条 市は、廃棄物の分別収集及び市の一般廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、再生品の使用の推進等により廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源物の所有権)

第7条の2 第6条第2項の規定により搬出された廃棄物のうち、資源物（再生利用を目的として分別して収集するもので規則で定めるものをいう。）の所有権は、市に帰属するものとする。

- 2 市又は市長が指定する者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第8条 事業者は、物の開発、製造、加工、販売等に際して、使用済物品等（資源の有効な利用の

促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び使用済物品等を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再利用容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

（市民による廃棄物の減量）

第9条 市民は、廃棄物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的活動に参加し、又は協力することにより廃棄物の減量に努めなければならない。

（適正包装等）

第10条 市民は、商品の購入等に際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却する場合には、その回収等に努めなければならない。

（廃棄物再生事業者の協力）

第11条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第3章 廃棄物の適正な処理

（一般廃棄物処理計画）

第12条 市は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画を所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第22条第2項第1号の基本構想に即して定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示する。

（技術管理者の資格）

第12条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

（1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。

（2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

（3）2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。

（4）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）

又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

（排出禁止物）

第13条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(処理施設の受入基準)

第14条 市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者（次項において「搬入者」という。）は、別に定める規則に従わなければならない。

2 搬入者が前項の規定に従わないときは、市長は一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(市が処理することができる産業廃棄物)

第15条 法第11条第2項の規定により市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量とし、市長が必要の都度指定するものとする。

2 前条の規定は、前項の産業廃棄物の処理について準用する。この場合において、前条中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第16条 事業者は、事業活動に伴う一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障が生じない方法により運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴う一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に運搬させ、又は処分させなければならない。

(共同住宅等の建築に当たっての届出等)

第17条 規則で定める共同住宅等を建築しようとする者（次項において「共同住宅等建築者」という。）は、市が行う一般廃棄物の収集に伴う集積所に関する事項について、市と協議しなければならない。

2 前項の場合において集積所の設置が必要と認めるときは、共同住宅等建築者は、規則に定めるところにより直ちに集積所に関する届出をしなければならない。

(動物の死体処理)

第18条 占有者等は、犬、猫その他の動物の死体を自らの責任において処分できないときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(業務の委託)

第19条 市は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に関する業務の一部を委託することができる。

第4章 廃棄物処理手数料等

(廃棄物処理手数料等)

第20条 市が行う一般廃棄物の収集運搬又は処分については、別表第1に定める手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物のうち普通世帯から排出される粗大ごみを市が収集運搬又は処分する場合に徴収する手数料は、別表第2のとおりとする。

3 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から別表第3に定める費用を徴収する。

4 前3項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。

5 市長は、特別な理由があると認められるときは、規則で定めるところにより第1項若しくは第2項に規定する手数料又は第3項に規定する費用を減免することができる。

(手数料等の不還付)

第20条の2 前条の規定により既に納付した手数料及び費用は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集運搬又は同条第6項の規定により処分を業として許可を受けようとする者は、規則に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は2年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。

(許可証の交付等)

第22条 市長は、前条の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証を交付された者（以下「許可業者」という。）が許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(変更の許可等)

第23条 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 許可業者は、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第24条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法その他関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(浄化槽清掃業の許可)

第25条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 第21条第2項、第22条及び第23条第2項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第22条第1項中「前条の規定により」とあるのは「第25条第1項の規定により」と読み替えるものとする。

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第26条 市長は、浄化槽清掃業者に対して、浄化槽法第41条第2項の規定による処分を行うことができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)

第27条 第21条の規定による一般廃棄物処理業若しくは第25条の規定による浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により既に納付した手数料は、還付しない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第28条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者等その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、職員を法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第41号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例第11条第1項の規定により交付されている許可証は、当該許可証の有効期間の満了するまでの間は、第22条第1項により交付された許可証とみなす。

4 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりした手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則（平成8年12月27日条例第32号）

この条例は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第12号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第22号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第15条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条第2項及び別表第2の規定は、平成15年4月1日以後に処理の依頼を受ける普通世帯から排出される粗大ごみについて適用する。

附 則（平成16年3月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 6 月29日 条例第22号）

この条例は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日 条例第35号）

この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日 条例第36号）

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月28日 条例第60号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日 条例第12号）

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成30年10月10日 条例第43号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日 条例第10号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第20条関係）

種別	取扱区分	単位	収集運搬 手数料	処分手数 料	付記
し尿	普通世帯	世帯割 1世帯に つき	月額 440 円		<p>1 くみ取り回数は、月2回とする。ただし、特別の事情による場合は、次の区分による。</p> <p>（1） 衛生保全上の必要により特に市長の指示を受けた場合は、回数にかかわらず、直ちにくみ取りをしなければならない。</p> <p>（2） 当該世帯主の申出及び市長の承認があった場合に限り、月1回以上とすることができる。</p> <p>2 特殊便槽については、1世帯につき220円加算</p> <p>3 簡易水洗便槽については、世帯構成人員1人（2歳未満児を除く。）につき220円加算</p>
		人員割 世帯構成 人員1人 （2歳未 満児を除 く。）につ き	月額 270 円		
	病院、食堂、 事務所その 他不特定多 数の使用す る施設	100リット ルにつき	890円		
動物の死 体	犬猫その他 の動物	1体につ き	550円	550円	
その他の 廃棄物	事業活動に 伴う一般廃 棄物	10キログ ラムにつ き		250円	手数料を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。

別表第2 (第20条関係)

種別	取扱区分		単位	手数料	付記	
粗大ごみ	普通世帯から排出される粗大ごみ	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	スプリング入りベッド	1品目につき	2,000円	
			マットレス	1品目につき	1,000円	
			一辺の長さが90センチメートル以上の大型粗大ごみ(上記の粗大ごみを除く。)	1品目につき	500円	
	市長の指定する施設へ搬入する場合	合	スプリング入りベッド	1品目につき	1,000円	
			マットレス	1品目につき	1,000円	
		上記以外の粗大ごみ	10キログラムにつき	100円	<p>1 搬入された粗大ごみの合計重量が50キログラムを超える場合に、50キログラムを超える部分について手数料を徴収する。</p> <p>2 手数料を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。</p>	

別表第3（第20条関係）

種別	単位	処分費用	付記
産業廃棄物	10キログラムにつき	250円	費用を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。

別表第4（第27条関係）

手数料の名称	手数料の額 (1件につき)
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	2,000円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	2,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000円

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(資源物)

第2条の2 条例第7条の2第1項の規則で定める資源物は、次に掲げる資源物のうちから一般廃棄物処理計画で定めるものとする。

- (1) 新聞・雑誌・雑がみ・段ボール
- (2) びん・かん・スプレー缶
- (3) 容器包装プラスチック
- (4) ペットボトル
- (5) 小型家電製品
- (6) 古着・古布

(処理施設の受入基準)

第3条 市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、一般廃棄物処理計画に定める基準及び別に定める基準に従わなければならない。

(廃棄物の処理依頼)

第4条 市の一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者又は動物の死体の処理を市に依頼しようとする者は、廃棄物処理依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物の品目)

第5条 条例第15条の市が処理することができる産業廃棄物の品目は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず（PCBが塗布されたものを除く。）
- (2) 木くず（工作物の除去に伴って生じたものを除く。）
- (3) 繊維くず

(共同住宅等)

第6条 条例第17条第1項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅、長屋住宅及び寄宿舍の用途に供する建築物とする。

(集積所の設置基準)

第7条 集積所の設置に関する基準は、市長が別に定める。

(集積所の設置等の届出)

第7条の2 条例第17条第2項の届出をしようとする者は、ごみ集積所設置・移転届出書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(業務の委託)

第8条 条例第19条の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に関する業務を委託するときは、その受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する基準に適合したものでなければならない。

2 市長は、委託に関しあらかじめ必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収等)

第9条 条例第20条第4項に定める手数料及び費用の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 条例第20条第1項の手数料及び同条第3項の費用の徴収方法は、次のとおりとする。ア 納入通知書(様式第2号)により、その都度徴収する。ただし、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者については、1月分を一括して徴収することができる。

イ アに定めるもののほか、市長が適当と認めるときは、他の方法によることができる。

(2) 条例第20条第2項の手数料の徴収方法は、次のとおりとする。ア 市に収集運搬及び処分を依頼する場合は、市役所、クリーンセンター、まちづくりセンター若しくは市民課サービスコーナーにおいて、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により収納を委託された者に納付するものとする。

イ 自ら市の一般廃棄物処理施設へ搬入する場合は、納入通知書により、その都度徴収する。

2 前項第2号アの規定により手数料を納付した者は、手数料納付の際に所沢市粗大ごみ処理手数料納付券(様式第2号の2)の交付を受け、当該納付券を粗大ごみに貼付して排出しなければならない。

(手数料等の減免)

第10条 条例第20条第5項の規定による手数料又は費用の減免は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。

(2) 台風、地震その他の災害によるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 廃棄物処理手数料等の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料等減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の廃棄物処理手数料等減免申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を廃棄物処理手数料等減免(決定・却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可)

第11条 条例第21条第1項の市長の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項又は第10項に定めるところにより行うものとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第12条 条例第21条の一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物()業許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業計画書(様式第6号)

(2) 一般廃棄物処理業申告書(様式第7号)

(3) 業務経歴書(様式第8号)

(4) 従事者名簿(様式第9号)

(5) 保有車両一覧表(様式第10号)

(6) 委託証明書(様式第11号)

(7) 一般廃棄物処理量報告書(様式第12号)

(8) その他市長が定める書類等

(許可証)

第13条 条例第22条第1項の許可証は、所沢市一般廃棄物収集運搬業許可証 (様式第13号) 又は所沢市一般廃棄物処分業許可証 (様式第14号) とする。

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第14条 条例第22条第2項の規定による届出をし、再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書 (様式第15号) を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、申請の理由が前条第1項の許可証の毀損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。

(変更の許可)

第15条 許可業者は、条例第23条第1項の規定により事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書 (様式第16号) を市長に提出しなければならない。

2 条例第23条第2項の規定による届出は、事業休止(廃止)届 (様式第17号) により行うものとする。

(許可申請事項の変更)

第16条 許可業者は、前条第1項に規定する場合を除き、第12条の規定により市長に提出した許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その事実が生じた日から30日以内に許可申請事項変更届 (様式第18号) を市長に提出しなければならない。

(許可証の返還)

第17条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可の取消し又は停止の処分を受けたとき。
- (3) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(許可の取消し等)

第18条 条例第24条又は第26条の規定により許可を取り消すときは許可取消書 (様式第19号) により、その業務の全部又は一部の停止を命ずるときは業務停止命令書 (様式第20号) により、当該許可業者に通知するものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第19条 条例第25条の浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書 (様式第21号) に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業申告書 (様式第22号)
- (2) 業務経歴書
- (3) 従事者名簿
- (4) 保有車両一覧表
- (5) 一般廃棄物処理量報告書
- (6) その他市長が定める書類等

(浄化槽清掃業の許可証等)

第 20 条 条例第 25 条第 2 項において準用する条例第 22 条第 1 項の許可証は、所沢市浄化槽清掃業許可証（様式第 23 号）とする。

2 第 13 条第 2 項、第 14 条、第 15 条第 2 項、第 16 条及び第 17 条の規定については、前項の許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、第 16 条中「前条第 1 項に規定する場合を除き、第 12 条の規定により」とあるのは「第 19 条の規定により」と読み替えるものとする。

（報告）

第 21 条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月当該業務の実績について次に掲げる様式により翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 委託契約報告書（様式第 24 号）
- (2) 一般廃棄物処理状況報告書（様式第 25 号）
- (3) くみ取業務報告書（様式第 26 号）
- (4) 浄化槽清掃状況報告書（様式第 27 号）

（立入調査の身分証明書）

第 22 条 条例第 29 条第 2 項の証明書は、身分証明書（様式第 28 号）とする。

（委任）

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
（所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止）
- 2 所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 47 年規則第 44 号）は、廃止する。
（所沢市会計規則の一部改正）
- 3 所沢市会計規則（昭和 39 年告示第 78 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 30 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 1 日規則第 71 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 14 年 10 月 10 日規則第 72 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定（同条第 1 項に係る部分に限る。）は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

（所沢市会計規則の一部改正）

2 所沢市会計規則（昭和 39 年告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 29 日規則第 30 号）

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 6 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 号の改正規定及び様式第 21 号の改正規定は、同年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日規則第 20 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

18 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は、第 26 条の規定による改正後の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則様式第 2 号の規定は適用せず、第 26 条の規定による改正前の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則様式第 2 号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日規則第 10 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 49 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則（平成 24 年 6 月 25 日規則第 41 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 32 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 31 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日規則第 33 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 18 日規則第 50 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

《様式・略》

所沢市廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、所沢市廃棄物減量等推進審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量化及び適正な処理等に関する事項について調査及び審議を行わせるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、所沢市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平15条例10・平16条例2・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 市民その他の市長が必要と認めた者

（平8条例3・平15条例10・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

（平16条例2・一部改正）

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

（平13条例48・旧第8条繰上）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(所沢市環境衛生対策審議会設置条例の廃止)

2 所沢市環境衛生対策審議会設置条例(昭和47年条例第1号)は、廃止する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成8年4月1日条例第3号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第48号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第10号)抄

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第4条、第8条(第2条の改正規定を除く。)、第17条及び附則第5項の規定

平成16年12月1日

所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出方法その他必要な事項を定めるものとする。

(平23条例24・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(報告書の縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)、期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 所沢市役所内で市長が指定する場所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を

告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 所沢市環境クリーン部

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(平13条例48・一部改正)

(見解書の作成等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の提出期限満了の日の翌日から起算して2月を経過する日までに、当該意見書に記載された意見に対する市長の見解を記載した書類を作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付するものとする。

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第9条 市長は、施設の設置又は変更に関する地域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域を管轄する市町村の長に報告書の写しを送付し、当該地域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、所沢市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第48号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(縦覧の時間等)

第3条 報告書を縦覧することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 報告書の縦覧の期間のうち、所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項各号に掲げる日は、縦覧することができない。

3 市長は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する時間及び前項に規定する縦覧することができない日を変更することができる。

(平25規則8・一部改正)

(縦覧の手続)

第4条 報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を改ざんし、汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止し、又は禁止することができる。

(平25規則8・一部改正)

(意見書の記載事項)

第6条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する理由

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

《様式・略》

所沢市リサイクルふれあい館条例

(設置)

第1条 ごみの減量化及びリサイクル思想の普及を図り、もって循環型社会の形成を推進するため、所沢市リサイクルふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を所沢市大字日比田620番地の1に設置する。

(業務)

第2条 ふれあい館は、次の業務を行う。

- (1) ごみの減量化及びリサイクル思想の啓発に関すること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに関する自主的な活動の支援に関すること。
- (4) リサイクル品の提供に関すること。
- (5) 不用品の情報交換に関すること。
- (6) その他ふれあい館の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第3条 ふれあい館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館することができる。

(休館日)

第4条 ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同日が月曜日に当たるときの翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

所沢市クリーンセンター規則

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第1条に定める目的を達成するため、廃棄物処理施設及び廃棄物の収集等を行う施設として、クリーンセンターを置く。

(名称及び位置)

第2条 クリーンセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東部クリーンセンター	所沢市大字日比田895番地の1
西部クリーンセンター	所沢市林一丁目320番地の1
収集管理事務所	所沢市東所沢和田三丁目32番地の1

(所掌事務)

第3条 東部クリーンセンターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の受入れに関する事。
- (2) 廃棄物の資源化、焼却及び処理に関する事。
- (3) 東部クリーンセンターの維持管理に関する事。
- (4) リサイクルふれあい館の特別高圧電気設備の維持管理に関する事。

2 西部クリーンセンターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の受入れに関する事。
- (2) 廃棄物の資源化、焼却及び処理に関する事。
- (3) 西部クリーンセンターの維持管理に関する事。
- (4) 北野一般廃棄物最終処分場に関する事。

3 収集管理事務所の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の収集及び運搬に関する事。
- (2) ごみ集積所の設置に関する事。
- (3) 収集管理事務所の維持管理に関する事。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(所沢市清掃事業所規則の廃止)

- 2 所沢市清掃事業所規則（平成14年規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成18年2月1日規則第3号）

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月5日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

所沢市浄化槽設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽、変則浄化槽、高度処理型浄化槽（窒素・リン除去型）、高度処理型変則浄化槽（窒素・リン除去型）、高度処理型浄化槽（BOD除去型）、高度処理型変則浄化槽（BOD除去型）（以下「浄化槽等」という。）の設置及び既存単独処理浄化槽から浄化槽等への転換について指導を行うことにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（平16年4月30日・全改）

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活雑排水 一般家庭等（店舗及び併用住宅を含む。）の台所、洗濯機、浴室等の排水（し尿及び浄化槽等による処理水を除く。）をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 変則浄化槽 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置（既存単独処理浄化槽の処理水と生活雑排水とを併せて処理する装置。以下同じ。）とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であるとともに、設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。
- (4) 高度処理型浄化槽（窒素・リン除去型） 法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1項に規定する浄化槽であって、かつ、放流水の総窒素濃度20mg/l以下又は総リン濃度1mg/l以下の機能を有するものをいう。
- (5) 高度処理型変則浄化槽（窒素・リン除去型） 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、放流水の総窒素濃度20mg/l以下又は総リン濃度1mg/l以下の機能を有するとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。
- (6) 高度処理型浄化槽（BOD除去型） 法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1項に規定する浄化槽であって、かつ、放流水のBOD除去率が97パーセント以上、放流水のBODが5mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(7) 高度処理型変則浄化槽（BOD除去型） 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第4条第1項の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、放流水のBOD除去率が97パーセント以上、放流水のBODが5mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、設置に当たり、建築基準法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方法の認定を受けたものをいう。

(8) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(9) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。

(10) 建築物 建築基準法第2条に規定するものをいう。

（平16年4月30日・一部改正）

（対象地域）

第3条 この要綱の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けた下水道事業認可区域を除く地域とする。

（建築主の責務）

第4条 前条に規定する対象地域において、生活雑排水を排出する建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から浄化槽等への転換を行うものとする。

（平16年4月30日・一部改正）

（既存建築物所有者の責務）

第5条 現に建築物を所有している者（以下「既存建築物所有者」という。）は、当該建築物から排出される生活雑排水が、公共用水域の汚濁発生の原因とならないよう浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から浄化槽等への転換に努めなければならない。

2 前項において、当該建築物が賃貸住宅のときは、既存建築物所有者が浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から浄化槽等への転換をすることを原則とする。

（平16年4月30日・一部改正）

（許可等）

第6条 浄化槽等を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽等の処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。

2 浄化槽等の処理水は、原則として道路側溝への放流は認めないものとする。ただし、道路管理者の許可を得た場合はこの限りでない。

3 浄化槽等を設置しようとする者は、浄化槽等の放流水を地下浸透する場合は、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成16年4月1日施行）様式6—1の「事前協議確認書」の交付を受けなければならない。

4 放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決するものとする。

(平16年4月30日・全改)

(維持管理)

第7条 浄化槽等の所有者及び使用者は、法に定められた保守点検、清掃及び法定検査を定期的
に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 浄化槽等以外の生活排水処理施設を設置している者は、前項に準じて施設の維持管理をしな
ければならない。

(平16年4月30日・一部改正)

(市長の指導)

第8条 市長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、建築主又は既存建
築物所有者に対し、浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から浄化槽等への転換について必
要な指導をすることができる。

(平16年4月30日・一部改正)

(設置者の責務)

第9条 浄化槽等を設置する者は、設置等に関して紛争が生じたときは、誠意をもってその解決
に努めるものとする。

(平16年4月30日・一部改正)

(施工業者の責務)

第10条 浄化槽等工事を施工する者は、法第29条の規定に従い、かつ、浄化槽工事の技術上
の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)第1条
に規定する浄化槽工事の技術上の基準に適合するよう施工しなければならない。

(平16年4月30日・一部改正)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

所沢市浄化槽整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽整備の費用について補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(平16年4月30日・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第4条の規定による構造基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、次の要件の全てに該当する高度処理型浄化槽(窒素又は磷除去型、窒素及び磷除去型)をいう。

ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有し、窒素又は磷除去型においては放流水の総窒素濃度20mg/l以下又は総磷濃度1mg/l以下の機能を有し、窒素及び磷除去型においては放流水の総窒素濃度20mg/l以下及び総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの

イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもの

ウ 一般社団法人埼玉県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもの

エ 浄化槽設置整備事業実施要綱(平成31年3月29日付け環循適発第19032912号環境省環境再生・資源循環局長通知の別添1)第3の(7)に規定する環境配慮型浄化槽の要件を満たすもの

(2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) 専用住宅 専ら住居を目的とした住宅(事業所を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の床面積が住宅の延べ床面積の2分の1以上であること。)をいう。

(4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。)をいう。

(5) 転換 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築(別棟を建築するものに限る。)を除く専用住宅の既存単独

処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の浄化槽に入れ替えることをいう。

(平16年4月30日・平18年2月21日・平23年4月1日・平24年3月30日・平30年3月30日・平31年3月29日・4月8日・一部改正)

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 所沢市生活排水処理基本計画(平成23年2月16日策定。以下「計画」という。)に設定されている浄化槽整備区域
- (2) 計画策定後に新たに計画に設定した浄化槽整備区域であって、埼玉県知事に通知した区域
(平23年4月1日・全改、平24年3月30日・一部改正)

(補助対象)

第4条 市長は、前条に定める区域内において、転換(補助金の交付を受けようとする年度の転換に限る。)をしようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 浄化槽の放流水を地下浸透にする場合において、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準(平成16年4月1日施行)様式6-1の「事前協議確認書」の交付を受けていない者
- (3) 土地及び家屋の権利を有する者の承諾が得られない者
- (4) 販売を目的として、転換をする者
- (5) 市税(所沢市税条例(昭和25年告示第76号)第3条に掲げる税目をいう。)を滞納している者

(平16年4月30日・全改、平18年2月21日・平23年4月1日・平24年3月30日・平28年4月1日・平30年3月30日・一部改正)

(補助金額)

第5条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象区域内で転換をする場合における補助金額は、別表第1のとおりとする。
- (2) 補助対象区域内で転換をするとともに、転換前の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分(清掃、消毒及び汚泥処理、撤去(掘り起こし)、収集運搬、中間処理及び最終処理)をする場合における補助金額は、前号の補助金額に、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に係る費用と別表第2に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。
- (3) 補助対象区内で転換をするとともに、生活排水を浄化槽に流入させるための管の設置又は浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管の設置の工事(放流ポンプ槽又は放流ますの設置工事を含む。)を行う場合における補助金額は、第1号の補助金額に、

当該工事に係る費用と別表第3に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。

- (4) 補助対象区域内で転換をするとともに、転換前の既存単独処理浄化槽を洗浄及び消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用する場合における補助金額は、第1号の補助金額に、既存単独処理浄化槽の再利用に係る費用と別表第4に定める費用を比較していずれか少ない金額を加算した額とする。

(平16年4月30日・全改、平18年2月21日・平23年4月1日・平24年3月30日・平26年3月31日・平28年4月1日・平30年3月30日・平31年3月29日・令和3年4月1日・令和4年3月28日・令和5年3月28日一部改正)

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (3) 設置場所の案内図及び配置図
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 土地等を借りている者は貸主の承諾書
- (6) 浄化槽設備士の選任届
- (7) 浄化槽法定検査の手数料払込票兼受領証の写し
- (8) 適正な維持管理に係る誓約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(平16年4月30日・平23年4月1日・平26年3月31日・平30年3月30日・一部改正)

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

3 市長は、補助金を交付すると決定した者に対して次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けて整備された浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に、便所、台所、風呂等及び浄化槽等並びに放流先の間を配管で接続し、使用を開始すること。
- (2) 不用となった既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は、適切に処分すること。ただし、市

長がやむを得ないと認める場合は、処分を要しない。

(平28年4月1日・平30年3月30日・一部改正)

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助金対象者」という。)が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該補助年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書及び領収書の写し

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類)

(3) 浄化槽チェックリスト

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(平16年4月30日・平23年4月1日・平30年3月30日・一部改正)

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付確定通知後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場及び写真において確認する。

(平16年4月30日・平30年3月30日・一部改正)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(補助対象に関する経過措置)

2 平成5年4月1日から同年5月31日までの間の補助対象に関する要綱第4条に規定の適用については、「専用住宅に処理対象人員10人以下の平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する合併処理浄化槽を設置しようとする者」とあるのは、「専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者」とする。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(平29年3月31日・追加、令2年3月10日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（平28年4月1日・追加、平30年3月30日・一部改正、・令2年3月10日・全改、・令和3年4月1日・令和5年3月28日一部改正）

転換のみの場合

人槽区分	補助金額
5人槽	414,000円
7人槽	462,000円
10人槽	585,000円

別表第2（第5条関係）

（平28年4月1日・追加、平30年3月30日・令2年3月10日・全改、令和3年4月1日・令和4年3月28日・令和5年3月28日一部改正）

処分を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	120,000円
くみ取り便槽	90,000円

別表第3（第5条関係）

（平31年3月29日・追加、令2年3月10日・全改、令和3年4月1日・令和4年3月28日一部改正）

管の設置を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	90,000円
くみ取り便槽	90,000円

別表第4（第5条関係）

（令和4年3月28日・追加）

再利用を伴う転換の場合

転換前の設備	補助金額
既存単独処理浄化槽	90,000円

《様式・略》

所沢市ごみ集積所設置基準

市民は、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年条例第33号)第9条の規定に基づき、廃棄物の減量に努めなければならない。

ごみ集積所の設置及び維持管理の基準並びに届出の手続は、次のとおりとする。

1 所沢市街づくり条例(平成16年条例第1号)第45条によるもの

(1) 適用範囲

- ア 開発行為等で、開発事業区域の面積が500m²以上のもの
- イ 中高層建築物の建築(住居部分が4戸以上のもの)
- ウ ワンルーム形式建築物の建築

(2) 協議

- (1) で規定する事業でその目的が住宅建築の場合は、あらかじめごみ集積所の設置場所、規模等について、収集管理事務所と協議すること。また、2戸未満の住宅建築については、既存のごみ集積所の共同利用を原則とする。

(3) 設置基準

計画戸数に応じて次の基準によりごみ集積所を設置すること。この場合において、ごみ集積所の寄附採納は、受けないものとする。

面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1戸当たり0.15m²×計画戸数 以上の床面積(ブロック等の囲いを含まない)を確保すること。 ・ ワンルーム形式建築物(一室面積25m²未満に限る。)の場合は、0.15m²÷2.2(一世帯当たりの居住人口)×計画戸数 以上の床面積(ブロック等の囲いを含まない)を確保すること。 ・ 計算上、1.5m²未満となるものについては1.5m²以上の床面積(ブロック等の囲いを含まない)を確保すること。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等が土中に浸透しない構造とすること。
囲い等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲はブロック等により、道路に面する側を除いて片仮名の「コ」の字型とすること。 ・ 周囲構造物の高さは、ごみ集積所の床面から1m以上とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲い等ができないときは、地面に区画線を表示し、ごみ集積所であることを明示のうえ、飛散防止対策をすること。
開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部については、有効の間口を1.5m以上とすること。 ・ 原則として、道路に面する側に開口部を設けること。 ・ 開口部には、足元の障害になる段差等は設けないこと。
扉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉を付ける場合は、施錠しないこと。また、開口部の高さを2m以上、幅を1.5m以上とし、収集管理事務所と協議すること。
屋根、庇 (ひさし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根又は庇(ひさし)を設置する場合は、開口部側に張り出さないときは、高さ2m以上とし、張り出すときは3m以上とした上で、建築確認に関する所管課と協議すること。
給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃等のために水道栓、排水桝を設置する場合は、給水装置に関する所管課及び排水設備に関する所管課と協議すること。
既製品によるごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみボックス等の既製品によるごみ集積所を設置する場合は、収集管理事務所と事前に協議すること。この場合において、既製品の検討に当たっては、ごみ出し時、管理時及び収集時に支障のない構造であるか確認すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造に変更が生じる場合は、収集管理事務所と事前に協議すること（既に設置されたごみ集積所の構造変更及び改修を含む。）。 ・ ごみ集積所内には棚を設けないこと。 ・ ごみ集積所は、収集日当日のごみ（資源）を排出する場所であるため、ごみ保管庫の扱いとしないこと。 ・ 屋根、扉を付けた構造物内において収集作業をする場合は、開口部の高さと幅を3m以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。

居住者の利便に供するため、ごみ集積所を複数設置する場合は、収集の効率等を考慮し、収集管理事務所と協議すること。

(4) 設置場所

- ・ 開発事業区域内で前面道路に面し、交差点の側端、道路の曲がり角、横断歩道の側端からの距離が5m以内の場所を除き（道路交通法（昭和35年法

律第105号)第44条第1項)、収集車がスムーズに横付けできる場所であること。ただし、収集作業が開発事業区域内(敷地内)で行うことができ、かつ、収集車がUターンあるいは通り抜けができる場合は、前面道路に面さない場所に設置するよう努めること。

- ・戸数100戸以上の共同住宅等の場合は、収集作業が開発事業区域内(敷地内)で行うことができ、かつ、収集車がUターンあるいは通り抜けができる位置に設置すること。
- ・面する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ・交通量の多い片側2車線以上の道路沿いを避けて設置すること。
- ・カーブを避けること。
- ・勾配が少ない位置で設置すること。
- ・収集車が建物の中を通り抜けしなければならない場合は、その部分の天井の高さを3m以上確保すること。
- ・敷地内のごみ集積所にあっては、その路面等は、収集車の総重量に耐えられる仕様とすること(例:4t塵芥収集車の総重量約8t)。
- ・収集車に直接積込みができること。
- ・袋小路には設置しないこと。ただし、収集車が容易にUターンできる場合は、この限りでない。

(5) 留意事項

- ・近隣住民とトラブルのないように十分協議、調整の上、設置すること。
- ・収集作業の安全が確保されること。
- ・店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建築物については、家庭系一般廃棄物のごみ集積所と事業系一般廃棄物のごみ集積所を分離すること。なお、事業系一般廃棄物は、市の収集するごみ集積所には排出できない。
- ・ごみ集積所には、次に掲げるものを設置しないこと。

ア 防火水槽

イ 量水器

ウ 電柱及び支線

エ その他収集作業の障害となるもの

- ・設置されるごみ集積所について、近隣で利用を希望する者がいた場合は、

可能な限り受け入れるよう努めること。

(6) 維持管理

- ・ごみ集積所は、利用者全員で維持管理し、清掃を行い、収集されなかったごみが残っている場合は、放置せずに片づけること。また、鳥獣類による散乱を防止するため防鳥ネット等を設置し、廃棄物が散乱することのないようにすること。
- ・コの字型ブロック囲い造にてネット等を取り付ける場合は、ネット等を完全に後ろに引ける（動かせる）よう取付方法を工夫すること。
- ・共同住宅（事業主の居宅併用を含む。）のごみ集積所には、維持管理を行う管理者の連絡先等を掲示するよう努めること。ただし、管理会社が管理する共同住宅については連絡先等を掲示すること。
- ・共同住宅にあっては、所有者又は管理者がこれを管理するものとし、入居者に対し、ごみの分別、収集日程、ごみの出し方などを指導徹底するとともに、ごみ集積所が不衛生な状態（散乱、分別の不徹底及び収集日以外の品目の排出等による堆積）に陥らないよう、清掃は毎週複数回行い、収集されなかったごみが残っている場合は、放置せずに片づける等必要な措置を講じること。
- ・所有者が共同住宅のごみ集積所の維持管理を他の者に委ねる場合は、所有者は、その維持管理状況を把握すること。
なお、市から不適正な維持管理を指摘された場合は、所有者又は管理者は、速やかに対処すること。
- ・ごみ集積所に既製品のごみボックス等を設置した後は、扉の開閉機能（油圧ダンパー等）の保守点検は年に1回以上行い、不具合が起きた場合には、速やかに修理すること。
- ・下記のごみの収集品目及び収集日を確認のうえ、決められた収集日当日の午前8時30分までにごみ集積所の開口部直近に当日の収集品目を排出すること。また、誤って排出された収集品目以外のごみ及び混合したごみは収集できないので注意すること。

収集品目	収集日
びん・かん・スプレー缶	月2回（指定曜日）
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	月1回（指定曜日）
容器包装プラスチック	週1回
ペットボトル	月2回（指定曜日）
小型家電製品	月1回（指定曜日）
古着・古布	小型家電製品と同日収集
燃やせるごみ	週2回
破碎ごみ類	月2回（指定曜日）
有害ごみ	破碎ごみ類と同日収集
粗大ごみ	申込み制（有料）

・管理会社に変更となった場合はその旨を収集管理事務所へ連絡すること。

(7) 手続の流れ

①ごみ集積所設置に関する提出書類

ア ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書（様式第1号）

添付書類：案内図（地図）、配置図（土地利用計画図）、ごみ集積所の平面図・立面図（ごみ集積所の内側の寸法や有効面積等を記載したもの）を各1部、必要に応じて承諾書等（既存のごみ集積所の共同利用、私道の走行等）の写し

※共同住宅の場合は、ごみ集積所の設置側の建物立面図

イ ごみ集積所設置・移転届出書（所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則様式第1号の2）

添付書類：ごみ集積所使用者名簿（様式第2号）、必要に応じて案内図（地図）

提出時期：現地調査の結果通知後、収集開始希望日の2週間前まで

②手続の流れ

ア ごみ集積所予定場所の選定→事前相談(協議)→開発事業の概要(写)

に併せ「現地調査依頼書」を提出→図面確認、現地調査→結果通知（否

の場合は再協議) → 工事着工 → 工事完了 → 完了検査 → 「設置・移転届出書」提出 → 収集開始日決定 → 収集開始

2 所沢市街づくり条例によらないもの

(1) 適用範囲

ア 所沢市街づくり条例によらない住宅建築及び小規模共同住宅建築

イ 住民の話合いにより設置するもの

原則として居住している範囲内に場所を設定すること。

ごみ集積所までの進入路が私道である場合は、地権者の承諾書(写)を提出すること。

設置されたごみ集積所は、その後原則として、1年間は変更をしてはならないこと。

(2) 基本的事項

ア 新規設置は、原則として6戸(小規模共同住宅建築にあっては、4戸)以上とする。

イ 6戸未満(小規模共同住宅にあっては、4戸未満)の場合、既存のごみ集積所の共同使用を基本とし、共同使用の承諾が得られない場合は、収集管理事務所と協議すること。

ウ ア又はイにより、設置する場合は、ごみ集積所の専用用地を確保すること。

エ ごみ集積所の設置が困難な場合又は近隣のごみ集積所の共同使用が困難な場合等は、自己での処分(各クリーンセンターへの自己搬入等)について考慮すること。

オ 設置に当たっては必ず利用者以外の近隣住民等の承諾を得ること。

(3) 協議

ごみ集積所を設置する場合は、あらかじめごみ集積所の設置場所、規模等について、収集管理事務所と協議をすること。

(4) 設置基準

面積、構造、設置場所、留意事項及び維持管理については、1の(3)から(6)を適用する。

(5) 手続の流れ

①ごみ集積所設置に関する提出書類

ア ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書（様式第1号）

添付書類：案内図（地図）、配置図（土地利用計画図）、ごみ集積所の平面図・立面図を各1部、必要に応じて承諾書等（既存のごみ集積所の共同利用、私道の走行等）の写し

※小規模共同住宅の場合は、ごみ集積所の設置側の建物立面図

イ ごみ集積所設置・移転届出書（所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則様式第1号の2）

添付書類：ごみ集積所使用者名簿（様式第2号）、必要に応じて案内図（地図）

提出時期：現地調査の結果通知後、収集開始希望日の2週間前まで

②手続の流れ

ア 事前相談→ごみ集積所予定場所の選定（当該土地の所有者等の承諾）
→「現地調査依頼書」提出→図面確認、現地調査→結果通知（否の場合は再協議）→工事着工→工事完了→最終検査→「設置・移転届出書」提出→収集開始日決定（通知）→収集開始

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日要領等）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日要領等）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月13日要領等）

この基準は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和6年8月19日要領等）

この基準は、令和6年12月1日より施行する。

「粗大ごみ訪問運び出し収集」取扱基準

- 【目的】 本市の粗大ごみの収集は、申し込みの後、収集日に屋外の一定の場所に運び出された品物を対象としているが、高齢者、障害のある方等への対応に向けた市民サービスの観点から、市職員が依頼者宅を訪問し、第三者の立会いのもと、粗大ごみの運び出し収集(以下「運び出し収集」という。)を実施するものである。
- 【対象者】 「運び出し収集」の申し込みができる対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、身近な人の協力を得ることが出来ず、自らが一定の場所まで粗大ごみを運び出すことが困難な者とする。
(1) 虚弱高齢である単身者
(2) 身体に障害がある単身者
(3) 病気、けがを負っている単身者
(4) 上記(1)～(3)の身体的状況にあつて、同居者がいる場合であっても、運び出しに困難が認められる者
(5) 上記(1)～(4)と同等の困難性が認められる者
- 【立会者】 「立会者」とは、第三者(民生委員、近隣住民、ホームヘルパー、市福祉担当課職員等)で、収集の際立会いができる者のことをいう。
- 【申込み】 「運び出し収集」の申し込みを受け付ける場合には、次に掲げる事項について聴取したのち、予約を受けるものとする。
(1) 依頼者の住所、氏名、電話番号
(2) 対象となる依頼者の状況
(3) 立会者の住所、氏名、電話番号、依頼者との関係
(4) 品物
なお、申し込みを受け付けたのち、所定の処理手数料について、依頼者に伝えるものとする。
- 【収集日】 収集日及び収集時間については、立会者と調整し、依頼者に連絡するものとする。
- 【収集】 「運び出し収集」の収集方法は、次のとおり実施するものとする。
(1) 依頼者宅の屋内から、粗大ごみを収集する際には、依頼者と共に同居者、又は立会者のもとで行なうこととする。なお、同居者がいる場合においても、状況に応じて第三者の立会いを依頼するものとする。
(2) 依頼者、同居者、又は立会者のいずれも不在の場合は「運び出し収集」は行なわない。
- 【その他】 何らかの状況で、運び出しが不可能な場合は、「運び出し収集」の対象としない。また、不在等による収集不能の場合は、改めて申し込みを行なうものとする。
- 【実施日】 この取扱基準は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

所沢市ふれあい収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢又は障害等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ出すことが困難な者に対し、利用者宅の戸口先において直接収集する業務(以下「ふれあい収集」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(ふれあい収集の対象者)

第2条 ふれあい収集を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、ごみ出しについて身近な人の協力を得ることができず、自らがごみ集積所までごみを排出することが困難なものとする。

- (1) 介護保険制度で要支援2以上の認定を受けている65歳以上の単身者
- (2) 2級以上の身体障害者手帳を所持している単身者
- (3) 介護保険制度で要支援2以上の認定を受けている65歳以上の高齢者又は2級以上の身体障害者手帳を所持している者のみで構成されている世帯に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(ごみの排出方法)

第3条 ふれあい収集の利用者は、市が定める家庭ごみの排出方法に従い、指定された曜日に自宅の戸口先にごみを排出するものとする。

(収集方法)

第4条 市は、前条の規定によりごみが排出されたときは、一括して収集するものとする。

(安否確認等)

第5条 市長は、指定された曜日に利用者宅の戸口先にごみが排出されていない場合は、利用者の安否の確認をする。この場合において、応答がないときは、当該利用者が指定した緊急連絡先にその旨を知らせるものとする。

(利用の申請)

第6条 ふれあい収集を利用しようとする者は、所沢市ふれあい収集利用(更新)申請書兼利用者台帳(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(状況調査等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、所沢市ふれあい収集利用(更新)調査票(様式第2号)に基づき速やかに状況調査を行い、ふれあい収集の利用の

可否を決定するものとする。

(利用決定通知)

第8条 市長は、前条の決定を行ったときは、所沢市ふれあい収集利用（更新）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(利用決定の有効期間等)

第9条 第7条の規定による利用決定の有効期間は、1年とする。

2 引き続きふれあい収集を利用しようとする者は、利用の更新を受けなければならない。この場合における手続については、第6条から前条までの規定を準用する。

(利用の一時停止等の申出)

第10条 ふれあい収集の利用者は、ごみの排出をしないとき、又は利用の中止をするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、ふれあい収集の利用者が第2条の要件に該当しなくなったとき又は申請が虚偽の申請その他不正な方法によりふれあい収集を利用していたことが判明したときは、速やかに利用の取消しを行い、所沢市ふれあい収集利用（更新）決定取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日要綱）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月4日要綱）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

《様式・略》

所沢市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業(以下「収集運搬業」という。)及び一般廃棄物処分業(最終処分を除く。以下「処分業」という。)の許可基準、取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令3年7月1日・一部改正)

(許可基準)

第2条 許可の基準については、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 資格基準

- ア 申請者(法人にあっては役員又は使用人の1人以上)が法第7条に規定する一般廃棄物処理業又は法第14条に規定する産業廃棄物処理業に1年以上従事した者であること。
- イ 収集の対象となる事業所が5箇所以上であって、1日当たりの収集量が収集運搬に使用する車両(以下「収集車両」という。)1台分程度確保できる見込みがあること。
- ウ 許可の更新にあっては、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成8年規則第5号。以下「規則」という。)第21条に基づく報告がなされていること。
- エ 市税、手数料等を滞納していないこと。

(2) 収集車両の基準

- ア 収集車両の車体に業者名又はそれに類するものが記載されていて、許可業者であることが認識できる車両であること。
- イ 市の処理施設を処分先とする場合の収集車両は、車両寸法等が別に定める基準以内であること。

(3) 施設等の基準

- ア 積替え保管施設(以下「保管施設」という。)又は中間処理施設(以下「処理施設」という。)で取り扱う一般廃棄物は、処理区域(所沢市全域をいう。以下同じ。)内で発生したものであること。
- イ 出入り口には鍵がかかるなど保管施設又は処理施設には部外者の立入りが容易にできない構造であること。
- ウ 産業廃棄物処理業等の施設が併設されている場合は、産業廃棄物と一般廃棄物とが区分されていること。
- エ 消火設備及び洗浄設備が設置されていること。

2 処分業の基準

- (1) 処理計画区域（所沢市一般廃棄物処理実施計画に定める区域をいう。）内における一般廃棄物の市による処理が困難であること。
- (2) 再生を目的とした処理ができること。
- (3) 処理した一般廃棄物を適正に再生できる処分先を確保していること。
- (4) 搬入量を計量する機器が備えられていること。

（令3年7月1日・一部改正）

（申請書類）

第3条 規則第12条第8号に規定するその他市長が定める書類等は、次のとおりとする。ただし、許可の更新であって、提出した申請書類に変更のない場合は省略することができる。

- (1) 他市町村で一般廃棄物処理業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- (2) 処理区域内で使用する収集車両の車検証の写し及び前後からの写真（自動車登録番号が確認できるもので、カラーのものに限る。）
- (3) 前号に規定する収集車両の車検証の使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合には、収集車両の使用者ととの契約書の写し
- (4) 申請者の市税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類。ただし、申請者が法人であって特別区に主たる事務所がある場合には、法人住民税のものとする。
- (5) 申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- (6) 申請者が個人の場合には、住民票の写し。
- (7) 収集車両の保管場所の配置図及び案内図
- (8) 保管施設を含む収集運搬業の許可申請の場合には、前各号に掲げる書類のほか第6条第1項第4号から第7号までに規定する書類
- (9) 処分業の許可申請の場合には、前各号に掲げる書類のほか第6条第2項第1号から第4号までに規定する書類

（平17年7月25日・令3年7月1日・一部改正）

（許可申請事項の変更等）

第4条 規則第16条の規定による許可申請事項が変更になった場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 主たる事務所の変更の場合は、登記事項証明書及び案内図
- (2) 代表者の変更の場合は、登記事項証明書、規則第12条第2号の一般廃棄物処理業申告書及び代表者の住民票の写し
- (3) 役員の変更の場合は、登記事項証明書、規則第12条第2号の一般廃棄物処理業申告書及び役員の住民票の写し
- (4) 社名の変更の場合は、登記事項証明書
- (5) 収集車両の変更の場合は、規則第12条第5号の保有車両一覧表、当該車両の車検証の写し

及び前後の写真

(6) 保管施設又は処理施設の変更の場合は、概要を記した書類及び図面

(7) 収集車両の保管場所の変更の場合は、配置図及び案内図

(平17年7月25日・令3年7月1日・一部改正)

(事前協議)

第5条 保管施設を含む収集運搬業の許可申請又は処分業の許可申請をしようとする者(許可の更新申請をする者を除く。以下「計画者」という。)は、許可申請を提出しようとする日の90日前までに市長と協議をするものとする。

(令3年7月1日・一部改正)

(計画書類)

第6条 計画者は、前条の協議をする場合は、一般廃棄物()業事前協議書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 規則第12条第1号の一般廃棄物処理業計画書

(2) 規則第12条第3号の業務経歴書

(3) 第3条第1項第1号の他市町村の一般廃棄物処理業許可証の写し

(4) 保管施設の概要

(5) 保管施設の配置図及び案内図

(6) 計画地を所有している場合には当該土地の登記事項証明書、計画地が借地である場合には当該土地の賃貸借契約書の写し及び地主の施設設置の同意書

(7) 保有機材一覧表

(8) 公図の上で計画地に隣接する土地の所有者の同意書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、計画者のうち処分業の許可申請をしようとするものは、同項各号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 処理施設の概要

(2) 処理工程全体のフロー図

(3) 処理後の一般廃棄物の処分方法

(4) 処理施設の配置図、平面図及び構造図

(5) 処理施設の処理能力証明書又は計算書

(6) 処理施設のカタログ又はパンフレット等

(平17年7月25日・令3年7月1日・一部改正)

(事務手続等)

第7条 市長は、前条に規定する書類が提出されたときは、関係部署に意見を求めるものとする。

2 市長は、関係部署の意見を参考にして審査を行い、その結果を計画者に通知するものとする。
(許可申請)

第8条 計画者は、次の事項について必要な措置を講じた後に許可申請を提出するものとする。

- (1) 前条第2項に規定する審査結果の指示事項
- (2) 事業を行うために必要な他の法令に基づく許可及び認可等
(住民同意)

第9条 計画者は、次に掲げる全ての者から住民同意を得なければならない。

2 前項の住民同意は、次に掲げるすべての者から同意を得なければならない。

- (1) 計画地の敷地境界線からおおむね100メートル以内に存する住宅の世帯主並びに学校、保育園、幼稚園、病院及び老人福祉施設の事業主
- (2) その他市長が特に必要と認める者

2 計画者は、前項に規定する住民同意を証する書類を前条に規定する許可申請時まで提出するものとする。

(令3年7月1日・一部改正)

(標準処理期間)

第10条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に規定する収集運搬業許可の申請に対する標準的な処理期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬業の許可 30日
- (2) 処分業の許可 60日

(令3年7月1日・一部改正)

(変更許可)

第11条 規則第15条第1項の規定による変更許可の場合の申請については、第2条から前条までの規定を準用する。

(令3年7月1日・一部改正)

(遵守事項)

第12条 収集運搬業又は処分業の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする場合は、搬入許可証を提示するとともに施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 収集車両は、規則第12条第5号の保有車両一覧表に記載された以外の収集車両を使用しないこと。
- (3) 一般廃棄物の分別、減量化及び資源化に努めること。
- (4) 収集運搬及び処分にあつては、安全の確保に十分留意すること。
- (5) 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確保すること。

(6) 一般廃棄物を排出する事業者と一般廃棄物の排出量及び種類、契約期間、処理料金等を記載した委託契約を締結すること。

(令3年7月1日・一部改正)

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

《様式・略》

許可業者が事業系一般廃棄物を搬入する場合の搬入検査の実施、指導及び処分基準

1 実施基準

(1) 頻度

東西クリーンセンターそれぞれ1箇月に1回以上実施する。1年間でクリーンセンターへ搬入する全ての業者を検査する。

(2) 方法

パッカー車の場合：ピットの前で、ごみの3分の1程度をあけさせ、運転手立ち会いの下、検査を行う。

なお、必要に応じて全量検査を行う。

大型ダンプの場合：他の搬入に支障を及ぼすことが考えられるのでごみをあけず、荷台の上から運転手立ち会いの下、目視により検査を行う。

なお、必要に応じて場所を移動し全量検査を行う。

(3) 人員体制

検査員2名で検査を行う。原則として、クリーンセンター、資源循環推進課から各1名の体制とする。

(4) 検査場所

東部クリーンセンター及び西部クリーンセンターで行う。その他必要に応じて、許可業者の積替え保管場所等の現地でも行う。

(5) 証拠写真

検査を実施した車両については、前面から写真を撮る。(7)の から のごみを搬入した場合は、証拠としてごみの写真を撮る。

(6) 確認事項

検査員は運転手から、運転手氏名、許可業者名及び排出事業所等を確認する。

(7) 検査項目

以下のごみを搬入していないか検査する。

燃やせるごみ以外のごみ(から は除く)：プラスチック、ペットボトル、ビン、缶、破碎ごみ類等

産業廃棄物(所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条に規定されているものを除く)

医療系廃棄物

他の自治体からの越境ごみ

資源ごみ：雑紙、ダンボール、オフィスペーパー等

2 許可業者に対する指導及び処分基準

許可業者が、1の(7)の から を搬入した場合は、以下「違反」という。)は、次のとおり指導及び処分をする。違反回数、車両や運転手ごとではなく、業者ごとに数えるものとする。また、前回の違反後1年間違反がなければ、累積された違反回数は消滅するものとする。

(1) 注意書

燃やせるごみ以外のごみを搬入した場合は、注意書(様式第1号)を運転手に渡し、持ち帰らせ、責任者に報告させる。責任者は、誓約書に押印後1週間以内に、市に提出するものとする。

(2) 呼出指導

次の場合は、後日、業者(責任者)を呼び出し指導書(様式第2号)に基づき指導するとともに、1週間以内に改善計画書を提出させる。

燃やせるごみ以外のごみを3回目に搬入した場合

産業廃棄物(所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条に規定されているものを除く)を搬入した場合

(3) 改善勧告

次の場合は、後日、業者(責任者)を呼び出し改善勧告書(様式第3号)を交付し、改善を勧告するとともに、1週間以内に始末書及び改善計画書を提出させる。

呼出指導後改善がない場合

医療系廃棄物を搬入した場合

越境ごみを搬入した場合

故意、悪質な搬入行為(燃やせるごみ以外のごみ等が混入しているのを知りながら搬入した場合や虚偽の計量数値を用いた場合など)をした場合

(4) 搬入停止処分

次の場合は、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条第2項に基づき、期間を定めた搬入停止処分書(様式第4号)を交付し、搬入停止とする。

- ア 燃やせるごみ以外のごみ（産業廃棄物、医療系廃棄物及び他の自治体からの越境ごみは除く）を搬入した場合
 改善勧告にも関わらず、改善されない場合は3日間の搬入停止とする。
 3日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は5日間の搬入停止とする。
 5日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は前回の搬入停止期間に5日間を加算した期間の搬入停止とする。
 その後に燃やせるごみ以外のごみ（産業廃棄物、医療系廃棄物及び他の自治体からの越境ごみは除く）を搬入した場合は、1回につき前回の搬入停止期間に5日間ずつを加算した期間の搬入停止とする。
- イ 産業廃棄物（条例第15条に規定されたものを除く）を搬入した場合
 改善勧告にも関わらず、改善されない場合は3日間の搬入停止とする。
 3日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は5日間の搬入停止とする。
 5日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は前回の搬入停止期間に5日間を加算した期間の搬入停止とする。
 その後に違反した場合は、1回につき前回の搬入停止期間に5日間ずつを加算した期間の搬入停止とする。
- ウ 医療系廃棄物を搬入した場合
 改善勧告にも関わらず、改善されない場合は5日間の搬入停止とする。
 5日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は前回の搬入停止期間に5日間を加算した期間の搬入停止とする。
 その後に医療系廃棄物を搬入した場合は、1回につき前回の搬入停止期間に5日間ずつを加算した期間の搬入停止とする。
- エ 他の自治体からの越境ごみを搬入した場合
 改善勧告にも関わらず、改善されない場合は5日間の搬入停止とする。
 5日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は前回の搬入停止期間に5日間を加算した期間の搬入停止とする。
 その後に他の自治体からの越境ごみを搬入した場合は、1回につき前回の搬入停止期間に5日間ずつを加算した期間の搬入停止とする。
- オ 故意・悪質な搬入行為
 改善勧告にも関わらず、改善されない場合は5日間の搬入停止とする。
 5日間の搬入停止にも関わらず、改善されない場合は前回の搬入停止期間に5日間を加算した期間の搬入停止とする。
 その後に違反した場合は、1回につき前回の搬入停止期間に5日間ずつを加算した期間の搬入停止とする。

搬入検査指導及び処分基準一覧表

違反種別	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
燃やせるごみ以外のごみの搬入	注意書 (第1回目)	注意書 (第2回目)	呼出指導	改善勧告	搬入停止 3日	搬入停止 5日	以後 5日ずつ 加算
産業廃棄物搬入 (条例第15条に規定されているものを除く)	呼出指導	改善勧告	搬入停止 3日	搬入停止 5日	搬入停止 10日	以後 5日ずつ 加算	
医療系廃棄物搬入	改善勧告	搬入停止 5日	搬入停止 10日	以後 5日ずつ 加算			
越境ごみ搬入	改善勧告	搬入停止 5日	搬入停止 10日	以後 5日ずつ 加算			
故意・悪質な搬入行為	改善勧告	搬入停止 5日	搬入停止 10日	以後 5日ずつ 加算			

(5) 資源ごみ（雑紙、ダンボール、オフィスペーパー等）を搬入した場合には、違反とはならないため、処分の対象とはしないが、資源化を推進するよう指導する。

3 排出事業者への指導

- (1) ごみの分別状況の悪い排出事業者については、直接分別の徹底を指導する。
- (2) 資源ごみを排出した排出事業者については、許可業者を通して啓発パンフレットの配布をし、資源化の推進を働きかける。

< 様式・略 >

所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、多量排出事業者に対し、発生の抑制、資源化及び適正処理等について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量の推進を図るための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「多量排出事業者」とは、事業系一般廃棄物を直接又は処理業者への委託により、市の処理施設に月量5トン以上(毎年4月1日を基準日とした同日前1年間に於ける平均月額搬入量をいう。)の廃棄物を搬入する者その他市長が必要と認める事業者をいう。

(多量排出事業者の責務)

第3条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理等に努め、事業系一般廃棄物の減量に関し、市の施策に協力するものとする。

(事業系一般廃棄物の減量及び資源化計画書の提出)

第4条 多量排出事業者は、当該年度の排出ごみの減量及び資源化に関する計画を定め、事業系一般廃棄物の減量及び資源化計画書(様式第1号)により、毎年5月末日までに市長に提出するものとする。

(事業系一般廃棄物管理責任者の届出等)

第5条 多量排出事業者は、自ら排出する一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等を具体的に推進する責任者を選任し、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

2 前項の届出書は、選任又は変更のあった日から30日以内に提出するものとする。

3 事業系一般廃棄物管理責任者は、事業系一般廃棄物の減量及び資源化を行うため下記の業務を行う。

- (1) 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等の把握に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に係る市との連絡調整に関すること。
- (3) その他事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に係る推進に関すること。

(指導及び助言)

第6条 市は、多量排出事業者に対し、次に掲げる事項について指導及び助言を行うものとする。

- (1) 廃棄物の適正な処理
- (2) 廃棄物の適正な管理
- (3) 廃棄物の減量及び資源化の促進
- (4) 廃棄物の分別排出の徹底
- (5) 再生品等の使用促進

(6) その他この要綱の目的達成に必要な事項

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月14日要綱）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

《様式・略》

所沢市事業系古紙回収協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、古紙を受け入れる事業者を所沢市事業系古紙回収協力店（以下「協力店」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるとともに、古紙を排出する市内の事業者に広く周知することにより、排出される古紙の資源化及びごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「古紙」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞（折込チラシを含む。）
- (2) 雑誌（カタログ、ノート、パンフレット、書籍などを含む。）
- (3) 段ボール
- (4) OA紙（コピー用紙）
- (5) 雑がみ
- (6) その他市長が認めるもの

(登録の要件)

第3条 協力店に登録することができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に古紙を受け入れる事業所（以下「事業所」という。）を有すること。
- (2) 持ち込まれた古紙を古紙卸売業者等に適正に引き渡すこと。
- (3) 古紙を持ち込んだ事業者から処理料金等を徴収しないこと。
- (4) 古紙を適正に保管できる場所を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(登録申請)

第4条 協力店への登録を受けようとする事業者は、所沢市事業系古紙回収協力店登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、協力店への登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、事業系古紙回収協力店登録簿に事業所の名称及び所在地等を登録するとともに、協力店に対して所沢市事業系古紙回収協力店登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 協力店は、登録証を事業所に掲示するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 協力店は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに所沢市事業系古紙回収協力店登録変更届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協力店への登録を取り消す旨の申出があったとき。
- (3) 事業を廃止したとき。
- (4) その他協力店として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により協力店の登録を取り消したときは、当該取消しを受けた事業者に所沢市事業系古紙回収協力店登録取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の通知書を受けた事業者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録内容等の周知)

第8条 市長は、所沢市事業系古紙回収協力店制度及び協力店の利用について、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

《様式・略》

所沢市生ごみ減量化・資源化を推進するための奨励に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機等（以下「処理機器等」という。）を購入し、日常生活の中で排出される生ごみの減量又は資源化に自主的に取り組む市民に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、燃やせるごみに占める生ごみの減量化及び資源化を推進することを目的とする。

(平28年3月31日・一部改正)

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、奨励金を申請する同一年度内に別表に掲げる処理機器等を購入し、生ごみの減量又は資源化を推進する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 奨励金申請時において、市税を滞納していないこと。

(平28年3月31日・令和4年1月25日・一部改正)

(奨励金額等)

第3条 奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 処理機器等の購入価格（以下「購入価格」という。）が30,000円以下 購入価格に3分の2を乗じて得た額
- (2) 購入価格が30,001円以上 購入価格に3分の2を乗じて得た額と、その額から20,000円を控除した額に4分の1を乗じて得た額との合計額（ただし、80,000円を限度とする。）

2 奨励金の交付は、一世帯につき別表に掲げる処理機器等のうち1種類に限るものとする。

3 奨励金の交付の対象となる基数は、一世帯につき電気式生ごみ処理機にあっては1基、それ以外の処理機器等にあっては各2基までとする。ただし、この要綱による奨励金の交付の対象となる処理機器等に係る申請を行った日から5年以上経過し、かつ、処理機器等が使用に耐えない状況その他のやむを得ない状況であると市長が認めるときは、当該処理機器等の買換え（他の種類の処理機器等への買換えを含む。）をしたときに限り、奨励金を交付するものとする。

(平成25年3月26日・28年3月31日・令和6年3月15日要綱・一部改正)

(交付申請及び請求)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入を証する書面を添えて、市長に所沢市生ごみ減量化・資源化推進奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

(令和6年3月15日要綱・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請を受けたときは、内容の審査を行い、所沢市生ごみ減量化・資源化推進奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に結果を通知するものとする。

（令和4年1月25日・一部改正）

（奨励金の返還）

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の目的に反する行為があったとき。

(2) その他不正行為があったとき。

（調査）

第7条 市長は、必要に応じて処理機器等の使用状況等調査を行うことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

（平21年3月23日・平24年2月15日・平27年1月27日・平30年3月30日・平31年3月31日・一部改正）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の所沢市生ごみ減量化・資源化を推進するための奨励に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る奨励金の交付について適用し、同日前の申請に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平成28年3月31日・一部改正）

種類
コンポスター
EM容器（発酵資材2kgを含む。）
電気式生ごみ処理機（ディスポーザーを除く。）
その他の生ごみ処理容器

《様式・略》

所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源(以下「資源物」という。)を回収する団体に対し、予算の範囲内で集団資源回収事業報償金(以下「報償金」という。)を交付することにより、資源再利用の促進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(報償金の交付の対象となる団体)

第2条 報償金の交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない団体(以下「団体」という。)とする。

(対象資源物及び報償金単価等)

第3条 報償金の交付の対象となる資源物の品目及び報償金の単価は、次のとおりとする。

- (1) 紙類 1キログラムにつき7円
- (2) 布類 1キログラムにつき7円
- (3) 生きびん 1本につき7円
- (4) 金属類(飲料用のスチール缶及びアルミ缶に限る。) 1キログラムにつき7円
- (5) 紙パック(500ミリリットル以上のものに限る。) 1キログラムにつき7円

(平成16年3月31日・21年3月23日・23年3月18日・26年3月31日・28年3月31日・令和6年3月29日要綱・一部改正)

(団体の登録申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市に登録するものとし、集団資源回収実施団体登録(登録事項変更)申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。

(取扱業者の登録申請等)

第5条 集団資源回収事業に参加協力しようとする取扱業者は、あらかじめ市に登録するものとし、集団資源回収事業取扱業者登録(登録事項変更)申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による登録に係る内容について公表することができる。

(平26年3月31日・一部改正)

(資源物の引渡し)

第6条 第4条の規定により登録した団体(以下「登録団体」という。)であって、報償金の交付を受けようとするものは、回収した資源物を前条の規定により登録した取扱業者(以下「登録業者」という。)に引き渡すものとする。

(平26年3月31日・一部改正)

(報償金の交付申請)

第7条 報償金の交付の申請は、集団資源回収事業報償金交付申請書(様式第3号)に登録業者の発行する集団資源回収実施報告書(様式第4号)及び計量票を添えて、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 4月から7月までの実施事業の報償金交付申請 7月31日
- (2) 8月から11月までの実施事業の報償金交付申請 11月30日
- (3) 12月から3月までの実施事業の報償金交付申請 3月31日

(平20年2月29日・平21年3月23日・平22年4月1日・平26年3月31日・一部改正)

(報償金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付の可否及び報償金の額を決定し、速やかに集団資源回収事業報償金交付決定通知書(様式第5号)により、同条の申請を行った登録団体に通知するものとする。

2 前項の報償金額は、第3条に定める単価に、集団資源回収実施報告書に記載された各品目別回収数量(当該数量に1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量)を乗じて得た額の合計とする。

(平16年3月31日・平21年3月23日・平26年3月31日・一部改正)

(団体の経理及び報告等)

第9条 報償金の交付を受けた登録団体は、報償金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録団体に報償金の収支に係る経理についての報告を求め、又は調査することができる。

(平22年9月10日・追加)

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、報償金の交付決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付決定を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定による報告又は調査により、報償金の使途がこの要綱の目的に反していることが明らかとなったとき。
- (3) その他不適当と認められる事実があったとき。

(平22年9月10日・旧第9条繰下、平26年3月31日・平31年3月29日・一部改正)

(団体登録の取下げ)

第11条 登録団体は、登録を取り下げようとするときは、集団資源回収実施団体登録取下届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(平21年3月23日・追加、平22年9月10日・旧第10条線下、平26年3月31日・一部改正)

(登録業者の取下げ)

第12条 登録業者は、登録を取り下げようとするときは、集団資源回収事業登録業者登録取下届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(平21年3月23日・追加、平22年9月10日・旧第11条線下、平26年3月31日・平28年3月31日・一部改正)

(団体登録の取消し)

第13条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、是正のため指導を行うものとする。

- (1) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (2) 営利を目的として集団資源回収を行ったとき。
- (3) 第9条第2項の規定による報告の求め又は調査に応じないとき。
- (4) 第9条第2項の規定による報告又は調査により、報償金の使途に不明瞭なもの又は確認できないものがあるとき。

2 市長は、登録団体が前項の指導に従わないとき、又は第10条各号に該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、第7条の申請を2年以上行っていない登録団体については、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(平14年3月25日・追加、平20年2月29日・一部改正、平21年3月23日・旧第10条線下・一部改正、平22年9月10日・旧第12条線下、平26年3月31日・平31年3月29日・一部改正)

(登録業者の取消し)

第14条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、是正のため指導を行うものとする。

- (1) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (2) 集団資源回収実施報告書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 登録業者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (4) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、登録業者が前項の指導に従わないときは、その登録を取り消すものとする。

(平20年2月29日・全改、平21年3月23日・旧第11条線下、平22年9月10日・旧第13条線下)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平14年3月25日・旧第10条線下、平21年3月23日・旧第12条線下、平22年9月10日・旧第14条線下、平26年3月31日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

《様式・略》

所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱（平成3年4月1日施行）第4条の規定により登録を受けた団体から資源物を引き取る取扱業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「資源物」とは、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成8年規則第5号）第2条の2第1項第1号に規定する新聞・雑誌・雑がみ・段ボールをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第5条第1項の規定による登録を受けた取扱業者（以下「登録業者」という。）とする。

(助成金の単価及び額)

第4条 助成金の単価は、別表に定める市況価格が5円を下回った場合に5円から当該市況価格を差し引いた額とする。

2 助成金の額は、前項に定める助成金単価に新聞、雑誌、雑がみ又は段ボールのそれぞれの回収量（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(交付申請及び請求)

第5条 登録業者は、所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に別に定める所沢市集団資源回収実施報告書を添えて、次に掲げる申請の期間に応じ、当該各号に定める日までに申請するものとする。

- (1) 4月から6月までに実施した事業の助成金 7月15日
- (2) 7月から9月までに実施した事業の助成金 10月15日
- (3) 10月から12月までに実施した事業の助成金 1月15日

(4) 1月から3月までに実施した事業の助成金 3月31日

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請及び請求をした登録業者に通知するとともに、指定された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(書類の整備等)

第7条 登録業者は、助成金の交付を受けた資源物の引取りに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該助成金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(令和4年12月21日要綱・一部改正)

附 則(令和3年11月25日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和4年12月21日要綱)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業を実施した期間	市況価格（1キログラム当たり）
4月から6月まで	当該期間の各週の日本経済新聞「古紙（東京、回収問屋買値）」欄の新聞、雑誌（雑がみを含む。）及び段ボールのそれぞれの高値及び安値の平均価格から算出する。この場合において、0.1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
7月から9月まで	
10月から12月まで	
1月から3月まで	

《様式・略》

○ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例

平成9年4月1日

条例第12号

改正 平成12年3月28日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、身体に被害を及ぼすおそれのあるダイオキシソ類及び有害物質の発生を少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すため、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な生活環境の維持と保全に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ダイオキシソ類 ダイオキシソ類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 有害物質 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第3号に規定する物質をいう。
- (3) 安易な焼却 化学製品(塩化ビニール、合板等)の廃棄物(ごみ)を焼却するとき、発生するダイオキシソ類及び有害物質を除去するための十分な施設を有する焼却炉を用いない焼却をいう。
- (4) 事業者 事業所等を保有し事業活動を行う者をいう。
- (5) 事業所等 本社・支店・営業所・資材置場・駐車場等事業に関するすべての場所をいう。

(平12条例23・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、目的を達成するために次のことをしなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条及び第15条の規定に基づく県の要領により知事から照会があった場合、速やかに議会に報告し意見を求めること。
- (2) 公共の施設において、安易な焼却はしないこと。
- (3) 市民と事業者に対して意識の啓発と指導に努めること。
- (4) その他、目的を達成するため、国、県などに積極的に働きかけること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、目的を達成するために次のことを遵守しなければならない。

- (1) 事業所等において、安易な焼却はしないように努めること。
- (2) 事業活動において、廃棄物（ごみ）の分別をし、商品・材料などはリサイクルできるものを取り扱うように努めること。
- (3) 焼却炉を保有する事業者は、焼却炉の運転に注意を払い、ダイオキシン類及び有害物質を発生させないように努めること。
- (4) その他、目的達成のため必要な措置を講じ、市が実施する施策に積極的に協力すること。

（市民の責務）

第5条 市民は、目的を達成するために次のことに努めなければならない。

- (1) 家庭において、安易な焼却はしないようにすること。
- (2) ごみ（廃棄物）は、市で定められたように分別して出すこと。
- (3) ごみ（廃棄物）の減量に心がけること。
- (4) その他、目的を達成するために、市が実施する施策に積極的に協力すること。

（ダイオキシン類等規制計画の策定）

第6条 市長は、この条例の目的を達成するために「ダイオキシン類及び有害物質の規制計画」を早急に策定しなければならない。

- 2 前項の計画を推進するために、必要な措置を講じなければならない。
- 3 規制計画は、事業者、知識経験者、関係機関の代表と市民で構成した審議会を設置し、策定しなければならない。
- 4 審議会の会議は、公開を原則とする。

（勧告及び公表）

第7条 市長は、この条例に反すると認められた者に対し、改善するよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の勧告に従わない者に対し、事業者名等を公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

浄化槽清掃業許可業者名簿

令和6年12月1日現在

	業者名	所在地	浄化槽保守点検業	許可内容	電話番号
1	市川清掃	〒359-1145 所沢市山口1060	無	浄化槽清掃業	04(2922)6935
2	澤田商事	〒359-0038 所沢市北秋津236-7	有	浄化槽清掃業	04(2993)0954
3	加藤商事(株)	〒359-1118 所沢市けやき台2-31-2	有	浄化槽清掃業	04(2926)7777
4	(株)タカヤマ	〒359-0011 所沢市南永井37-9	有	浄化槽清掃業	04(2992)2944
5	所沢共栄商事(有)	〒359-0025 所沢市上安松278	無	浄化槽清掃業	04(2995)0545
6	(有)伊藤清掃	〒359-1141 所沢市小手指町4-8-7	有	浄化槽清掃業	04(2949)2878
7	本橋清掃	〒359-1167 所沢市林1-46	無	浄化槽清掃業	04(2948)0135
8	(協)所沢清和会	〒359-0031 所沢市下新井1447-1	有	浄化槽清掃業	04(2998)0077

一般廃棄物処分業許可業者名簿

令和6年12月1日現在

	業者名	所在地	種類	業態(処理品目)	電話番号
1	(株)木下フレンド	〒359-0023 所沢市東所沢和田3-1-10	ごみ	溶融(発泡スチロール)	04(2944)3737
2	(株)ジェイ・アール・エス	〒359-1167 所沢市林1-299-8	ごみ	堆肥化、飼料化(食品廃棄物)	04(2938)7277
3	東明興業(株)	〒177-0032 練馬区谷原1-12-10	ごみ	破碎(木くず)	03(5910)2771

一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

令和6年12月1日現在

	業 者 名	所 在 地	業 態	電 話 番 号
1	市 川 清 掃	〒359-1145 所沢市山口1060	収集運搬業 浄化槽汚泥	04(2922)6935
2	澤 田 商 事	〒359-0038 所沢市北秋津236-7	収集運搬業 浄化槽汚泥	04(2993)0954
3	加 藤 商 事 (株)	〒359-1118 所沢市けやき台2-31-2	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物	04(2926)7777
4	(株) タ カ ヤ マ	〒359-0011 所沢市南永井37-9	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物	04(2992)2944
5	所 沢 共 栄 商 事 (有)	〒359-0025 所沢市上安松278	収集運搬業 し尿、浄化槽汚泥	04(2995)0545
6	(有) 伊 藤 清 掃	〒359-1141 所沢市小手指町4-8-7	収集運搬業 浄化槽汚泥	04(2949)2878
7	本 橋 清 掃	〒359-1167 所沢市林1-46	収集運搬業 (積替え保管を含む。) ごみ、し尿、浄化槽汚泥 特定家庭用機器廃棄物	04(2948)0135
8	協 同 組 合 所 沢 清 和 会	〒359-0031 所沢市下新井1447 1	収集運搬業 ごみ、し尿、浄化槽汚泥	04(2998)0077
9	(株) 木 下 フ レ ン ド	〒359-0023 所沢市東所沢和田3-1-10	収集運搬業 (積替え保管を含む。) ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2944)3737
10	(株) シ マ ザ キ	〒350-0831 川越市府川91	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	049(222)4474
11	太 誠 産 業 (株)	〒171-0022 豊島区南池袋3-14-11 中町ビル	収集運搬業 ごみ	03(3989)0098
12	(株) 高 澤 商 店	〒355-0024 東松山市六軒町18-13	収集運搬業 ごみ	0493(23)6392
13	(株) サ ニ テ ッ ク	〒359-0011 所沢市南永井338	収集運搬業 (積替え保管を含む。) ごみ	04(2944)8123
14	(株) ジ ェ イ ・ ア ー ル ・ エ ス	〒359-1167 所沢市林1-299-8	収集運搬業 ごみ	04(2938)7277
15	長 沼 商 事 (株)	〒359-1167 所沢市林1-306-7	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2947)8870
16	所 沢 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 協 同 組 合	〒359-0012 所沢市坂之下1143	収集運搬業 ごみ	04(2945)8080
17	所 沢 リ サ イ ク ル 事 業 協 同 組 合	〒359-1167 所沢市林1-306-7	収集運搬業 ごみ	04(2949)9776
18	(株) エ ス ・ イ ー テ イ	〒359-0023 所沢市東所沢和田2-32-5	収集運搬業 (積替え保管を含む。) ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2951)7760
19	ヤ マ ダ 産 業 (株)	〒350-1107 川越市の場新町12-8	収集運搬業 ごみ	049(226)7722
20	(株) 高 橋 産 商	〒331-0811 さいたま市北区吉野町2-5-12	収集運搬業 ごみ	048(652)8884
21	(有) ヒ ラ カ ワ	〒359-1133 所沢市荒幡153-23	収集運搬業 ごみ	04(2923)7411
22	(有) エ ム ・ ク リ ー ン	〒350-1317 狭山市水野62-24	収集運搬業 ごみ	04(2956)2138

	業 者 名	所 在 地	業 態	電 話 番 号
23	(株) アユミ・プラン	〒359-1164 所沢市三ヶ島1-144-3	収集運搬業 ごみ	04(2949)7720
24	(株) 小見山商事	〒350-1328 狭山市広瀬台2-7-3	収集運搬業 ごみ	04(2953)8841
25	片山商事(株)	〒354-0045 入間郡三芳町上富1554	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	049(258)6741
26	(株) ウチダ	〒356-0034 ふじみ野市駒林18	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	049(263)9777
27	(株) 長田屋商店	〒359-1115 所沢市御幸町12-4	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2922)2413
28	(有)エヌ・クリーンサービス	〒358-0011 入間市下藤沢553-1	収集運搬業 ごみ	04(2965)5423
29	(有) カワスギ	〒358-0014 入間市宮寺2310-23	収集運搬業 ごみ	04(2934)3600
30	クリンシステム(株)	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-2-18	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	048(831)4615
31	(有) ゴーイング	〒359-0013 所沢市城978-5	収集運搬業 ごみ	04(2945)5667
32	(株) 遠藤商会	〒358-0033 入間市狭山台3-2-9	収集運搬業 ごみ	04(2937)5346
33	エルエス工業(株)	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	収集運搬業 動物死体	03(5410)3627
35	(株) 久米川紙業	〒350-1313 狭山市上赤坂606	収集運搬業 ごみ	04(2958)3036
36	(株) ヤマキ	〒360-0843 熊谷市三ヶ尻字新山3884	収集運搬業 ごみ	048(532)1740
37	東明興業(株)	〒177-0032 練馬区谷原1-12-10	収集運搬業 ごみ	03(5910)2771
38	(有)モスティーサービス	〒358-0008 入間市河原町1-3駅前ビル304	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2946)9332
51	(株) 山口商会	〒358-0014 入間市宮寺3086	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	04(2964)2552
52	(有)サンパイサービス	〒350-1150 川越市中台南2-12-10	収集運搬業 ごみ 特定家庭用機器廃棄物	049(242)6314
53	(株) 雅	〒358-0002 入間市東町5-3-5-303	収集運搬業 ごみ	050(1271)4929
55	(有) 星野商店	〒356-0051 ふじみ野市亀久保1-11-3	収集運搬業 ごみ	049(266)2234

一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿(家電)

令和6年12月1日現在

	業 者 名	所 在 地	許 可 内 容	電 話 番 号
1	大 村 商 事 (株)	〒353-0003 志木市下宗岡2-18-20	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(472)0328
2	(株) 表 養 樹 園	〒208-0032 武蔵村山市三ツ木1-20-1	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	042(560)2531
3	片 山 商 事 (株)	〒351-0012 朝霞市栄町5-6-19	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(461)4126
4	(株) 協 和 清 掃 運 輸	〒356-0034 ふじみ野市駒林1101	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	049(293)2412
6	(有) 向 上 舎	〒350-1328 狭山市広瀬台4-12	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	04(2941)4926
7	(有) 渋 谷 商 事	〒204-0012 清瀬市中清戸1-526	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	042(491)2166
9	大 生 運 輸 (株)	〒203-0054 東久留米市中央町1-1-6	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	042(471)6111
10	片 山 商 事 (株)	〒337-0003 さいたま市見沼区深作5-18	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(685)1711
11	(株) 奈 良 商 事	〒357-0047 飯能市落合275-5	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	042(974)8808
12	(株) 野 島 商 事	〒352-0022 新座市本多1-6-7	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(478)2049
13	(有) 飯 能 清 掃 セ ン タ ー	〒357-0036 飯能市南町13-1	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	042(973)3738
14	(株) ア シ ス ト	〒351-0001 朝霞市上内間木407-5	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(456)3356
15	(有) 大 和 清 掃	〒351-0101 和光市白子3-21-14	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(461)1858
16	山 本 商 店	〒350-0461 人間郡毛呂山町中央3-37-23	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	049(295)0435
17	(有) 志 木 リ サ イ ク ル	〒353-0002 志木市中宗岡5-14-27	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(471)1931
18	(株) M A N O	〒358-0031 人間市新久769	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	04(2935)0808
20	栗 原 興 行 (株)	〒351-0024 朝霞市泉水3-2-3	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(461)4906
21	(有) ナ ミ キ	〒352-0011 新座市野火止2-2-43	運搬業 特定家庭用機器廃棄物	048(477)7519

ごみ処理の変遷



西部クリーンセンター

ごみ処理の変遷

年代	主なできごと	人口
大正末期	本市の清掃事業のうちごみ処理は、大正末期から一個人が旧町内会から依頼され、奉仕的にその町内の収集、処分を行っていた。旧町内会では、会費と町からの助成金をごみ処理費に当てていたが、ごみ排出量が次第に増加し、町内会では処理不可能となった。このため町営によってごみ処理を依頼しようとの声が高まる。	
昭和初期	町でも町内会だけで運営させることは困難と認め、収集員及び収集用具を町営として引継ぎ、発足した。当時は大掃除にしても警察署員を巡視員として任命、常時監視巡回する等環境衛生に力を入れていた。 また、収集方法は各戸巡回制にして運搬処分を行っていた。	
昭和15年頃	消費物資が不足を来し、ごみも燃料等の有価物として利用されたため排出量が著しく減少したが、戦争により職員も不足し、町営でのごみの収集は中断せざるを得なかった。この時期の収集方法は手車で各戸を巡回収集し、一定の場所に集め、そこから町が委託した運搬馬車に積替え、埋立地まで搬送した。	
昭和23年頃	一個人が町内衛生費により特定の家庭を塵芥収集したこともあるが、昭和26年9月までで、以後市営に移る。	
昭和25年 11月	市制施行。	S 25. 10. 1 42,559
昭和26年 10月	市営として、手車からリヤカーに切り換え、当時の内田市長が近隣市町村では初めて自動車（駐留カナダ軍用車の払い下げ）を導入し収集・運搬を行った。	
昭和29年 4月	それまでの汚物掃除法（明治33年法律第31号）から清掃法（昭和29年法律第74号）に改正される。	
9月	所沢市清掃条例制定。	
昭和30年 4月	清掃法第4条に基づき、市内の一部（現日吉町、東町、旭町、御幸町、寿町、元町、金山町、有楽町、宮本町、西所沢、星の宮、西住吉、東住吉、くすのき台）を特別清掃地域に指定。	S 30. 10. 1 56,249
昭和34年	塵芥処理のため衛生課を設立。	S 34. 10. 1 62,374
昭和37年 2月	本市初の本格的焼却炉として松郷に18.75トン／8hの固定化バッチ炉を680万円で建設（敷地面積約900坪）。収集の容器は石油缶を改良したものを各戸に無料配布し、容器の持出し収集を開始する。	
昭和38年 7月	機構改革により部制を施行。衛生課は民生経済部に所属。	
8月	星の宮の320戸を対象に週2回の可燃物定期収集を試行。また、収集時に『赤トンボ』のオルゴールを流し始める。	S 38. 10. 1 76,182
昭和39年 1月	特別清掃地区全域を1月末までに週2回の可燃物定時収集とした。	
昭和40年 12月	排出量の増大により処理能力18.75トン／8hでは処理しきれず、新たに隣地に固定化バッチ炉40トン／8h（6.6トン／8h×6炉）を建設することを決定。	S 40. 10. 1 89,346
昭和41年 4月	衛生課から新たに清掃課を分離新設する。	
6月	松郷に所在する清掃事務所の固定化バッチ炉40トン／8h竣工。	

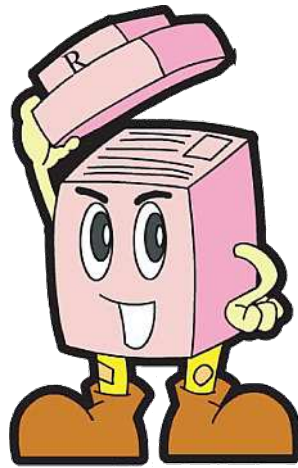
年代	主なできごと	人口
昭和42年 8月	各戸容器収集から袋収集に切り換え始める。	
昭和43年 1月	各戸容器収集は全廃し、空き袋利用によるステーション方式に切り換え、多量排出者については焼却場まで運搬する持込制度に変更する。また、特別清掃地域を拡張（現松井地区、吾妻地区、新所沢地区、富岡地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区を追加）した。	S 43. 10. 1 111,798
6月	松郷に所在する清掃事務所の機械化バッチ炉30トン/8h（15トン/8h×2炉）竣工。	
7月	民生経済部が民生部と衛生経済部に分離し、清掃課は、衛生経済部の所属となる。	
昭和44年 4月	清掃課が松郷の清掃事務所へ移る。	
昭和45年 9月	西部清掃工場（機械バッチ燃焼式焼却炉90トン/日）建設に着手。清掃法（昭和29年法律第72号）が全部改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）になる。	
昭和46年 10月	西部清掃工場竣工。	S 46. 10. 1 146,344
昭和47年 4月	衛生経済部から生活環境部になる。	
7月	所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定。	
昭和51年 6月	不用品登録制度を商工課消費経済係で開始。	
昭和52年 1月	東部清掃工場（連続燃焼式機械炉90トン/24h×2基）建設に着手。	S 52. 10. 1 212,236
昭和53年 3月	東部清掃工場竣工。	
昭和54年 3月	西部清掃工場排水処理施設竣工。	
昭和55年 3月	西部清掃工場粗大（不燃）ごみ処理施設建設に着手。	
11月	西部清掃工場粗大（不燃）ごみ処理施設竣工。	
昭和57年 10月	最終処分場の用地確保が困難となり、焼却灰等の一部県外搬出を開始。また、清掃工場建設室が設置され、新工場建設に向けての準備が始まる。	
昭和59年 4月	有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）の分別収集開始。	
昭和60年 4月	ごみの排出量は、2清掃工場の現有能力を越えつつあり、新炉建設が急がれる。しかし、都市化が進む中で清掃工場建設用地、最終処分場用地の確保が困難となる。こうした状況に対応するため行政組織の見直しが行われ、清掃管理課と清掃業務課の2課に機構改革される。	S 60. 10. 1 275,168
12月	リサイクルモデル自治会所沢コーポラス（690世帯）で「びん・かん類」の分別収集を月2回実施。	
昭和61年 3月	西部清掃工場増設炉（准連続燃焼式流動床炉50トン/16h×1基）建設に着手。	
5月	リサイクルモデル自治会所沢ネオポリス（510世帯）で「びん・かん類」の分別収集を月2回実施。	
6月	生ごみ処理容器購入費補助金交付制度開始。	
昭和62年 1月	西部清掃工場増設炉竣工。	
4月	リサイクルモデル自治会フラワーヒル（410世帯）で「びん・かん類」の分別収集を月2回実施。	S 62. 10. 1 288,720

年代	主なできごと	人口
	西部清掃工場（更新）（准連続燃焼式流動床炉49トン/16h×2基）に着手。 所沢市北野一般廃棄物最終処分場建設に着手。	
平成元年 3月	西部清掃工場（更新）竣工。 所沢市北野一般廃棄物最終処分場竣工。	H元. 10. 1 297,711
平成3年 4月	機構改革により、清掃部が創設され、減量化・資源化を強力に推進するため減量リサイクル推進室が設置されると共に、清掃工場を清掃事業所に改める。また、集団資源回収事業報償金交付制度を開始する。 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）が制定される。	
7月	資源回収施設が整備され、全市においてびん・かんの分別収集開始。	
10月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が大幅に改正される。	H3. 10. 1 305,460
平成5年 4月	「燃やせるごみ」の収集を{月・木}{火・金}{水・土}の3地区制から{月・木}{火・金}の2地区制に移行する。	
6月	市内2地区（狭山湖・桜木神社）で不法投棄監視員モデル制度実施事業を開始する。	H5. 10. 1 313,841
平成6年 4月	ペットボトルの資源化として選別回収を開始。 機構改革により清掃管理課が清掃総務課に変更となる。	
8月	西部清掃事業所C系焼却炉改造工事及び灰固形化施設工事開始（平成7年3月完了）。	H6. 10. 1 317,012
平成7年 2月	フロンガス回収事業の実施。	
4月	西部清掃事業所内で灰固形化施設が稼働開始。 エコストア協力店認定推奨制度を実施。	H7. 10. 1 320,406
平成8年 4月	環境衛生対策審議会を廃止し、廃棄物減量等推進審議会を設ける。 所沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止し、新たに所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行する。 東部クリーンセンター建設室を設置。	
平成8年 6月	透明・半透明ごみ袋及び資源ごみ収集のモデル地区として、並木3丁目1番地のうち所沢パークタウン駅前通り団地（859世帯）、松が丘1～2丁目（716世帯）、花園1～4丁目（1,455世帯）を指定し、「ペットボトル」「新聞」「布類」「雑誌・書籍類・段ボール」の収集を月1回各水曜日に実施。	H8. 10. 1 322,883
12月	「リサイクルふれあい館」が東所沢和田に開設される。	
平成9年 4月	透明・半透明ごみ袋による収集を開始。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づいて、ペットボトル及びガラス（カレット）のうち、茶・その他を容器包装廃棄物として処理を行う。 西部清掃事業所不燃物等処理施設が稼働。	
7月	プラスチック・ビニールごみ収集のモデル地区として、北中1丁目（196世帯）、小手指町1～4丁目（5,559世帯）、東所沢1～5丁目（4,399世帯）、東所沢和田1～3丁目（2,252世帯）を指定し、「燃やせないごみ」の中から「プラスチック・ビニール」「ペットボトル」の収集を週1回水曜日に実施。	

年代	主なできごと	人口
10月	古着等の拠点回収を行うファイバーリサイクルを開始。	H9. 10. 1 325,401
12月	廃棄物固形燃料（RDF）化システムが西部清掃事業所内で稼働。 不法投棄物に対する監視体制を強化するうえで、不法投棄の可能性が高い夜間の監視パトロールを実施。	
平成10年 4月	「燃やせないごみ」の中から新たに塩ビ製品を除く「プラスチックごみ」の分別収集を開始し、同時に「燃やせないごみ」の名称を「燃やさないごみ」と変更し、「燃やせるごみ」・「プラスチックごみ」・「燃やさないごみ」・「有害ごみ」・「びん・かん」・「粗大ごみ」の6分別収集を実施した。 機構改革により、清掃業務課を廃止し東西の両事業所を課に昇格させ組織としての強化を図る。また、減量リサイクル推進室をリサイクル推進課と名称を変更した。	H10. 10. 1 326,405
平成11年 2月	西部清掃事業所排ガス処理施設改造工事着手（平成13年3月まで）。	
4月	「燃やさないごみ」の収集回収を月2回に変更。	H11. 10. 1 327,718
平成12年 4月	従来6分別に「ペットボトル」、「新聞・雑誌・段ボール」を加えた8分別収集を開始。 不法投棄防止パトロールを試験的に実施（4/21～10/20）。	
6月	東部クリーンセンター建設工事着手。	H12. 10. 1 330,853
平成13年 3月	西部清掃事業所排ガス処理施設改造工事完了。	
4月	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行。 不法投棄防止パトロール開始。 廃食用油の回収を開始。	H13. 10. 1 332,941
平成14年 4月	機構改革により、清掃部と環境部が統合され「環境クリーン部」となる。これに伴い、清掃総務課は「清掃管理課」へ名称を変更した。	H14. 10. 1 335,085
11月	東部清掃事業所内のごみ焼却炉を廃炉。	
平成15年 3月	東部クリーンセンター竣工。	
4月	機構改革により、清掃管理課とリサイクル推進課が統合され「廃棄物対策課」となる。また、東部清掃事業所は「東部クリーンセンター収集事務所」、西部清掃事業所は「西部クリーンセンター」とそれぞれ名称を変更、同時に平成12年6月に建設を開始した「東部クリーンセンター」が稼働を始めた。 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、従来の「プラスチックごみ」で収集するものをプラスチック製の容器包装のみに限定し、「プラスチックごみ」から「プラスチック」と名称を変更した。また、従来「びん・かん」として収集を行っていたスプレー缶について、「燃やさないごみ」に誤って分別されることが多いことから、名称を「びん・かん・スプレー缶」と変更し、車両火災などの事故の減少を図った。 粗大ごみの処理の有料化を開始した。同時に、粗大ごみ訪問運び出し収集サービスを開始した。	

年代	主なできごと	人口
5月	東所沢和田にあった「リサイクルふれあい館」が、日比田地区へ移転し、ごみ減量とリサイクル意識の向上のための学習施設「リサイクルふれあい館」（エコロ）として新たに開館した。以前までのリサイクルふれあい館は、名称を「東所沢エコステーション」に変更し、古着・古布や廃食用油の回収拠点とした。	H15. 10. 1 336,575
7月	西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設が稼働を開始。	
8月	生ごみ資源化推進事業（モデル地区のみ）開始。	
平成16年 4月	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づくパソコンリサイクルを開始（資源有効利用促進法に基づき、平成15年10月に家庭系PCリサイクルが施行）。	H16. 10. 1 336,767
5月	陶磁器を資源化するため、拠点回収（ファイバーリサイクル開催時同時収集）を開始。	
8月	資源物持ち去り防止対策として、「所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、資源物の所有権が市に帰属することを明確化。同時にパトロールを開始。	
平成17年 3月	北野一般廃棄物最終処分場の埋立終了。	H17. 10. 1 338,142
4月	ごみの収集を一部民間業者に委託化（市全体の3割の地区を委託）。 し尿収集について許可制から委託化。 ふれあい収集を開始。 「ペットボトル」の収集を「プラスチック」と同日の収集から、別日の収集に移行。	
8月	「一般家庭粗大ごみ収集の申込」電子申請開始（埼玉縣市町村申請届出サービス）。	
平成18年 2月	東部クリーンセンター収集事務所（旧焼却施設）の解体・改修工事に伴い、東部クリーンセンター収集事務所が仮設事務所へ移転（松郷143番地の3）。	H18. 10. 1 339,332
3月	東部クリーンセンター収集事務所（旧焼却施設）の解体・改修工事着手。	
4月	生ごみ処理容器購入費補助金交付制度を廃止し、生ごみ減量化・資源化推進奨励金交付制度を開始。	
平成19年 4月	機構改革により、東部クリーンセンターに「管理課」「施設課」「東部クリーンセンター収集事務所」、西部クリーンセンターに「管理課」「施設課」「収集課」を設置。	H19. 10. 1 340,430
平成20年 3月	東部クリーンセンター収集事務所解体・改修工事完了。	H20. 10. 1 341,112
4月	「東所沢エコステーション」が移転。東部クリーンセンター収集事務所に併設し、新たに開館。	
平成21年 4月	機構改革により、「廃棄物対策課」が「資源循環推進課」となる。 西部クリーンセンターC系焼却炉を休止。	
6月	単一素材プラスチック、CD・DVD・ビデオテープや携帯電話等の拠点回収を開始。	H21. 10. 1 341,747
7月	「所沢市ごみ減量・資源化を進める市民会議」を設置し、家庭や事業所から排出されるごみの減量・資源化について、調査・研究等を開始（任期2年間）。	
12月	し尿処理施設整備工事着手。	
平成22年 10月	東部クリーンセンターにおいて、廃プラスチック類（「燃やさないごみ」として収集し、破碎処理後に金属等の資源物を回収した後、一部埋立し、残ったもの）の焼却処理を開始。 小型家電製品の別収集（「燃やさないごみ」の日に、他のものとは分けて出されているものを収集）を開始。	H22. 10. 1 342,687
平成23年 4月	「小型家電製品」の別日収集開始。「燃やさないごみ」の名称を「破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）」に、「新聞・雑誌・段ボール」を「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」にそれぞれ変更。	H23. 10. 1 342,938

年代	主なできごと	人口
	7月 「所沢市ごみ減量・資源化を進める市民会議」は、「生ごみ」「雑がみ、古布、剪定枝」「プラスチック」「啓発・普及」の4つの分野に分かれ、ごみ減量・資源化に関する調査・研究や、実践活動、啓発・周知等の活動を行ってきた。 平成23年7月にその2年間の任期を終えるにあたり、活動報告書を作成する。	
平成24年	2月 使用済インクカートリッジの拠点回収を開始。 3月 し尿処理施設整備工事竣工。	
	4月 「所沢市衛生センター」が稼働を開始。 東部クリーンセンターにおいて、毎月第1土曜日午前中の持込受け入れを試験的に開始。	H24. 10. 1 343,041
平成25年	4月 東部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、毎月第1土曜日午前中の持込受け入れを開始。 11月 「所沢市家庭ごみ収集運搬業務の委託拡大に向けた計画」を策定	H25. 10. 1 343,234
平成26年	3月 北野一般廃棄物最終処分場の地上部を、メガソーラー所沢「とことこソーラー北野」として利用開始。 4月 ごみの収集について、委託地区を市全体の4割とする。 マチごとエコタウン所沢構想に基づき、「食品ロス削減事業」「トコとん資源化推進事業」を開始する。 5月 トコろんエコバッグ販売開始。 スマートフォン対応所沢市ごみ分別アプリ「わけトコッ！」をリリース。	
	9月 西部クリーンセンター基幹的設備改良（長寿命化）工事着手。	H26. 10. 1 342,814
平成27年	4月 市内2地区で古着・古布のモデル回収を開始（H27.7月まで） 10月 所沢市一般廃棄物処理基本計画を全面改訂。 西部クリーンセンターC系焼却炉を廃止。 12月 「西部クリーンセンター 市民持込みステーション」が開設。	H27. 10. 1 343,293
平成28年	4月 「古着・古布」の分別収集を開始。 集団資源回収事業報償金の単価を5円から6円に引き上げ。 生ごみ減量化・資源化推奨奨励金の補助を、購入価格の3分の2（上限2万円）に変更。 10月 北野一般廃棄物最終処分場の用地購入が完了。	H28. 10. 1 344,017
平成29年	3月 （仮称）第2一般廃棄物最終処分場基本計画を策定。 西部クリーンセンター基幹的設備改良（長寿命化）工事完了。 4月 ごみの収集について、委託地区を市全体の5.5割とする。 「粗大ごみ受付センター」を設置。 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加を開始。 12月 東部クリーンセンター延命化工事着手。	H29. 10. 1 344,002
平成30年	4月 「一般廃棄物最終処分場整備室」を設置。 東部クリーンセンター及び西部クリーンセンターで長期包括運営委託を開始。 12月 市長により「マチごとプラスチックごみ削減宣言」がされる。	H30. 10. 1 344,388
平成31年	3月 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」及びCD・DVD・ビデオテープの拠点回収を終了。 4月 機構改革により、「東部クリーンセンター管理課・施設課」が「東部クリーンセンター」に、「西部クリーンセンター管理課・施設課」が「西部クリーンセンター」に、「東部クリーンセンター収集事務所」「西部クリーンセンター収集課」が「収集管理事務所」に統合される。	
令和元年	9月 東部クリーンセンターの灰溶融炉を廃止。 10月 所沢市一般廃棄物処理基本計画を部分改訂。	R1. 10. 1 344,331
令和2年	4月 ごみの収集について、委託地区を市全体の7割とする。	



令和6年版清掃事業概要

発行 令和6年12月
編集 所沢市環境クリーン部
資源循環推進課
〒359-8501 所沢市並木1-1-1

資源循環推進課

04-2998-9146

東部クリーンセンター

04-2998-5300

西部クリーンセンター

04-2948-3141

収集管理事務所

04-2946-5353

リサイクルふれあい館

04-2994-5374

東所沢エコステーション

04-2946-5360

粗大ごみ受付センター

04-2951-1153

一般廃棄物最終処分場整備室

04-2998-5533

衛生センター

04-2944-6294

本書は再生紙を使用しています



TOKOROZAWA